

独立行政法人国際交流基金法案(内閣提出第一七号)	法律案(内閣提出第三六号)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一 部を改正する法律案(内閣提出第五六号)
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)	独立行政法人農畜産業振興機構法案(内閣提出第二七号)	独立行政法人農業者年金基金法案(内閣提出第三八号)
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(内閣提出第一九号)	独立行政法人農林漁業信用基金法案(内閣提出第三九号)	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
独立行政法人日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)	独立行政法人緑資源機構法案(内閣提出第四一号)	独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)
独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(内閣提出第二二号)	独立行政法人日本貿易振興機構法案(内閣提出第四三号)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案(内閣提出第四四号)
独立行政法人日本芸術文化振興会法案(内閣提出第二三号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法案(内閣提出第四五号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法案(内閣提出第四六号)
独立行政法人科学技術振興機構法案(内閣提出第二四号)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案(内閣提出第四七号)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案(内閣提出第四八号)
独立行政法人日本学術振興会法案(内閣提出第二五号)	独立行政法人中小企業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案(内閣提出第四九号)	独立行政法人国際観光振興機構法案(内閣提出第五〇号)
独立行政法人理化学会法案(内閣提出第二六号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法案(内閣提出第五一号)	独立行政法人水資源機構法案(内閣提出第五〇号)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(内閣提出第二七号)	独立行政法人水資源機構法案(内閣提出第五一号)	日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
独立行政法人労働者健康福祉機構法案(内閣提出第二八号)	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
独立行政法人福祉医療機構法案(内閣提出第二九号)	○保利委員長 東京地下鉄株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)	独立行政法人自動車事故対策機構法案(内閣提出第五四号)
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案(内閣提出第二〇号)	○保利委員長 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)	独立行政法人自動車事故対策機構法案(内閣提出第五四号)
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案(内閣提出第二一号)	○保利委員長 東京地下鉄株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)	独立行政法人自動車事故対策機構法案(内閣提出第五四号)
独立行政法人中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)	○保利委員長 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(内閣提出第二三号)
独立行政法人雇用・能力開発機構法案(内閣提出第二三号)	○保利委員長 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(内閣提出第二三号)	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(内閣提出第二三号)
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案(内閣提出第二五号)	○保利委員長 そのように決しました。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案(内閣提出第二五号)
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する(内閣提出第二六号)	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する(内閣提出第二六号)

○保利委員長 これより会議を開きます。
内閣提出 独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法律案の各案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として特殊法人等改革推進本部事務局長兼内閣官房行政改革推進事務局長堀江正弘君、特殊法人等改革推進本部事務局次長熊谷敏君、財務省大臣官房審議官藤原啓司君、文部科学省大臣官房長結城章夫君、文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君、文部科学省高等教育局長工藤智規君、文部科学省高等教育局私学部長玉井日出夫君、文部科学省スポーツ・青少年局長遠藤純一郎君、文化厅次長錢谷真美君、経済産業省大臣官房審議官広田博士君、中小企業庁事業環境部長齊藤浩君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー・部長伊藤隆一君、経済産業省大臣官房審議官伊沢正君、経済産業省産業技術環境局長中村薰君、中小企業庁長官杉山秀二君、中小企業庁次長青木宏道君、国土交通省大臣官房長安富正文君、国土交通省土地・水資源局水資源部長小林正典君、国土交通省都市・地域整備局長澤井英一君、国土交通省鉄道局長石川裕己君、国土交通省政策統括官河崎広二君、国土交通省政策統括官鷲頭誠君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局次長関本匡邦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と認めます。よって、
○保利委員長 御異議なしと認めます。そこで、
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。○佐藤公治君。
○佐藤公治君 自由党の佐藤公治でございます。
本当にありがとうございます。
私が何点か質問を、時間も余りございませんが、させていただく中、まず前提としまして、自らの委員が、今まで、両大臣含めて皆さん方にいろいろなことを投げかけさせていただきました。文科大臣とは、前回の委員会でもいろいろと議論いたしましたが、このたびの法律も含めて、小泉総理、小泉内閣の、日本の國のあるべき姿、まさに哲学論というものの話がございました。この委員会でも、東委員を初め私たちの委員が、その哲学論のこと、日本の國のあるべき姿というのを論じ合ったわけでございますが、なかなか歯車が合わない、お互い理解し合えない状態の平行線のままだと思います。私は、きょう、その全体の話をまたさらにするつもりは今はございません。これは、いつまでたっても平行線なのかなという気がいたしております。
そういう中で、今回の特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律、この全体の話の中で、特に文科省に関して、この管轄の八法案について少しお聞きしたいと思います。
押してもだめなら引いてみなんじゃないんですけど、私は全体を見たときに、この八法案といふものが、本当はまさに国でやるべきこと、基本的には国でやるべきことが八法案すべてに言えるのではないか。それは、個々につづかれて分散して検討していくべきことなどではないかとお思いになられているのではないかと、私自身感じあるところであります。でも、この八法案というのは、逆に、独立行政法人という形、または外に出していくといふのではなくて、本来国が基本的にやつていかなべきことなどのではないかとお思いになられているのではないかと、私自身感じあるんで

す。

この部分を、大臣の思い、これを本当に独立行政法人にしてしまつていいのか、逆にこの八法案というは、本来文科省が、国が責任を持つてやらなくてはいけないこと、そう思うわけがございませんけれども、その辺に関しての御認識、御見解を教えていただければありがたいと思います。

○遠山国務大臣 我が省の守備範囲、教育、科学技術、文化、スポーツにつきましては、私もこれらはまさに一国の将来にわたる基盤を形成するものだと思っておりまして、大変重要な事業が多いと思っております。今、委員の方から御指摘ございまして、まさに国がしっかりとやるべきだといふお話をつきましては、私は、それらの分野について、まさに国がしっかりと基盤形成について責任を負つていくことは大変大事だと思っております。

今回お願いしております八つの独立行政法人については、それらに関するものではございまして、個別の事業ということになりますと、国が直轄で直接やりますよりは、それぞれの法人が自ら性あるいは自律性を發揮して大いに活発にやつていただきことの方が、むしろ国が直接やるよりは効率的かつ効果的であるというふうに考えていいわけございます。そのようなことから、国が直接実施することは必ずしも適切でないということで、事務事業の効率的、効果的な実施の観点から独立行政法人にすることとしたものでござります。

独立行政法人によることによるメリット、幾つかございますが、そういうものを最大限に生かしていく、そのことが、私どもにとりまして大変重要な責務ではないかと考えております。

○佐藤(公)委員 大臣がそういうふうにお考えになるのであれば、私は、今回こうやって独立行政法人にする前に、まず、やはりほかの独立行政法人にしていく、そのことが、私どもにとりまして大変重要なのは、少し意味合い、中身が違うと思う

んです。そういう部分からすれば、今回の文科省の管轄の独立行政法人、独立行政法人にするとい

う前に、やはり一回国がきちんと責任を持つてやるべきことを引き取り、そしてそのほかの部分をきちんと分散させ、または検証し、考え、そして

独立行政法人にできるものときちんと分けて考

えていくべきことというのがあると思うんですね

か。

○遠山国務大臣 そのことにつきましては、既にこれまでの組織づくりにおいて、国が直接やるものと、それから、現在は特殊法人でやつてあるものが多いためでございますが、そういうものを区分いたしましてやつてきた、これまでの経緯もございます。

例えれば宇宙開発の関係は、これは国がやるとい

ましても、それぞれ研究的にアプローチをした

り、あるいは国際的な動向などをその動きに的確

に応しながらとらえて、そして日本の宇宙開発

について、むしろ、国が行政機構の中に取り込ん

で直接その事業をやるというよりは、世界的な口

ケットの打ち上げの状況などを取りますとか、いろいろな衛星の打ち上げの状況等を勘案しながらやつ

ていく。そういう場合に、現在の特殊法人なりあ

るいは独立行政法人、既に先行しているものもあ

りますが、そういうところがむしろやりやすくなつていく。

今度、それらを、三つの機関を一緒にしまし

て、独立行政法人でお願いいたしておりますけれ

ども、そういう組織形態の変更によりまして、か

えつてそれらの目的が達成しやすい組織形態にな

ると私は思つておりますし、また、そうでなければこのような形でお願いするということに意味がないわけでございまして、そのことはしっかりと区別した上で、サポートすべきものはサポートし

ていくというのが国役割かと考えております。

○佐藤(公)委員 私は、やはりこの内容に関しては、本当に国が責任を持つてやるべきことという

のが文科省管轄に関してはかなり多いので、本来、

この辺は、きちんと区分整理をしながら国がき

ちつと引き取つてやつていくべきだと思います。

○遠山国務大臣 この十六が独立行政法人に移行したこ

とによって、どんなことが変わって、どういうメ

リットがあり、どういうデメリットがあつたの

か。総括はまだ早いかもしれませんけれども、

今、現段階での総括というのはどういうことが言えるでしょうか。

○遠山国務大臣 話しのよう、まだ独立行政

法人となりましてから一年半程度しか経過してお

りませんので、評価が難しい面もございますけれ

ども、我が省が現在所管しております十六の独立

行政法人につきましては、外部有識者から構成さ

れます独立行政法人評価委員会において、独立行政

法人につきましては、外部有識者から構成さ

した。国立研究所であつたり、国立の美術館、博物館といったものでございまして、いわば、そういう意味では、経営のトップは全部国家公務員でございました。それが、独立行政法人になることによりまして、国家公務員の出身者が、今、半分以下になつておるということをございます。

○佐藤(公)委員 物は言いようなかなというふうにも思ひますけれども、実際、そのあたりをやはりきちつと明確に考えて、大臣も見ていただけたらありがたいと思います。決していいことばかりではなくて、結果がうまくいっていない部分も幾つかあると思いますけれども、こういう部分はきちんと見て改善をしていく、また、考えていかなければいけない。こういうことに気を配つていた法律自身もうまくいくとは思えないのです。

実際、石原大臣と東委員との間での話し合いをいろいろと聞かせていただき、自由党というのがまさに対案を出させていただいて、サンセツト方式とということで、三年の、一つの期限を設けて、原則廃止、民営化ということを考えていく。しかし、これは一つのやり方の違いにもなるのかな。

一回全部をやめて、きちんと、国で管理すること、やつていくことを拾い上げよう。逆に、今石原大臣がおやりになろうとしていることは、一回独立行政法人にして、その中から民間にできることが、廃止にできることを拾い出していこうじやないか。こういう上からか下からかという考え方の、方法論の違いにも感じられる部分というのがありますが、実際、あるものを、どこがむだがあるのかというのを拾い出すというのは、なかなかできない作業、やりにくい作業だと思います。一回全廃ということを原則論として、そして、やめることを前提に、そこから本当に大事なものをピックアップしていく、出していく、これが私は、本当に今の現状、改革の正しいやり方だといふふに考へる部分がありますが、石原大臣、い

かがでしようか。

○石原国務大臣 佐藤委員が御指摘されました趣旨については、私も理解はさせていただいていると思います。

政法人等に関する法律案四十六本でございますが、ただいまの文部科学省との御議論の中でも、事業をスリム化している、こういうことが遠山大臣の方から指摘をされているわけであります。

が何らかの関与をしていかざるを得ない分野というものがあるわけでございます。あつたからこそ、特殊法人としてこれまで仕事をしてきました。しかしながら、時代の変遷とともに、また組織の見直し規定がない中で、また外部からの評価にさらされることもなく、特殊法人が自己増殖的に仕事をふやし、あるいは、もちろん株式会社

じやございませんので、當利目的ではございません

が、しかし、親方日の丸ということにあぐらをかいて、つぶれないということにあぐらをかいて、非効率な、目に余る運営がなされたといったことは、数々の事例が証左しているのではないかと思つております。

そんなものを、事務事業をゼロから見直して、民間にできないこと、地方にゆだねることができないもの、それでなおかつ公的な関与を残ざざるを得ないものを、新しい評価目標を持ち、さらには、第三者による監視、そして評価というものに

さらされ、組織自体も三年から五年で不要となる

に、第三者的に監視、そして評価というものに

と、やはり民営化とか廃止という努力とか目標ど

うのものはほとんど感じられないと思うんです。

実際、残さなきやいけない、国でやつていかな

きやいけないものと一番最初には言いましたけれども、結局は、そういう目的も目標もきちんと余り持たずに、努力もせずに、ただ言葉だけが先行して、中身はそのまままるするいく、これでは何の意味もないと思います。

この辺の努力とか目標というものをやはりきちんと明確にし、やつていく、こういうものの中へ、期間、期限というのも区切っていく、これ

はとても大事なことだと思いますけれども、石原

できているわけでござりますけれども、では、そういうことの考え方にはつとつて、そういう努力を各団体、独立行政法人でやつてあると思えるでしょうか。そしてまた、この次新たに八部門が、かもしれないけれども、民営化もしくは廃止という努力目標というものを立てられて、できますでしょうか。大臣、いかがでしようか。

○遠山国務大臣 独立行政法人として新たにお願いしてあるものあるいは既に出発しているものにつきましては、それぞれがそういう形態においてしっかりとやっていくことが、国の進めるべきいろいろな行政を補完する、あるいは事業をさらに活性化するということに大事だということで、私どもとしてはお願いをしているわけでございます。

○遠山国務大臣 独立行政法人として新たにお願いしてあるものあるいは既に出発しているものにつきましては、それぞれがそういう形態においてしっかりとやっていくことが、国の進めるべきいろいろな行政を補完する、あるいは事業をさらに活性化するということに大事だということで、私どもとしてはお願いをしているわけでございます。

今後の推移におきまして、評価にたえ得ないものが仮に出てまいりましたら、それはそのとき何かあるのかもしれませんけれども、私どもいたしましては、なすべきことをやつてもらう独立行政法人をしっかりとサポートし、また、それぞれの法人においてはその業務の目的に従つてしまつてやつてくれていくものだというふうに考えております。

○佐藤(公)委員 しかし、大臣、私はずつと、独立行政法人になつた十六の団体、そしてこれから八独立行政法人になつていくものを見ていくと、やはり民営化とか廃止という努力とか目標ども、結局は、そういう目的も目標もきちんと余り持たずに、努力もせずに、ただ言葉だけが先行して、中身はそのまままるするいく、これでは何の意味もないと思います。

この辺の努力とか目標というものをやはりきちんと明確にし、やつていく、こういうものの中へ、期間、期限というのも区切っていく、これ

大臣、いかがでしようか。

○石原国務大臣 今、文科大臣の方から、外部の評価にたえられないものが出来たとしたら見直していくというお言葉がございました。

先行した五十九法人、独立化したという意味でございますが、この評価というものは、集中改革期間の終了時、十七年度末には出そろわけでござります。そしてまた、もう既に八月から、先月でござりますが、これも今月末あるいは来月初めには出でまいりますので、そういうものを十分に、行政事務局といたしましても行革の立場で厳密に見させていただき、さらに、それをさらにチェックする機関として参与会議もつくらせていただいておりますので、参与の皆様にも、この全体的な評価を総務省の方で今お取りまとめてください。そしてまた、十月にかけまして、かなり第一回目の評価というものも出てまいりまして、これの全体的な評価を総務省の方で今お取りまとめてください。ただしおりますが、これも今月末あるいは来月の初めには出でまいりますので、そういうものを十分に、行政事務局といたしましても行革の立場で厳密に見させていただき、さらに、それをさらにチェックする機関として参与会議もつくらせていただいておりますので、参与の皆様にも、この全体的な評価を総務省の方で今お取りまとめてください。そしてまた、十月にかけまして、かなり第一回目の評価というものも出てまいりまして、これの全体的な評価を総務省の方で今お取りまとめてください。ただしおりますが、これも今月末あるいは来月の初めには出でまいりますので、そういうものを十分に、行政事務局といたしましても行革の立場で厳密に見させていただき、さらに、それをさらにチェックする機関として参与会議もつくらせて

いたいと思います。

○佐藤(公)委員 この評価というものが、一つの線引きとして非常に難しい。これは今までの委員会の中でも議論があり、たび重なる議論になりましたが、文科大臣としまして、先ほどお話ししました、批判にたえられない、たえられる、こういう部分での批判というのはどういう線引きで考へられているんでしょうか。

○佐藤(公)委員 この評価というものが、一つの線引きとして非常に難しい。これは今までの委員会の中でも議論があり、たび重なる議論になりましたが、文科大臣としまして、先ほどお話ししました、批判にたえられない、たえられる、こういう部分での批判というのはどういう線引きで考へられているんでしょうか。

○遠山国務大臣 独立行政法人の評価のあり方につきましては、それぞれ独立行政法人評価委員会が設けられまして、そこにおいて評価のあり方、評価の基準等について御論議があつた上で具体的な評価がなされるものだと思っております。

当方の関係では、委員長が浜田広さん、これは

リコー会長でございますが、そうした外部委員

の、外部有識者の英知を集めて評価されるという

のが評価だと思っておりまして、そのこと 자체に

ついてまたそれを左右するようなことを行政機関

が何かやるということは、かえって評価の中立性なり公平性を欠くのではないかと思つております。

私どもとしましては、独立行政法人はみずから目的と業務内容に沿つてしつかりとやつておられます。だき、それをまた公正な角度で評価していただき、その結果を待つ、そしてまた、それをむしろ改善に結びつけていくというのが本來のあり方ではないかというふうに考へているところでござります。

○佐藤(公)委員 何か本当に、最初から今までの委員会もずっと聞いていて、抽象、あいまいな状態でずっと話の議論が来ていて、その線引き、やつてみなきやわかないよ、こういうようにもとれることがたくさんございまして、私としては本当に雲をつかむような話であるようにも思えます。

私は、これに関してはもう余り、議論しても平行線にもなるし、話がなかなか成立しないのかなと思いますので、ちょっと個別の話に移らせていただきます。

今回の八法案の中の一つの放送大学、これに関するなんですかれども、放送大学、これは非常に内容のいい、私はいい教育システムだというように思うんですけども、放送大学卒業者の方々、多くの方々に聞くと、普通の大学よりも、実際問題、低く見られる傾向が社会全体にある。それは、一つは就職ということが、就職率というのが悪い。また、学生さんがどういう方々というこの分析調査がどうなっているのかにもよりますけれども、実際、普通の大学よりも下に見られるということ、そういう意見を聞くことが多くございます。

まず、この放送大学の在学生、または就職していいく、または環境、社会、また家庭状況というのを調査されているのかないのか、お答えください。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

放送大学、現在約十万人の学生が在学をしてお

るわけでございます。おっしゃるように、生涯學習機関でございます放送大学の学生は、ほかの一般の大学と比べますと、高齢者でありますとか、社会人等の有職者が多く、卒業後新たに職を得る人が少ないというものが現状でございます。

そういうふうなことでなかなか、先生がおつしやいますように、一般の大学と比べての社会的な評価、こういう問題につきまして、私どもも、さらにいろいろと放送大学に対する理解、こういったもののPRをしつかりとやっていかなきやいかぬな。さらに、おっしゃいましたように、私ども、まだまだ一般の学生に対するそういう状況の把握という面におきまして十分でない点もあろうかと思っております。放送大学とよくまた相談をしてまいりたいと考えております。

○佐藤(公)委員 何かあつという間に時間が来てしまいました。

私が言いたいことは、文科省に関して、国立大学も今後議論がされます、このたびの放送大学もそうです。これは本来国でやるべきこと、これを独立行政法人にするのではなくて、きちんと国が責任を持つてやるべきだということを最後に申し上げて、そこを大臣、もう一回よく考えた上で、やはり、日本の、この国のあり方というものをよく小泉総理と話し合っていただけたらありがたく、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○保利委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

文部科学関連法案は八本でございますが、本日は、主に独立行政法人日本芸術文化振興会法案についてお聞きをいたします。

昨年の十二月七日に、議員立法によって、文化芸術振興基本法が施行されました。ほぼ一年がたとうとしておりますが、私は、この基本法を生かして、芸術文化活動を支援し、豊かな文化芸術をこの二十一世紀に花開かせていくことが今求められているというふうに思います。

第一類第七号 特殊法人等改革に関する特別委員会議録第六号 平成十四年十一月十四日

まず、お聞きをいたします。昨年の文化芸術振興基本法の審議の際、私は、予算を十分にふやして、希望する団体に広く当たるようにする、本當の意味での芸術文化の振興をこそ野から広げていま

す。文部科学省もこの立場に変わりがないと思いますが、まずお聞きをいたします。これは、大臣、

○遠山国務大臣 芸術文化というのは、日本人のみならず広く人間にとつての心の豊かさを大事にするという意味で大変重要なことでござりますし、先般成立していただきました文化芸術振興基金による助成のねらいそのものが、文化の豊かな、芸術の豊かな日本にしようということで、それを実質確保するための予算については、私どもとしても、しっかりとこれについてはこたえていきたいという

○錢谷政府参考人 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金につきましては、現在、いわゆる低金利の状況の中でござりますので、運用益の減少はやむを得ないところでござりますけれども、日本芸術文化振興会では、元本の安定化を図りつつ、基金の効率的な運用に努めているところでござります。

当初、基金は、政府からの出資金五百億円と民間からの出捐金で構成をされていたわけでございますが、近年では、平成十三年度予算におきまして、三十億円の政府からの出資の増を図っているところです。

今後の基金の増資については、民間資金の出捐金の状況、現在までのところ百十二億円ござりますが、近年では、平成十三年度予算におきまして、三十億円の政府からの出資の増を図っているところです。

今後の基金の増資については、民間資金の出捐金の状況、現在までのところ百十二億円ござりますが、近年では、平成十三年度予算におきまして、三十億円の政府からの出資の増を図っているところです。

○石井(郁)委員 どうも、大変後ろ向きな御答弁で、大変問題だというふうに私は思いましたけれど

二億円の助成を予定いたしておるところでござります。

○石井(郁)委員 大体そういう数字かと思いま

も、やはり、政府の出資金を、本当に文化芸術の底上げのためにふやすことができないというか、ふやすということを明言できないところが、今、大変重要なふうに私は思います。

それは、この法律の提案理由説明でもこういうふうにあるわけですね。「特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため」となつております。この芸術文化振興会についての整理合理化計画は、基金について何と言つていいのでしょうか。「基金による助成については、原則として追加的な国費投入を行はず、基金運用収入、民間寄付等で賄えるよう業務の重点化を図る」まさに今御答弁いただいたようなことだと思ふんですね。やはり、幅広くではなくて、まさに重点化だということあります。しかも、追加的な国費投入は行わないということですから、これは底上げということにならないんじゃないですか。

しかも、最初に確認させていただきましたように、文化芸術振興基本法ができるという状態のもので、まさに国会の答弁と全く違つことを今行なはり約束すべきだと思いますが、これは大臣、いかがでございますか。

○遠山国務大臣 先ほど来の議論でおわかりのように、今金利が大変低いわけでございまして、基金の追加出資については、基金の運用状況あるいは民間出捐金の拠出状況等を考慮して慎重に対応するということでございますが、舞台芸術等に対する支援のやり方は、基金に対する国庫補助金による助成事業だけではございませんで、アーツプランによる文化庁の支援事業がございます。これを加味いたしますと、平成十三年にアーツプランが七十七億でございましたけれども、今年

度は百九十三億円ということで急激に伸びております。したがいまして、基金による舞台芸術に対する支援に加えてアーツプランのものを足しますと、十三年度百二十一億でございましたものが十四年度は二百一億ということです。

○石井(郁)委員 そういうことではだめなんですよ。全然だめなんです。

芸術文化振興会で、応募をされます、そして助成をされるわけですけれども、昨年、千六百件応募がある。そのうち、六百七十三件に対する助成をされているんですね。しかし、今お話しになつたアーツプランはどうですか。七十五团体です。

○石井(郁)委員 そういうことではだめなんですよ。全然だめなんです。

芸術文化振興会で、応募をされます、そして助成をされるわけですけれども、昨年、千六百件応募がある。そのうち、六百七十三件に対する助成をされているんですね。しかし、今お話しになつたアーツプランはどうですか。七十五团体です。

○石井(郁)委員 そういうことではだめなんですよ。全然だめなんです。

そういう中で、本当に切実な声として、基金をぜひ守つてほしい、すそ野にとって、十万円という額でも数多くの団体がもらえた方がいいんだと。いろいろな団体のチラシを見ると、アーツプランはふえているようだけれども、若い演出家の団はもらえていない。やはり若い方を育てなければいけないでしょう。お願いはただ一つです、基金は現在六百四十二億円だが、これを例えれば十一年間で一千億円にする、こういう計画的な増資はできるんじゃないのか、やつてほしいと。それで助成額はふえていくわけでしょう、皆さん。

○石井(郁)委員 そういう点で、基金に対する期待というのは本当に大きいものがあります。これにこたえることこそ振興基本法の具体化になるんじやありませんか。何のために振興基本法をつくったんでしょうか。やはり振興基本法をきちんと守るべきです。その精神で文化行政を行なうべきです。政府による基金の増資というのを私はしっかりとお約束していただきたい。いかがですか。

○錢谷政府参考人 基金の増資についての重ねてのお尋ねでございましたけれども、先ほど来お答えして、映画・演劇団体三十四団体と懇談を行いました。それぞの団体から極めて厳しい状況がお尋ねしているんです。ちょっと、ごまかさないでください。

一方で、先ほど大臣の方からもお話をございましたが、わたつて活動を続けている劇団がござりますけれども、百五名の劇団員を抱えて、毎月一千万から三千万の赤字をやはり出す。五十七歳で手取りが二十万の収入でやりくりしなければならないといふことで、また銀行も今貸し渋りなわけであります。ですから、劇団にとっては、団体への運営活動の支援ということは、これは大変大事なことです。これがでござりますので、平成十四年度からのアーツプランの中におきましても、トップそれから子供に対

する文化芸術体験活動の充実と並んで、新進芸術家の発表機会の拡充ということで、本年度から特段の充実措置を講じているところでございます。私どもいたしましては、文化庁がみずから行ないます新事業と芸術文化振興基金による助成事業、これらを総合的に勘案しながら文化芸術の振興を図つてまいりたいと考えております。

○石井(郁)委員 私は、やはりきょうの御答弁で、この日本芸術文化振興会に対する国費投入に慎重な態度を持ち続けるという点では、本当に遺憾だというふうに思うんですね。

確かにいろいろな文化庁としてのメニューはつくっていますよ。しかし、今私が尋ねているのは、この日本芸術文化振興会の基金による幅広い団体への助成、これは今後もきちんと守つていくのかどうか、そしてその基金をちゃんと増資の方向で考えるのかどうかということなんですよ。わずかにこれまで三十億円一回増資をしただけということでしょう。だから、これから独法化になつて振興会がいろいろな努力をするとしても、やはり国としての姿勢が問われている。何度も申し上げましたように、本当に幅広い文化団体、芸術団体への助成ということを、国が支援をするのかどうか、それが今ここにかかるのですから、私は到底そういう答弁では納得できません。文部科学大臣、基本法を成立させたんですよ、国会で。それとの関係で、こういうことをやってきました。それぞの団体から慎重に考えていくべき事柄だと思っております。

○遠山国務大臣 文化芸術基本法のねらいは、トータルとしての文化芸術の振興であると思いまして、トップから子供たちの文化芸術体験に至るまで、その振興策については、昨年の法律の制定を受けまして充実を図っているところでございまます。特に、若手の芸術家の方のいろいろな公演活動の支援ということは、これは大変大事なことです。これがでござりますが、それらももちろん重要な一つではあるうと思いますけれども、私どもいたしましては、やはりトータルとしてどのよう文化を、芸術を振興していくかという角度で仕事を取り組んでいるところでございまして、その成果は、先ほど申し上げたとおりでござります。

○石井(郁)委員 整理合理化計画の中には、舞台芸術振興事業などの国からの補助金による助成、これは終了するということもあります。これも大変重大だと私は思います。

舞台芸術振興事業は、今や舞台芸術への芸術文化振興会の助成としては大きな柱となっていますが、この実績は八億四千八百万円となっています。だから、もしこれを終了するということになってしまふと、舞台芸術への助成額というのは半減してしまうということになりますが、この点はどうされますか。

○錢谷政府参考人 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による助成事業は、いわゆる基金の運用による助成事業に加えまして、国からも日本芸術文化振興会に対して補助金を出しまして、その補助金を使っての助成事業もあわせて行つております。

その中に舞台芸術振興事業があるわけでございますが、これにつきましては、平成十四年度におきましては、特殊法人に対する補助金を政府全体で削減するという中で、若干の減額を行つたところでございます。

今後日本芸術文化振興会が独立行政法人に行なっていく際にも、この事業は基本的には私ども継続をしてまいりたいとは思っておりますけれども、やはりその事業の成果あるいは他の文化庁の芸術文化振興の諸事業との勘案をよく考慮しながら、今後の道行きについては考えていかなければいけないと思つております。

○石井(郁)委員 本当に、予算に関連しては大変冷たいといふか、そういう姿勢に終始しているんだけれども、一〇〇二年度、九億百万円出されていた文化庁の来年度の概算要求で実際見てみますと、芸術文化活動援助業務経費、これは舞台芸術振興事業への補助ということに当たるはずですが、文化庁の来年度の概算要求で実際見てみますと、芸術文化活動援助業務経費、これは舞台芸術振興事業への補助といふことに当たるはずですね。来年度、六億三千四百円と三割も

カットされているということで、これはもうまさかこの計画の先取りだというふうに見ることがであります。

ことしの三月に、森繁久彌理事長の日本俳優連合は「特殊法人の整理合理化計画」に対する日本俳優連合の意見」というのを出されたと思われます。こう述べています。「今回閣議決定された整理合理化計画には、本来自由、自主、自立を基本として成り立つべき芸術活動、芸能活動、文化活動に国が介入し、規制を加えようと言ふ意図が見え隠れしている。国が政策目標を明確にし、厳格な外部評価を実施するとなれば、誰の目にも「介入」と「規制」が強化されることは明らかであろう」と。

この芸術活動援助業務経費、舞台芸術振興事業への補助というのは充実させるということについても、重ねて御答弁ください。

○錢谷政府参考人 先ほども御説明申し上げましたが、芸術文化振興基金が国からの補助を受けて行つております舞台芸術振興事業については、十五年度概算要求では減額の要求をいたしております。

ただ、一方、先ほど来再三申し上げておりますように、私どもいたしましては、昨年の文化芸術振興基本法の制定を受けまして、文化芸術の振興については全力を尽くさなければならぬといふことから、例えはこの基金が行つております事業ともかかわって、映画なら映画の振興について、文化庁の直轄の事業予算といたしまして、例えは平成十五年度の概算要求におきましても、対前年度比で倍以上の概算要求を行つてその充実を図るとか、先ほど来繰り返し申し上げておりますけれども、文化庁の全体の施策の中で、この基金の今後の方も含めて、文化芸術振興が十分図れるよう私ども考えていくといふふうに思つてはいる次第でございます。

○石井(郁)委員 そんな答弁では到底納得できなわけですが、もう一点、重要な問題について御質問いたします。これは、振興基本法の制定のときにも大変議論になつたことでござりますけれども、文化芸術活動に対する、第二条にそのことが強調されておりますし、また、さきの成立のときの文部科学委員会におきましても、文化芸術活動を行う者の自主性、創造性を十分に尊重して、その活動内容に不当に干渉することのないようにという附帯決議が行なわれたところでございますので、この文化芸術活動に対する評価の場合においてもその趣旨を体して実施するということが重要であると思つております。

動に対する表現の自由の保障ということだと思います。

ことしの三月に、森繁久彌理事長の日本俳優連合は「特殊法人の整理合理化計画」に対する日本俳優連合の意見」というのを出されたと思います。

この芸術文化振興会の行う芸術文化活動の分野、その特性というものがありますので、そういうものを考えながら評価項目の設定も適切な方法で講じなければいけない、こういうふうに考えております。

○石井(郁)委員 大変時間もなくなつて残念なんですが、これども、この独立行政法人について文化庁は、国とは別の法人格を設けて弾力的な運営を行なうと。先ほども、その自主性は確保するとか尊重するとかいろいろなことを言われますけれども、やはり、この評価についていいますと、文科省所管の独立行政法人の評価委員会が評価しているんですよ。これは国が評価しているんですよ。決して公平なというか、客観的な第三者評価になり得ていません。

○河村副大臣 委員御指摘のように、特殊法人等の整理合理化計画において、日本芸術文化振興会の行う芸術文化活動における助成事業についても事態にならないということは確約できますでしょうか。これは大臣に、基本的な認識——じゃ、副大臣でもいいです。

ただ、一方、先ほど来再三申し上げておりますように、私どもいたしましては、昨年の文化芸術振興基本法の制定を受けまして、文化芸術の振興については全力を尽くさなければならぬといふことから、例えはこの基金が行つております事業ともかかわって、映画なら映画の振興について、文化庁の直轄の事業予算といたしまして、例えは平成十五年度の概算要求におきましても、対前年度比で倍以上の概算要求を行つてその充実を図るとか、先ほど来繰り返し申し上げておりますけれども、文化庁の全体の施策の中で、この基金の今後の方も含めて、文化芸術振興が十分図れるよう私ども考えていくといふふうに思つてはいる次第でございます。

ただ、特殊法人の改革に当たつては、やはりそのためには、その事業についても外部評価を行つて、その評価結果に基づいて運営の改善を行つてもらわなきならぬといふ前提があるわけだと思います。

しかし、委員御指摘のように、文化芸術振興基本法の基本理念として、文化芸術の振興に当たつては文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する、第二条にそのことが強調されておりますし、また、さきの成立のときの文部科学委員会におきましても、文化芸術活動を行う者の自主性、創造性を十分に尊重して、その活動内容に不当に干渉することのないようにという附帯決議が行なわれたところでございますけれども、この文化芸術活動に対する評価の場合においてもその趣旨を体して実施するということが重要であると思つております。

れたところでございますので、この文化芸術活動への評価の場合においてもその趣旨を体して実施するということが重要であると思つております。

この芸術文化振興会の行う芸術文化活動の分野、その特性というものがありますので、そういうものを考えながら評価項目の設定も適切な方法で講じなければいけない、こういうふうに考えております。

○石井(郁)委員 大変時間がなくなりて残念なんですが、これども、この独立行政法人について文化庁は、国とは別の法人格を設けて弾力的な運営を行なうと。先ほども、その自主性は確保するとか尊重するとかいろいろなことを言われますけれども、やはり、この評価についていいますと、文科省所管の独立行政法人の評価委員会が評価しているんですよ。これは国が評価しているんですよ。決して公平なというか、客観的な第三者評価になり得ていません。

○河村副大臣 委員御指摘のように、日本芸術文化振興会の独法化に当たつて、こういう事態にならないということは確約できますでしょうか。これは大臣に、基本的な認識——じゃ、副大臣でもいいです。

ただ、一方、先ほど来再三申し上げておりますように、私どもいたしましては、昨年の文化芸術振興基本法の制定を受けまして、文化芸術の振興については全力を尽くさなければならぬといふことから、例えはこの基金が行つております事業ともかかわって、映画なら映画の振興について、文化庁の直轄の事業予算といたしまして、例えは平成十五年度の概算要求におきましても、対前年度比で倍以上の概算要求を行つてその充実を図るとか、先ほど来繰り返し申し上げておりますけれども、文化庁の全体の施策の中で、この基金の今後の方も含めて、文化芸術振興が十分図れるよう私ども考えていくといふふうに思つてはいる次第でございます。

ただ、特殊法人の改革に当たつては、やはりそのためには、その事業についても外部評価を行つて、その評価結果に基づいて運営の改善を行つてもらわなきならぬといふ前提があるわけだと思います。

しかし、委員御指摘のように、文化芸術振興基本法の基本理念として、文化芸術の振興に当たつては文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する、第二条にそのことが強調されておりますし、また、さきの成立のときの文部科学委員会におきましても、文化芸術活動を行う者の自主性、創造性を十分に尊重して、その活動内容に不当に干渉することのないようにという附帯決議が行なわれたところでございますけれども、この文化芸術活動に対する評価の場合においてもその趣旨を体して実施するということが重要であると思つております。

すと、「目標入館者数に届かなかつたが、京都国立近代美術館の方針に基いた企画であり、内容的にも優れた展覧会であつた。また、展覧会の実績を分析し、入館者数を増やすように検討する必要がある」というようなこと。

あと、特別展「主題としての美術館」というのがあります、これは段階的評定でA。定性的評定ではこういうふうに言つています。いろいろ言つているんですけども、「入館者が、作品を通じてその意図を理解することができたか疑問である」と。

だから、この作品展そのものに疑問を投げかける。つまり、内容的にすぐれているとか理解することができたかどうか疑問だとか、これはまさに国が、行政機関がこういう展覧会の一つ一つに評価を下しているんじゃないですか。下したといふことでしょう。そういう評価に芸術活動がこれから左右されるということになりませんか。

私は、これは文部科学省による芸術活動に対する干渉、介入ではないかといふに考えます。こういう評価はやめるべきですよ。このことをきちんと明確にしていただきたい限り、この審議は本当にできないといふにさえ思います。いかがですか。

○河村副大臣 委員御指摘の点でござりますが、これは文部科学省の独立行政法人全体の評価委員会の中で行うわけでございまして、この評価委員会というのは官僚が行うわけでもなく、有識者の皆さん方が集まって、芸術性に対する識見の高い方々が集まっているるい議論をされる中で生まれてきるものでございます。

しかし、御指摘のように、この評価を始めて期間もまだ少ないわけですから、評価そのものに対しても、どうあつたらいいかといふことに議論がされなきやいけない問題だろう、このように思つております。

ただ、この文化振興会は、そうした芸術の内容もさることながら、劇場を持つて運営しております。

ですから、当然、そうした評価もやつて、改善もしてもらうという使命もございますので、そういうことも含めてやらなきやなりません。

委員御指摘の点については十分受けとめさせていただきながら、やはり立派な評価ができるように、一層評価委員会にも努力をお願いしなきやいかな、このように思うわけであります。

○石井(郁)委員 私は、基本的な認識を伺つておしまして、その点できちんと御答弁がいただけないというのは大変残念に思つてゐるんです。

具体的例、もう一点だけ。日本芸術文化振興会が独立行政法人になりますと、国立劇場、新国立劇場の個別の公演などに対してもこうしたABC評価がなされるということを考えられるわけですが、それでも、そななりますと大変重大だといふに思います。これは行うんですか。私は、行わないということをきちっと言うべきだと思います。いかがでしょうか。

○河村副大臣 これは国立博物館、美術館がやつたように、やはり劇場の運営をやつてあるわけでござりますから、そのことに対する適正な評価をしなければいけない、このように考えます。

○石井(郁)委員 大変重大な問題がいろいろ残されております。こういう点では、もつときちんとした議論が当委員会でも必要だといふに思いました。

時間が来たんですねけれども、最後にちょっと一
点だけ、放送大学について一言お答えいただければと思います。

放送大学法人化によって、学費の値上げがどう

なるのか、また、国からの積極的な援助は放送大学に対して今後受けられるのかどうか、この一点だけお答えいただいて、質問を終わります。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

現在の放送大学の授業料でありますとかその他の学生納付金は、私立大学通信教育の学生納付金の平均額を参考といたしまして、放送大学学園が決定をしているところでございます。

改革後の放送大学の授業料等の学生納付金につ

きましても、すべての国民を対象とする生涯学習機関として適切なものとなるよう、我が省としても放送大学学園に対し要請をしてまいりたいと考えておりますし、放送大学学園が特別な学校法へ転換した後も、今申し上げましたような社会人等に対する大学教育を提供する役割が果たせるよう、そういう観点から適切に支援をしてまいりたいと考えております。

○石井(郁)委員 終わります。

○保利委員長 次に、山名靖英君。

○山名委員 公明党的山名靖英でございます。

特殊法人の抱える多くの弊害を少しでも是正する目的を持って、今回、改革大綱あるいは整理合理化計画に基づいての法案が出されているわけでございます。

確かに、特殊法人、いろいろな問題を持つていてます。もういっぱい、調べれば調べるほどいろいろな問題が散見されまして、少なくとも、だからこそ今回の見直しに着手したんだ。そういう意味では一步も二歩も前進であろうか、私はこういふふうに思つておりますが、これは今が決してゴールではありませんで、行政改革、その大きな流れをこれからもとうとうと流すためのスタートである、こういう認識を今持つてゐるところでござります。

石原担当大臣に大変御苦労いただいたわけでござりますが、初日の総括質疑で総理にも申し上げましたが、国民にとってどうなのか、あるいは中小企業の皆さんにとってどうなのか、本当に役に立つのか、その役割をもう一度精査していただきたいと思います。

法律に我々国會議員がタッチしても、後の政令、省令にタッチできないわけでありますと、どうしでもお役人の皆さん、官僚の皆さん、政令あるいは省令、そういったもので、せつかしい法律も使い勝手の悪い、そういうことにしてしまう傾向があります。壁を高くし、基準を高くし、本当

にだんだん国民のために利便性のよくなといつてますか、使い勝手の悪い、こういうケースが間々見受けられることがありまして、そういうことのないようにお願いをしたい。

そういう意味で、国民の視点あるいは中小企業の皆さんの視点という観点に立つて、何点か御質問をさせていただきたいと思います。

きょうは、文科省、渡海副大臣に来ていただきおりますので、最初に、先ほど最後にちらつと出ました放送大学学園法、この問題についてお伺いしたいと思います。

この放送大学学園は、昭和五十六年に設立されました約二十年、生涯学習、生涯教育という、だれもが学べる、学習意欲を持つ人にとってそれなりの大きな教育機関としての役割を果たしてきました。この放送大学学園法、この問題についてお伺いしたいと思います。

そこで、今日、この放送大学がどこまでそういう意味の当初の目的を果たしてきたのか、どのような効果があつたのか、この放送大学を卒業した皆さんのがその後いろいろな意味でどのように役に立つたのか、追跡調査等も含めて、功績、実績についてまずお伺いをしたいと思います。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

先生御案内のように、放送大学は、生涯学習の中核的機関といたしまして、放送等を効果的に活用した大学教育を推進することによりまして、レベルの高い学習の機会を広く国民に提供しているわけでございます。

平成十年の一月に、放送エリアを、それまで関東地域に限つておつたわけでございますが、全国に拡大をいたしまして、より一層国民に身近な高等教育機関となつてきておるわけでございます。

また、高度専門職業人の養成を目指しました大学院を昨年の四月に開設をいたしまして、この四月から修士課程の学生を受け入れてゐるところでございます。

放送大学は、現在、十五歳から九十歳代に至る幅広い年齢にわたる、しかもさまざまな職業を持つ方々が在学をしておりまして、平成十四年度の

二学期現在、学部で約九万人、大学院で約一万人、合わせて十万人を超える学生が在学をしております。

また、少し細かくなつて恐縮でございますが、放送大学におきますこれまでの延べ学習者数は約七十四万人に達しております。また、放送大学を卒業した者の総数も一万三千人に上つております。いつでもどこでもが学ぶことができる、そういう生涯学習の中核的機関としての成績を上げてきているのではないか、そのように承知をいたしております。

○山名委員 七十四万人の卒業生を見た、大変すばらしい大学だと思います。

そもそもこの放送大学は、いわゆる東京タワーに放送局を持ち、CSデジタル放送、スカイパー・フェクTV、スカパーですね、それからCATV、そういうものを有して全国に配信をしている、全国五十カ所のサテライトベースを持つてゐる、こういうことで、さつきも御答弁ありましたように、国民に対する教育機会を与えたということで大変大きな実績を持つていてるわけでござります。

そういつたまことに有して全国に配信をしている、全国五十カ所のサテライトベースを持つてゐる、こういうことで、さつきも御答弁ありましたように、国民に対する教育機会を与えたということがで大変大きな実績を持つていてるわけでござります。

そういつたまことに有して全国に配信をしている、全国五十カ所のサテライトベースを持つてゐる、こういうことで、さつきも御答弁ありましたように、国民に対する教育機会を与えたということがで大変大きな実績を持つていてるわけでござります。

が、今回の改革で、改正で特別な学校法人、ここに移行するわけでございます。この特別な学校法人、この意味がどういうことなのか。独法ではなくて特別な学校法人、より民間に近いといいますか、こうしたことなんですか、そういうこととしたメリット、これはどこにあるのか。その改革の趣旨についてお伺いしたいと思います。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘のように、放送大学学園につきましては、特殊法人等整理合理化計画におきまして、「放送により社会人等に対し広く大学教育を提供する」という役割を踏まえ、所要の法的措置等を講じつつ、特別な学校法人とする。」こういうふうにされたわけでございます。

今回の改革の趣旨でございますが、独立行政法人よりも国の関与が少ない学校法人とすることに人よりも国が関与が少ない学校法人とすることにされたわけでございます。

よりまして、財務、会計面あるいは人事面における制度的な規制がより少なくなる、こういうことで、一つには、法人の自主性、自律性が一層向上し、迅速かつ機動的な運営がより一層可能になるのではないか、あるいは、国による監督が緩和されることによりまして、民間的な発想、手法による一層効率的な運営がより可能になる、こういうふうに考えたわけでございます。

一方、放送大学学園は、先ほども申し上げましたように、社会人等に対しまして広く大学教育を提供するため、放送局を有し、放送による授業を実施しておるわけありますし、全国各地五十カ所に学習センターを設置いたしまして、学生に對する面接授業を行つておる、こういう、ほかの学校法人にはない特色、特徴を持っているわけでございます。

そういつたことから、今回出しております法律案におきましては、そういつた放送大学学園の授業が円滑に実施できるように、放送局免許の取得等に関する放送法上の特例措置でありますとか、あるいは現有資産の承継、経費の補助、そういう措置を法定化している、こういう趣旨でございます。

○山名委員 特別な学校法人が、そういう意味でより一層自主的、自律的な運営が図れる、民間の発想で、あるいは手法で効率的な運営ができるというメリット、これは納得ができるわけでござりますが、一方で、從来から、そういつた国民に資するこの事業に対して国がおよそ五五%出資しているといいますか、補助金を出しているわけですね。今回、特別な学校法人に移行することによつて、それが削減をされ、結局は今度は国民の負担、学生の負担につながっていくというおそれ、心配、こういう向きも当然出てくるわけでござります。

宇亩開発事業団、宇宙科学研究所、獨法航空宇宙技術研究所、この三つの機関が統合されて一つの法人になるわけでございます。まさに、宇宙にかかる夢が、とくに今までではその開発研究等がばらに行われていたものが、研究のための研究とばかり行われていて、新たなメリットといいますか、開発のための開発、こういうところから、三つの機関が統合することによっていろいろな改革の一環でございますから、そういう意味で、

ろな意味での批判も出されてくる、こういったおそれもございます。

しかし、本来の趣旨からいえば、この放送大学園というのはまさに生涯学習の大きな、一大拠点であるということにかんがみて、将来的にも学生の負担にならないよう、こういつた一層の工夫なり配慮が必要ではないか、このように考えておりますが、これは副大臣、お答えいただけますか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘のとおり、放送大学学園につきましては、平成十四年度当初予算におきまして、収入全體の約五五%を国から補助しているところでございます。特別な学校法人へ転換した後も、放送大学学園が生涯学習の中核的機関として社会人等に對して広く大学教育を提供する役割が十分果たせるよう、もちろん学園側の自己努力、経費の節減を図るというような努力も必要でございますが、私どももいたしましても、適切に支援をしてまいりたいと考えております。

○山名委員 ゼロ、そういう方向で、一層御努力をお願いしたいと思います。

次に、きょうは副大臣に来ていただきていますので、副大臣の専門である科学技術問題についてちょっとと伺いたいと思います。要するに宇宙科学の問題です。

宇宙というのは、人類にまさに夢を与えてくれる、希望を与えてくれるものであります、宇宙の開発といいますか、これはまさに国民の大きな夢、期待があるわけでございます。

今回、この取り組みによりまして、從来あつた宇亩開発事業団、宇宙科学研究所、獨法航空宇宙技術研究所、この三つの機関が統合されて一つの法人になるわけでございます。まさに、宇宙にかかる夢が、とくに今までではその開発研究等がばらに行われていたものが、研究のための研究とばかり行われていて、新たなメリットといいますか、開発のための開発、こういうところから、三つの機関が統合することによっていろいろな改革の一環でございますから、そういう意味で、

のも生み出されてくる、こう思つております。一方で、この宇宙開発は物すごい費用を必要とするわけでございます。一口ケットを打ち上げて、それが失敗すれば物すごい損失が生まれるわけであつて、なかなか失敗が許されない。こういった中でやはり成功もしなきやならない。それがやはり日本国益あるいは国民の利益のため、こういうことだと思います。そういう費用の面、開発の面から考へて、今後、どのような合理化を図つていこうとされているのか。

時間がありませんので、まとめて。もう一点は、今後、そういうことだと思います。そういう費用の面、開発の面から考へて、今後、どのような合理化を図つていこうとされているのか。

もう一点は、特にH II Aロケット、こういう開発についてはいろいろな、費用の面から、コストの面から、技術面から考へても、まさに民間活力をもつともつと導入すべきじゃないか。そういう意味では、民間移管といいますか、こういつた方向、取り組み、これについてどのように検討をされているのか。

三点まとめで、副大臣からお答えいただきたいと思います。

○渡海副大臣 委員が御指摘になりましたように、宇宙というのは大変魅力があるといいますか、夢のある世界でございまして、我が国としてこれから三機関を中心に、それぞれの特色をも、これまで三機関を中心にして、それが何を生かしながら研究開発を進めてきたところでございます。

そういつた中で、今回、三法人を統合するに当たつては、言うまでもなくこれは国の特殊法人改革の一環でございますから、そういう意味で、

組織なりさまざまなもの設置なりました人員なりを整理合理化するといった点があるわけでございますが、同時に、三機関の持つてある特徴をしつかり生かして、より強力な推進体制ができるということも実現をしなければいけないというふうに考えておるわけでございます。

その中でも、しかし、やはり効率よく、効果的にこの事業を実施していくためには、例えば十五年度の概算要求の段階においても、ミューバーケット、従来、固体燃料ロケットとして研究開発をしたわけですが、一定の成果を得たということです、これの研究開発は中止をするとか、先ほども申し上げましたように、試験施設、設備の整理合理化等を行つておるところでございます。

人員の面におきましても、役員につきまして、理事長級一人、理事二人及び監事二人の合計六人の削減を行い、宇宙三機関の理事等の役員数の合計が、これまで全體で十七人であつたものを十人というふうにしておるところでございます。また、事務管理部門全体でございますが、全體で約六十人の削減を行いまして、今度、例えば新たな重点分野、そういうものを設けておりますけれども、そういったところをより強力に進めていくような体制に組みかえていくと、いうふうなことを実施いたしまして、今後、大幅な増員なしにその体制で研究開発が実施できるということを実現していきたいというふうに思つております。

産学連携のお尋ねがございました。これにつきましては、宇宙分野だけではなくて、日本のさまざまな研究開発分野において大変重要な課題といふことで、これは各省庁ともでございますが、今さまざまの試みが行はれておるわけでございました。この宇宙分野におきましては、先ほどお話をございましたように、大変大きな費用を要すると、いったようなことから、例えば民間では整備できない大型の試験施設、こういうものを整備するとか、またリスクの大きな研究開発、こういったものをおさうとか、また任期つき人事交流制度というのが、委員御存じだと思いますが、産学官が一体

的に宇宙利用等を議論する連携会議、こういうものを常設いたしまして、産業界のニーズを的確につかんでやつていただきたいというふうに思つておるところでございます。

また、中小企業等につきましても、大学とか中小企業が資源を持ち寄つて、そして先端的な研究を行なうというオーブンラボ共同研究という新たな体制を立ち上げることを考えておるわけでござい

ます。まして、本年二月に、宇宙三機関・産業界等宇宙開発利用推進会議というのも設置をいたしましたので、さまざまの意見を聴取しながら今後の体制を考え、なおかつ研究開発を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

HIIAロケットの民間移転ということでございまして、三号機というものは初めての本格運用という段階に入ったわけでございます。一番大事なことは、四号機以降の打ち上げを成功させるということでありながら、世界最高水準の性能を有したこのロケットを民間に着実に移行していくという意味で、今のところ、平成十七年度打ち上げからの新体制、これに向けて、移管する会社の選定等を行つておる段階でございます。

十月二十三日から十一月八日まで実は企業に募集を行つたところでございますが、現在のところ、三菱重工株式会社一社が応募をしてきております。一部で、これで決まったというような報道がされておりますが、現在は、宇宙開発事業団により、選定条件を厳しく精査、審査いたしております。まして、今月の二十日ころには移管先が選定をされる。着実に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山元委員長 次に、山元勉君。

○山元委員 民主党的山元勉でございます。

大臣、連日大変御苦労さんでございます。

この特殊法人改革というのは長い間の課題でし

て、私自身も、平成の七年から、最初の改革のときから、江藤総務府長官の時代からですけれども、ずっと論議をしてまいりました。石原大臣と

も、去年の四月から何回も内閣委員会で御論議をさせていただきました。

今申し上げましたように、大変大きな難しい問題です。国の行政サービスのありようを決めるといいますか、ですから、幾つかの問題、例えば法

人の形の問題、業務の内容の問題、天下りやキャリアの問題、財政の問題、さまざま重要な問題が

中にあるわけです。ですから、この一週間、随分と論議が深められているとは言えないかもしれませんけれども、続いているわけです。

きょうは文部科学大臣においてをいただいて、文部科学省関係、八本の法人法がありますから、主に私は遠山文部科学大臣にお尋ねしよう、こう

いうふうに思つておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。そして、その八本のうち、

科学技術関係は後で平野委員に担当してもらいま

すから、私は主に文部関係についてお尋ねをして

いきたいというふうに思つています。

今度の改革、文部科学関係で、独法化あるいは統合あるいは特別の法人の形というふうに改革し

ようという、一括、それが提案されているわけ

が、特殊法人といいますのは、それ多様な目

的あるいはさまざまな経緯によって設立されてき

ておりますが、それを共通した形で何を

わたくつておりますが、それらを共通した形で何を

わたくつておりますが、それを共通した形で何を

わたくつておりますが、それを共通した形で何を

わたくつておりますが、それを共通した形で何を

わたくつておりますが、それを共通した形で何を

わたくつておりますが、それを共通した形で何を

通して、この法が言つているような効率化だと

あるいは自律性だとかあるいは採算だとかいうこ

とがあるんだろうというふうに思うんです。文部

科学行政としてこれに取り組まれる基本的な理念

とかお考えをまず最初にお伺いをしたい。

〔委員長退席 山本(幸)委員長代理着席〕

○遠山國務大臣 我が省関連では八本お願いいたしておりますが、それらは、教育に関するもの、ス

ポーツに関するものということで、幅広い分野に

わたくつておりますが、それらを共通した形で何を

わたくつておりますが、それを共通した形で何を

の改革のねらいであるというふうに認識をいたしております。

○山元委員 いや、私がお尋ねをしたのは、そ

う全体の、今度の改革で効率だと自律だとか

いうふうにお考へになつてゐるか。

私は、例えば文部科学省が所管していらっしゃる文化や教育あるいは芸術というものは、

効率性だ、採算だということでは、先ほど石井委員からもありましたけれども、そういうことでは違つただろうというふうに思つてゐるんですね。だから、この法案に対する、独法化していくときにこういうことが課題だ、こういうねらいを文部科学省は持つて提案しているんだ、こうおっしゃつていただかない、今のは、石原大臣に聞いても同じことをおっしゃるのです。私は文部科学大臣としてのお考へをお尋ねしているんですから。どうぞ。

〔山本(幸)委員長代理退席、委員長着席〕

○遠山国務大臣 新しい独立行政法人に転換していくことによりまして、私といたしましては、それぞれの業務そのものはより豊かに活性化して、国民の期待にこたえていくようにならぬ、その意味では委員の御指摘と同じような方向性を考えているところでございます。

しかしながら、その組織運営のあり方でありますとかあるいは予算の効率的な使い方、あるいは國民のいろいろな希望、ニーズに的確にこたえていくその迅速さ、あるいは事業の遂行についての透明性、そういったものは、これまでの特殊法人という形態よりは独立行政法人のあり方の方が、いろいろな意味でシステムとして確保されているふうに思ひます。

確かに、教育とかあるいは文化とか科学技術とかスポーツとか、そういったのが、すべてが事業の中身において効率化とか何かというのにじまない部分が多いと思ひますけれども、そうした事業がより活性化していくために、組織体としての

法人の運営そのものが効率化していくということは必要なことではないかと思つております。

○山元委員 いや、私ははどう守るんだとい

うことについての血の通つた思いが伝わらないの

です。だから、さつきも言いましたように、失礼な言い方をしたんやけれども、それやつたら石原大臣に聞いても同じことや、こう言つたんですが、文部行政としてという思いが。

例えば、きのうも構造改革特区のところで、鴻池特命大臣として文部科学の河村副大臣が激しく、激しくと言つたら失礼になるか、やり合つていらっしゃつて、株式参入の問題で。鴻池特命大臣は特区をつくるためにそういう教育にも医療にも株式会社参入をということをおっしゃる、けれども文部の副大臣も厚労の副大臣も反対だと。反対だと、いうことではないけれども、これはどうことで、きょうの新聞にも明確に出ていますよね、意見が対立をしていると。

私は、大臣にも、やはりこういうことをするんやけれども、押しなべて同じようにやる独法化というふうには大変な課題意識を持つていて、それが非常に伝わつてくるような御答弁をいたしましたけれども、この株式会社参入の問題もあります。ですから、どうか、文部科学省、役所として、全体で、日本の今の教育が置かれている状況や、芸術も、わあつと劇場へ集まる芸術やそういうものは残つていくけれども、日本的大事な大事な芸術というものがどんどんと忘れ去られていく、こういう状況のところで日本学術振興会がどういう役割を果たすんだということを、熱い思いをやはり文部科学省に持つていただきたいというふうに思ひます。

それでは次ですけれども、放送大学が先ほどか

ら問題になつていますけれども、私立学校振興・

共済事業団だとかあるいは芸術文化振興会、單なる特殊法人から独法へ変わると。表を見ても、全

く業務内容というのは一行も一字も変わつていな

くて、これで独法化、こうなつているわけです

ね。こういうことで一体、文部科学省として一項

に言えるのか。この意義は何ですか。それぞれ、

私も変わらない単なる看板がえを改革というふうに

しゃつていただきたいというふうに思います。

○遠山国務大臣 八本の中身がすべて違つておりますので、私としては、共通した問題点なり改革の方向性をということでございましたので、あの

ようにお答えをいたしました。当然ながら、個別のことになれば、それはこういう意味で守るべき

あるいはより活性化すべきというふうにお答えで

きたと思いますが。

単なる看板のかけかえだけではないかというこ

とでございますが、これにつきましても個別に、

例えばこういうことでどうだ、例えば特区につい

て株式会社参入というふうに特定された御議論で

あれば非常にお答えしやすいのでござりますけれ

ども、八つの特殊法人に共通して言える看板のか

けかえ論といふことでござりますと、これは比較

的抽象的なならざるを得ないわけでござりますけ

ども、今回の独立行政法人化に当たりまして

は、例えれば役員につきましても大幅に削減をし、

あるいは事業の必要性についても、厳しく見直し

た上で不必要なものを廃止して必要なものに重点

化を図つていく、これによつて、単なる看板のか

けかえあるいは業務の平行移動ではなくて、それ

だけを考えて言つたところでござります。

これが業者のスリム化なり効率化を図つていく

ことで考へてゐるところでござります。

これはむしろ具体的で申し上げた方がいいかと

存じますけれども、例えれば国立の美術館とか博物館は、すぐれた企画によつていい展覧会をやり、

そして多くの国民の観覧を得るということは一つ

の使命であろうかと思つておりますが、その角度

料しかもらつていないので。ですから、そういうことは生の声でつかりと、今度の改革についてこれはこうなる、こうなる、たとえ五分かからつても御答弁をいただきたかったというふうに思つんすけれども。

それは、人数を減らしていつとかおっしゃ

るけれども、例えれば今、去年の四月一日に、五十

七でしたか、独法が発足をしました。文部科学省関係でいうと十六の特殊法人が独立行政法人に変わつてゐるわけですね。

その資料をちょっと調べてみましたけれども、旧組織、去年の三月三十一日だと思いますが、この十六の法人の職員数は三千三十七です。

よ。現在一千九百七十六で、六十人ほどが減つて

いるだけなんです。これは、一年以上たつ、二年近くなるわけですけれども、効率とかそういうこ

とに付けては成果が目に見えていないという感じがするわけです。看板をかえたけれども、今まで

いいますと、人数でいうとわずか一%足らずが減つてゐる。ふえておるところもあるわけです

から。本当にそういう状況が今度の場合も起つて

のであれば、余り意味のないことだというふうに思つんでよ。

この既に先行してゐる十六の独法の、今のこの

一年八ヵ月ほどの成果についてはどういうふうに評価をしていらっしゃいますか。

○遠山国務大臣 評価につきましては、まだ発足

以来一年半ということで、なかなか明確な評価と

いうのは難しいかもしだせんけれども、私ども

もといたしましては、独立行政法人の評価委員会

が既に出されました報告、これはもう公表されて

いるものでござりますが、そういうものを参照し

ながら、どういう点が改良されたかということについて、このように考へております。

これはむしろ具体的で申し上げた方がいいかと

存じますけれども、例えれば国立の美術館とか博物

館は、すぐれた企画によつていい展覧会をやり、

そして多くの国民の観覧を得るということは一つ

の使命であろうかと思つておりますが、その角度

で申しますと、国立美術館におきましては、入場者数が当初の予定を約二十三万人上回りました。当初の予定は百四十万人でございましたが、それを約二十三万オーバーし、そして国立博物館におきましては、入場者数が当初の予定百三十六万人を約二十九万人それぞれ上回っておりますし、国立科学博物館につきましては、自然観察会など教育普及活動について、生涯学習にふさわしいあらゆる層を対象とした多様なプログラムの設定が多くの参加者を集めて、前年度比二三%増と考えられます。

私は、これはやはり独立行政法人化することによって職員の意識も変わり、また広く外部評価も行われるということから、企画においてもより張り切つてやろうということが原因になつていて思いますが、それどころか、そういう改良が行われております。

また、放射線医学総合研究所におきましては、重粒子がん治療臨床試験におきまして、年度計画に沿つて成果が十分に得られておりまして、高度先進医療の承認申請を行える状況になつたということで、大きな前進があつたわけでございます。つまり、それらは、やはり特殊法人からあるいは政府機関から独立行政法人になるということによりまして、より職員の意識、あるいはいろいろ財務の運用の仕方さらには人事の管理の仕方の彈力化によりましてさまざまなかかる効果があらわれてきている、それは国民にとってプラスになつていい、そういう成果を次々と上げていてるといふうに私は考えておりまして、今般お願いいたしておりますのも、そういう形で国民にとってよりよい運営がなされるということにおいて意義のある改革であつてほしいものだというふうに思つております。

○山元委員 成果を上げていただいている法人については、確かに職員の皆さんも頑張つておられます。ただ、先ほど言いましたように、職員の数だと

かかるいは予算の面でいうと余り変わつていなくて、悪い言葉がよく使われるんです、焼け太りとかいう言葉が。そういう部分があるということも聞きますから、ここで一つ一つについてではなくて、きつと評価を受けてとか、いろいろ書いてあることを言つておきます。けれども、ぜひこの八つについても、通則ではないことを言つておきます。けれども、ぜひこのところがきつちりと進められるように、監督官庁としての文部科学省の仕事もしっかりとぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次ですけれども、きのうもこの委員会で大分問題になりました天下りの問題ですね。これは単に行天下り、先ほどちよつと言葉として出ましたけれども、天下りが必ずしも悪いと言つてはいるんじゃないのです。けれども、しっかりとこの問題について、国民の皆さんもわかりましたということにならないといけない、長く続いている問題なんですね。

きのう、同僚の山井議員が出しました新聞の社説の、官房長官は全部読んでんとか忘れたとかおっしゃつていまつたけれども、明らかにこれは全部の社説が、去年の大綱が出たときに、これは石原大臣にも前申し上げたと思いますが、例えば幾つかの新聞の見出しを言いますと、天下りの緩和だけではないか、「改革の実行を見極めよう」「お手盛り」にしてはならぬ」とか、あるいは「中途半端な公務員改革」「お手盛り運用で道誤るな」、こういう社説の見出しがこれほど集中して批判をした事柄は余りなかつただろうと思うんですね。きのう山井君は、十九の社説すべてが批判の社説であったというふうに言いました。

私は、この天下りの問題は、ただ単純な問題、数が多いとか少ないとかということではないと思つて、改めて認識をしてほしいと思うのです、文部科学省にも。

文部科学省も、先ほどあつたように、二十人天

かかるいは予算の面でいうと余り変わつていなくて、悪い言葉がよく使われるんです、焼け太りとかいう言葉が。そういう部分があるということも聞きますから、ここで一つ一つについてではなくて、きつと評価を受けてとか、いろいろ書いてあることを言つておきます。けれども、ぜひこの八つについても、通則ではないことを言つておきます。けれども、ぜひこのところがきつちりと進められるように、監督官庁としての文部科学省の仕事もしっかりとぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでも一つは、政官業が癒着する。今度大臣が承認をしてということになるようですけれども、これも中島人事院総裁と石原大臣との意見は大分食い違つています。今ここで私はどっちに軍配を上げようとかなんとか思いませんけれども、やはりきちっとしないと政官業の癒着も起る。そしてもう一つは、現場でよく言われるのです、僕らは二十年、三十年、この事業団で一生懸命になつて働いてきた、けれども、ことしはだれが来るんだ、天下りがびゅつと来て、全然違うことを言うし、全然仕事をわかつてもらえない。そういう天下りが来るということについて、職員の皆さんが毎年げんなりとしているわけです。

これは士気にかかわることです。効率よくとか、いろいろなことを言うそういう改革に当たつて、しっかりとそういう、むだ遣いのこともあるし、癒着の問題もあるし、そうしてそこで長年勤いでいる事業団の職員の皆さんの士気の問題を考えないと、この問題はすつと通つてしまふだろうと思います。やはりしっかりと受けとめて処理をしないといけない。文部科学省としても、文部科学省からこういう事業団に行く場合に、やはり点検あるいは評価をきつちりとする必要があるんだというふうに思うのですが、この問題について、大臣、どういうふうに認識していらっしゃいますか。

○遠山国務大臣 独立行政法人の役員につきましては、これは私は、業務の性格に照らして、本当にその事業をよくしようとしている人がきつちり選ばれていくべきだと思っております。

一たん官庁に籍を置いた人が異動するのがすべて天下りと言うのはどうかなと思わないでもないわけですが、それがそれでいいわけです。けれども、この力は、これは金体の中ではなければならないと思うのですが、このことについては石原大臣にもお尋ねをしたいし、文部科学大臣にも、これからそういうこと、このことは違うで。そんなことは知らぬでとおっしゃるんやつたら別やけれども、そうでなければ、どう受けとめていただいてこれが新しく生まれる独立行政法人なりあるいは法人に対応していくのか、そのことについて御認識をお伺いしたいと思います。

し、その意味におきましては、各省ともそなだて思いますが、その点についてはしっかりと対応していただきたいと思います。これは一つ言えることです。

○山元委員 くどく言いますけれども、また新聞の記事ですけれども、官僚は信頼せず七四%といふのが大きな見出しがなっている新聞があるのであります。官僚を信頼せず七四%というのは何があります。業界、政界との癒着が二番目です。三番目が無責任。官僚の皆さんがこういう印象を持たれているということは大きな問題です。

官僚の皆さんは、わしら一生懸命になつて汗流しているよ、そして、持つていてる技術や知識で次の仕事をしたい、するんだ、就職の自由があるじゃないか、職業選択の自由がある、こうおつしゃるのだから、やはり胸を張つて反論され、そのことを国民があわかつたといふふうになるようなことをきつちとしなければ、日本は不幸せだというふうに思うのです。官僚を信頼せずという国民が七四%、一番が天下り、二番が癒着、三番が無責任。これでは、特殊法人改革の中で役員の数を減らすんだなんとかいうことが通則にも書いてあるけれども、それでは余り効果を上げられないといふふうに思つます。

だから、国民の皆さんが、今度は信頼できる改革が行われるぞと。天下り、全部ノーとは言わなれば、それはそれでいいわけです。けれども、この力は、これは金体の中ではなければならないと思うのですが、このことについては石原大臣にもお尋ねをしたいし、文部科学大臣にも、これからそういうこと、このことは違うで。そんなことは知らないでとおっしゃるんやつたら別やけれども、そうでなければ、どう受けとめていただいてこれが新しく生まれる独立行政法人なりあるいは法人に対応していくのか、そのことについて御認識をお伺いしたいと思います。

○遠山国務大臣 その点につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、それはやはり本当にその人に力があるのかどうか、そして業績なり将来の展望なりというものがしっかりと審査された上で選定されるべきであると思います。

全体的な公務員制度改革も今進んでいるようでもございます。何よりも残念なのは、確かに幾つかの不祥事がありまして、それらが公務員全体の評価に短絡的につながつていつてしまふ面もあるうかと思います。私は、官僚の中にも本当にしっかりやっている人もおりますし、また、官僚だけではなくて、大変残念ながら政治の世界なりあるいは企業の責任者たちにつきましても一般の国民は非常に厳しい評価をしていらっしゃるわけだと思いますが、それぞれの立場にある者が身を持し襟を正しかと思ひます。

それで、そういうポストにだれを採用するかにつきましては、そのことについて権限と責任を持つている者が、そのことについて公正に、かつその目的に照らしてきちんと選定をしていく、そのことが非常に大事ではないかと思つております。

○石原国務大臣 先日も、昨日でございますが、かなりこの天下りの問題をめぐりましては各委員といろいろなお話ができ、意見が深まつたと思っております。

官僚の方々が自分の所管する特殊法人に天下るケース、さらには自分の関係する業界に、民間企業に天下るケース、この二つがあると思いますが、やはり前段の、自分の所管する特殊法人、認可法人、これからは委員御指摘のとおり独法でございますが、これに天下るケースは、私は、これまでから見ておりますと、自分の子会社に行くんだからいいじゃないか、こういう思いがどうもあらるような気がするのです。

と申しますのは、同僚の山井委員が人事院の中島総裁に、それならば人事院が特殊法人や認可法

人に天下る者に規制をつくつたらいいじゃないかという質問に対し、人事院の総裁は、それは必要ない、こういう答弁をされました。この答弁に将来的展望なりというものがしっかりと審査されることはあります。何よりも残念なのは、確かに幾つかの不祥事がありまして、それらが公務員全体の評価に短絡的につながつていつてしまふ面もあるうかと思います。私は、官僚の中にも本当にしっかりやっている人もおりますし、また、官僚だけではなくて、大変残念ながら政治の世界なりあるいは企業の責任者たちにつきましても一般の国民は非常に厳しい評価をしていらっしゃるわけだと思いますが、それぞれの立場にある者が身を持し襟を正しかと思ひます。

この問題は、やはり六十歳まできつちりと公務員の方が公務員として仕事ができるような仕組み、早期勧奨退職を是正するという形、役員出向制、そして退職金は六十歳でやめるとき一回しかもらえない、こういう仕組みでは正をしていかなければならぬと思います。

今、一方で道路公団の民営化論議がされている中で、道路公団の一番大きいファミリー企業に、残念ながら人事院から天下りをしているという現実を見ると、一体この天下りというのは何なんだ、担当の大臣といたしまして、そんな思いを持っています。

○山元委員 時間がありませんから、もう少し申し上げたいことがありますので。

文部科学大臣、短絡的に事件がつながるという部分もあるとおっしゃいましたけれども、私は、国民の皆さんのがこれだけ根強う不信心を持つてゐるのは、そういうことではないに、たび重ねて起ころ、身近に起ころ、余りにもひどいことが起こるということでやはり公務員に対する不信感を持つているんだということをつかりと腹に入れ、この問題については厳しく文部科学省が手本のように取り組んでいただきたい、これはお願いをしておきたいと思いますが、時間があと残つていませんので。

この経営形態が変わるので、そのときには、

今回の改革におきましても、各法人で、現在の形ですね、事前の労使間の話し合いの場をきつちりと設けることも含め、引き続き良好な労使関係が保たれるよう適切に対処されるというふうに期待をしておるところでございます。

○山元委員 副大臣、期待していますというの

は、私から言うと、副大臣にあるのは文部科学省

に期待をしているのです。そういうしつかりとした指導あるいは管理をしていただきたい。そうでないと、例えば、効率性が大事なんだ、採算が問

題だということになつてくると、業務も事業もカットしていくかなきいかぬ。

例えば、もう時間ありませんから申し上げられませんけれども、放送大学学園なんというのは、

今まで、この特殊法人の問題、先ほども言いま

したように平成七年から実際に取り組んできましたけれども、法にきつちりと盛り込んで、このことについては配慮すべしとか、あるいは附帯決議端的にあらわれておりますように、やはり、自分の子会社に行くのが何で悪いんだと。

この問題は、やはり六十歳まできつちりと公

員の方が公務員として仕事ができるような仕組み、早期勧奨退職を是正するという形、役員出向制、そして退職金は六十歳でやめるとき一回しかもらえない、こういう仕組みでは正をしていかなければならぬと思います。

今、一方で道路公団の民営化論議がされて

いる中で、道路公団の一番大きいファミリー企業に、残念ながら人事院から天下りをしているという現実を見ると、一体この天下りというのは何なんだ、担当の大臣といたしまして、そんな思いを持っています。

○山元委員 時間がありませんから、もう少し申し上げたいことがありますので。

文部科学大臣、短絡的に事件がつながるという部分もあるとおっしゃいましたけれども、私は、国民の皆さんのがこれだけ根強う不信心を持つてゐるのは、そういうことではないに、たび重ねて起ころ、身近に起ころ、余りにもひどいことが起こるということでやはり公務員に対する不信感を持つているんだということをつかりと腹に入れ、この問題については厳しく文部科学省が手本のように取り組んでいただきたい、これはお願いをしておきたいと思いますが、時間があと残つていませんので。

この経営形態が変わるので、そのときには、

今回の改革におきましても、各法人で、現在の形ですね、事前の労使間の話し合いの場をきつちりと設けることも含め、引き続き良好な労使関係が保たれるよう適切に対処されるというふうに期待をしておるところでございます。

○山元委員 副大臣、期待していますというの

は、私から言うと、副大臣にあるのは文部科学省

に期待をしているのです。そういうしつかりとした指導あるいは管理をしていただきたい。そうでないと、例えば、効率性が大事なんだ、採算が問

題だということになつてくると、業務も事業もカットしていくかなきいかぬ。

例えば、もう時間ありませんから申し上げられませんけれども、放送大学学園なんというのは、

今まで、この特殊法人の問題、先ほども言いま

のとおり、行政改革の一環として議論されてまいりましたが、平成七年一月十三日に「特殊法人の改革について」ということで与党の方から政府に申し入れが行われ、この中で、「内閣または総務省等に「特殊法人職員の雇用関係に関する対策本部（仮称）」を設置する。」旨の御要望がございました。

これを受けまして、政府として、平成七年一月二十四日に「特殊法人の整理合理化について」、これを閣議決定いたしましたその際、その中に、「雇用問題への対処」で、対策本部の設置として、特殊法人の整理合理化に伴つて生じる職員の雇用問題を責任持つて対処するため、内閣に特殊法人の職員の雇用問題に対する対策本部を設置したということが事実関係でございます。

そして、開催の状況でございますが、平成九年五月二十七日に第一回目の会合が開かれ、その後開かれませんでした。その後の経緯を調べさせて顶いたところ、国鉄の分割・民営化によって生じた余剰人員に象徴されますよう、当時は十万人程度だったと記憶しておりますけれども、そのようないろいろな雇用の問題というのが発生しなかつたということで開かれなかつた、こういうふうに調査をさせていただきました。

○山元委員 確かに開かれなかつたんです。それは私らも言いました、特殊法人の当事者のところへ。労使の間、話し合いがしつかりとまとまって、効率的な仕事をしようなどいう合意ができへんかったら、あるいは生活不安、雇用不安が出てきたら内閣へ駆け込む、一番先に駆け込まれるのはどこだという、不名誉な特殊法人はだれだとうようなことを盛んに、おどかしではありませんけれども、言つた覚えがあります。

それで、幸いにして、そういう対策本部へ駆け込まなければならぬような雇用不安は出なかつたんです。けれども、やはりそのことはきつちりと受けとめる体制なり気持ちというものが内閣なりあるいは政府になかつたらいいだらうといふうに思いますから、ぜひのことについては

これからも努力してほしい。決してこれは労働者をかばうだけの問題というのではない、効率的なあるいは内容のすぐれた行政サービスを提供する事業を進める上で大事なことだというふうに御認識をいただきたいと思います。

申し上げて、終わります。

ありがとうございます。

了しました。

○保利委員長 次に、平野博文君。

○平野委員 民主黨の平野博文でございます。

残り時間、この特殊法人改革特別委員会でいろいろな議論をもうされておるところでございましょうが、石原大臣も、ダブつて質問する人とかけダブるということは、同じ共通認識に問題として持つておるという視点でお答えをいただきたいと思うのであります。

私は科学技術の方を中心御質問したいと思うのですが、まず根本的なところで聞いておかなければならぬと思うところがあるんですねが、特殊法人を独立行政法人にやはり改組をしようという

○石原国務大臣 現在は、名刺は役所でも自分でつくりますか、そんなことは絶対しませんよ、公費でつくりますよ。どうです、今。

○平野委員 そういう発想でこれを進めておるんですか。

だから、今名刺は個人でつくっているよ

うな大きな雇用の問題といふのが発生しなかつたというところで開かれなかつた、こういうふうに調査をさせていただきました。

○山元委員 確かに開かれなかつたんです。それは私らも言いました、特殊法人の当事者のところへ。労使の間、話し合いがしつかりとまとまつて、効率的な仕事をしようなどいう合意ができへんかったら、あるいは生活不安、雇用不安が出てきたら内閣へ駆け込む、一番先に駆け込まれるのはどこだという、不名誉な特殊法人はだれだとう

うようなことを盛んに、おどかしではありませんけれども、言つた覚えがあります。

そこで、幸いにして、そういう対策本部へ駆け込まなければならぬような雇用不安は出なかつたんです。けれども、やはりそのことはきつちりと受けとめる体制なり気持ちというものが内閣なりあるいは政府になかつたらいいだらうといふうに思いますから、ぜひのことについては

五万四千ないし五万五千ぐらいの職員数でござい

ます。

○平野委員 大体五万人ぐらいが対象になるといふですね。

そうすると、これは名前をつけかえたときに、名刺が多分みんな変わりますよね。これは名刺をつけるんですね。そうすると、一億円もそれであるんですよ。そうですよ。実際、運営上、名前は変わつたけれども実態が変わらなかつたら、一億円も税金を使つて、名刺だけでそんなんですよ。名刺は自分でつくりますか、そんなことは絶対しませんよ、公費でつくりますよ。どうです、今。

つくります。

○石原国務大臣 現在は、名刺は役所でも自分でつくりますし、特殊法人への補助金が十四年度ベースでおよそ四兆二千億程度でござりますので、そのほかの運営費は財投資金等々で賄われておりますので、御指摘のとおりではなく、逆に内需の拡大につながるのではないかと思ひます。

ですか。

○平野委員 そういう発想でこれを進めておるんですか。

ですか。

だから、今名刺は個人でつくっているよ

うな酷評もよく出てくるわけですね。

ですか。

○石原国務大臣 平野委員の御指摘は非常に本質論でございまして、委員御指摘のとおり、ただ名刺が変わつて名刺が変わるのであれば、一億円、名刺を刷る会社はもうかるかもしれませんけれども、その社会的損失の方は、私は大きいと思います。

ですか。

やはりこれは、では、なぜ特殊法人でこれまで

事業をしてきたのか、そしてなぜ組織形態を変えなければならなくなってしまったのかと云うところが今の御質問のキーポイントではないかと思つております。

すなわち、これまでの御議論を聞いておりまして、ほぼ大多数の方が、それなりにやはり特殊法人の担つてきた仕事、株式会社だけに任せることのできない、先ほどの御同僚の山元委員のお話で行政のサービスという言葉がございましたけれども、行政が行うサービスをアウトソーシングしても、行政が行うサービスをアウトソーシングして特殊法人が行つてきた。それが時代の変遷とともに、非効率性が目につき、いろいろなところでもつてしまつたり、あるいは先ほども御議論になつた天下りの問題で、安易な自分の所管省庁の子会社のように取り扱われたり、さまざま弊害が出てきたんだと思います。

それでは、独法と、今問題が出てきたこの特殊法人の最大の違いは何かということでおざいます

が、ただいま御指摘をさせていただきましたよう

が、たゞいま御指摘をさせていただきましたよう

な特殊法人の弊害というものをどうやつて除去していくのかという点に着目をいたしまして、やはり国が手とり足とり関与を日常的に行つていたのが特殊法人であるとするならば、国の関与という

ものは最小限、自律性を高める、これが独立行政法人だと思ひますし、一方で、その法人の方も親方日の丸意識で、私もこの仕事につかせていただ

くまで、こんなに税金が使われているのかと驚いたように、補助金等々の形で、今年度は一兆一千億減額して四兆円台になりましたけれども、十三

年度は五兆三千億も税金が使われ、過去にはもつと使われていたことがある。國に依存する体質を改める。

そして、もう一つ大切なことは、やはり、一度法律で設立が決まつてしまつた特殊法人、さらに特殊法人に対する批判が出たことによつて特殊法人もどきの認可法人等々がタケノコのようにで

きてきた。それは一本一本法律によつて設立され

てることによりまして、見直し規定もない、そ

してまた、業務を自己増殖してまいる。そんなところで、そういうものを是正するという観点から目標管理と外部評価を導入するというふうに改めたのが独立行政法人の点であります。

○平野委員 そういう考え方のものに実際がやられるかどうかというのは、非常に疑問に思いました。

の特殊法人について御質問したいんです。

私、科学技術というのは、日本は技術立国といふことをずっと標榜してきておるわけでありまして、これは国策としてやらなければ、資源のない国ですから、やはり国がもつとしつかりとかじ取りをする、先行投資をする、こういう視点で物事を進めていかなければ、一つの視点はそうあらなければならぬと思っています。しかしながら、貴重な税金ですから、やはり選択と集中という判断も要るでしょうし、選択をするときに、あるいは集中をするときにも、やはり何らかの評価を明確に持たなければならぬのであります。

も、何かをつくろうと、いつには割合安易につくるんですが、それをやめるときの苦労というのは大変な苦労になります。声の大きい人が言えればなくなつてしまふ、幾らいいことを言つても声が小さければ存続する。私は、いわゆるひもつきが多くなればなるほどなかなか改廢がしにくい、こういう状態になつてゐるのが今の社会だと思うんです。

しかし、事科学技術に関して言うならば、国家の将来の運命がかかってくる新しい芽を育てていくという大きな国策としての大義があるんですね。そういう中で、同じようにこれは独立行政法人にしたらいわという発想で物事をもし持つていつたときに、先ほど石原大臣が言われた、国の関与をより薄くするんだ、あるいは自主性や自律性を高めるんだ、こういうもとに独法の考え方をもし用いるとするならば、私が先ほど言いましたように、もつと国がしつかりと、あるしつかりし

た評価のもとにかじ取りをし、先行投資をすると
いう役割が私は科学技術においてはあると思って
います。そういう視点で、ぜひ国の科学技術政策
と独立行政法人との関係について、まず聞きたい
と思っております。

先ほど言われたように、経営裁量の拡大、運用によつてはいろいろ柔軟性に富んだ経営形態をとりたい、そのため獨立法人化するんだと。こうしますと、国策の反映との間に、どう国策を担保するのか、この視点が非常に難しくなつてくると思うんですね、国の関与という視点では。私は、国の関与でも悪い関与といい関与がありますか

ら、科学技術においてはいい関与をやはり国として持つてもらいたいという論者でありますから、そういう観点で今の選択と集中、これを特殊法人から独立行政法人にしたときにどうとらまえていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

そういうふたもとで、今回の特殊法人改革ということで、当然、科学技術分野においてもさまざまな意見があるわけでございますし、議論もなされたわけでございますが、御案内のように、独立行政法人というのは、中期目標を主務大臣がしっかりと示す、しかも各年次の評価を行う、また、中期目標の達成年次においてきつちりとした評価を行ふ。まだ途中でございますけれども、そういう

たことの中、例えば、これも御案内のように、現在、科学技術基本計画の第二期の途中でござりますが、そういう総合科学技術会議で資源配分の方針等決めたもの、それをしっかりと中期目標の中に埋め込んでいえば、国の戦略というものをしっかりとそれぞれの新たにでき上がった独立法人の中でも実現をしていくるというふうに考えております。

ただ、やはり評価というものを今後しっかりとしないといかないと、なかなか現状、どういうふうに走ります。

るかということについては、まだ実績がそれほど重なつておるわけではございませんから、そのことについては今後きつちりとフォローしていく必要があるというふうには思つておりますけれども、そういう計画をしつかりと見据えていく中で

国の政策を実行できるわけでありますし、また、これだけで國の政策を実行しているわけではないことは平野委員も御案内のとおりでござります。競争的資金とか重点分野とか、そういうものをしっかりと定めて國の政策を、國民共通の資源でござりますから、やつていくことは可能であるといふうに判断をしておるところでございます。

○平野委員 ただ、今度独立行政法人になつたら、経営裁量の拡大ということで、その理事長さんが経営トップが、これをやると経営的に非常に厳しいとなりますと、国策としてやらなきゃならないテーマであつても、そこが否決する可能性だって出てくるんですね。このときはどうするですか。

○渡海副大臣 これは、先ほども申し上げました

よろしく 中期目標というのはきちっと大臣から示すわけでございますから。
ですから、先ほどから独立行政法人が何かといふ議論がされております、石原大臣がお答えになりましたから、私から重ねては申し上げませんけれども。これは、では、なぜ民間ではいけないのかということを考えいろいろとの独立行政法人といふもののを考えますと、やはり公益性、そういった性格が非常に強い、しかし、それを運営す

ていく中では効果的、効率的な運営をしていくといふうなものを考えたときに、このような形態がいいのではないか、粗っぽく言えばそういうことであろうというふうに思つております。

○平野委員 その中で、公益性ということと、税金を使うんですから、当然これは公益性ですよ。だから、その中で効率化というのは、どういう観点で効率化を目指すんですか。研究開発の時間軸を短くする、これも効率化ですよ、あるいは間接事務をより一元化してやつていこうというのも一

つの効率化なんですが、科学技術の領域においてもしそういう視点で考えるならば、私は効率化という考え方がなかなか研究の中に——効率的研究をしろという視点で見たときに、どういうふうにとらまえますか。

○渡海副大臣 平野委員のおっしゃるとおりだと
思いますが、要は、研究開発の分野で、特に基礎
研究等々を考えますと、実は、これからチームを
切つて、現実にターゲットをつくってやるという
ことが大変難しいという分野がたくさんあるわけ
でございます。

例えは、そういう分野を考えますと、一概に、

評価をどうやってやるかということを單一的にやることは非常に難しいわけでございますが、それは法人の形態がどうであれ起こる問題でございまして、やはり組織としての効率、例えば事務作業などを効率的に運用する、効果的に運用するといふふうなことと研究開発の持つ特殊性というものは、分離はしませんけれども、うまく融合しながら組織というのは運用していくなければいけない

○平野委員 私はそのように考えております。
これ以上詰めてもなかなか詰まらない
い、難しいんですね。特に、クリエーティブな領
域あるいはリサーチの領域を担当しておる研究
者、技術者といいましょうか、そういう方々に効
率的に研究しろなんというのは、これは禁句なん
ですよ。どこで何が生まれてくるかというのはわ
からないです。この前のノーベル賞をもらった、
今田中フェローというんでしようか、田中さんには
おいても、間違つて何かに物を入れたために、そ
れが一つのエポックになつて一つの評価になつ
た。日本ではだれも評価していないじゃないですか
か。ノーベル財団が評価するためには、遠山大臣
が、文化勲章が何かわかりませんが、後追いでつ
けているんじゃないですか。
私が言いたいことは何かというと、やはりしつ
かりした評価システムがないからなんですよ。大
体、文化勲章を受けた方、そういう功労賞を受け
た方が選考されて、その延長線上に、よりすぐれ
けているんじゃないですか。

た人がノーベル賞になるのかよくわかりませんが、後つけてやっている評価では、本当に科学技術に対する評価を、日本の中いろいろなことを、特殊法人いっぽいあります、すばらしい研究はやっているか、僕はやっていると思いませんね。やっているんでしょうけれども、逆に、評価する仕組みがないかもしれません。このことの方が非常に大事なことなんだろうと実は思つておられます。

したがつて、私は、特殊法人、独立行政法人、みんな行政改革だ、どこも、猫もしゃくしも全部独法に変えたらいいわという感覚で物事を進めていく官僚のシステムが問題だ、これが第一点です。愚直なまでに、これは特殊法人でないとできないと言つた官僚、だれかいるんですか。文科の関係の中にそういう声はなかつたですか。全部独立行政法人でよろしい、こういうことですか。

○遠山国務大臣 私は、平野委員のおっしゃる、特に基礎科学、基礎研究につきまして、これはまことに、学問の自由は守られなくてはならないと思います。

今回ノーベル賞をおもらいになつた田中さんは本当にすばらしかつたと思いますが、企業の中でもこれを十分に評価していたかというと、そもそもなかつたわけござります。他方で、もうお一人のノーベル賞受賞者の小柴先生は、これこそ、超新星から発信されてくるニュートリノ、それを追求することで一休世の中がどうなるのかというのも基礎科学の重要性ということで守る、それがどうも、そういうことは一切いたしませんで、私どもは基礎科学の重要性ということを守る、それが私どもの立場でございます。

したがいまして、評価におきましては、特に研究の分野では効率性とかあるいは利益性とか、そういうものはなじまないと思います。それをしっかりやる。ただ、他方で、技術的ないろいろな研究開発なり、それを応用したいいろいろな分野というのもあるわけでございまして、そうしたと

ころについてはより効率的にというような目も必要な面があるうかと思います。そこはきつちりと

分けで、しっかりと守るものは守り、評価すべき

ものは評価するというのが、私どもの守るべき姿勢だと思っております。

○平野委員 だから、私が言いたいことは、これ以上議論しても、私が何時までになつてゐるのかちよつとわかりませんが、研究助成事業という視点で、切り口を変えて申し上げます。

資金の供給のあり方について聞きますと、例えば研究テーマ、限られた予算で的確に研究テーマとして挙げる。こういうテーマを選び出す審査機能と、選んだテーマをもつて研究の内容を事後のやりはり検証する、先ほど言つてゐる評価ですね。

テーマを選び出すときの判断というのは、非常にまたこれは難しい判断が要るんですね。ところが、今のやり方でいきますと、何か事務的にテーマをいっぱい選んで、適当に、私に言わせたら適当に割つてゐるんでしょう。後の評価というのは余りしていない。これは総合科学技術会議でも指摘されている一つの大きなテーマだ、永遠のテーマかもわかりませんが、テーマだと私は思うんですね。

そこで、審査と評価の体制をやはり強化すべき、こういうところなんですが再度聞きます、科学技術において國の進めておられる、研究開発、こういう団体に対する、そういう法人に対する審査と評価の現状のシステムはどうなつていてますか。

○渡海副大臣 一つの大きな助成金の問題、科研費というのがあります。約半分は國が直接やつておりますし、その半分は、今回対象になつております学術振興会が科研費を分担しておるわけでござります。たしか約九百億弱だったと思います、今年度予算で。

これは、今現実には、この競争的資金をどう

かわつている事務局等が少し弱いようでございまので、新たに、十五年度の予算の中では、システムオフィサーとかプログラムディレクターといったよだな専門家でなかなか全体がわかる方、そういう方を新たに要求して、そういうふうに制をつくつていきたいというふうに考えておるところでございます。

○平野委員 この振興会の取り扱う科研費、これに対する申請数というのは年間数万件ですよ、

テーマ。年間数万件のテーマが来るんですよ。い

ろいろなテーマがある中でどうやつて、テーマの

選定のときの判断というのは個人ですか、あるいは事務方がそういうレビュードとつちやうんですね。

やつと研究経験者の配置を今回しますと、

そこで、私は、この評価というのは、ある意味日

本では非常に新しいと思うんですね。我々も随分

議論してまいりましたが、きつちりとやり出したのは最近だと。ですから、そういう意味でも、こ

れからやはり不斷の努力を続けて、この評価シス

テムをきつちり確立することが先ほどから平野

委員がおっしゃつてゐるよつに、資源を有効配分

し、なおかつ戦略的に使っていくということは大

変重要なと思いますので、今後とも不斷の改善の

努力をしてまいりたい、そのように考えておりま

す。

○平野委員 例えば、日本学術振興会では、大体

定員の七割ぐらいを文科省から派遣しているんで

すね。そこで、研究のよくわからない人が人員に

比べて膨大な処理をするのですから、審査の質

が実質的に上がらない、こういう要因になつてい

る一つではないかなと僕は思うんですね。

渡海副大臣が言われましたが、これ以上追及は、質問はいたしませんが、ぜひともこの評価システム、これは学問的にも成り立つ領域だと思

うんです。特に、テクノロジーに対するマネジメントというこの領域は、今までなかなかないんです。一般的には、技術管理であるとか研究管理であるとか言っていますが、何か、技術屋のなれる結果がそういうところについておりまして、本來、テクノロジーマネジメントということが独立した学問になり得るんだけれども、日本ではまだそれを一生懸命やっているところというのはないですね。

これが、やはりこれから、経営をしていく、あるいは技術立国日本により育てていく、世界に冠たる科学技術立国日本にしていくためにマネジメントが一つの大きな領域を占めると思いますものですから、そこへの視点、そういう人材をどうこれから輩出していくかということをしっかりと持っていないと、この評価、審査、マネジメントしていく領域というのは絶対によくならない。研究者のなれの果てが研究管理者じゃないんです。これは、ノーベル賞をもらわれた田中さんも一生懸命言っていたでしょ、私は研究したいんですけど、部長、偉いさんになつても、管理者にはなりたくないんです。違うんですよ、マターが。だから、しっかりとそこをぜひ要求しておきたい、このように思います。

さらには、透明性の向上というのは非常に大事な視点であります。今からでは、審査で漏れただけで漏れたんだなということがよりはつきりわかる、そこでこういう視点でだめだったんだということを、やはり、漏れた人にとつても、こういう理由で漏れたんだなということがよくあります。特に、特殊法人ではしっかりと監査をする。独立行政法人になるとますます透明性がわからなく

なる。これは現実的にわからなくなってしまいますよ、関与をしないんですから、関与を薄ぐするんですから。まして、数がたくさんある中にありますから、まして、数がたくさんある中については、今でも会計検査院だつて定例的にきちんとや

れているかというと、やれていないですよ。何でやれないんだとこの間ある委員会で質問するとき、数が多過ぎてとても手が回りませんと言つておるんですよ。まして、独立行政法人になつたら非常に透明性を確保しにくくなるのではないか、このように危惧するところがありますが、その点については、より透明性が確保できるとお考えでございますか。

○渡海副大臣 全くそのとおりでございます。
先ほど申し上げました振興会の科研費等につきましても、まず、利害関係者を排するとか、それから落ちた理由をしっかりと、これまでにたた落ちた理由をしっかりと、これまでにたた落ちたよと言つていたものを、しっかりと理由を知らせるとか、あらあらの点数をちゃんとお教えするとか、開示請求に応じてきつちりと情報公開をするというふうにしておるところでございま

また、独立行政法人の評価委員会が各省庁に設置をされるわけでございますが、毎年度及び中期目標の終了時には、業務実態、状況について必要な情報収集なり調査分析、こういうものを行つた上で厳しく評価をするということにしております。また、独立行政法人の評価委員会が各省庁に設置をされるわけでございますが、毎年度及び中期目標の終了時には、業務実態、状況について必要な情報収集なり調査分析、こういうものを行つた上で厳しく評価をするということにしております。

なお一層の情報公開について努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○平野委員

ぜひそれはお願いをしておきたいと

思います。

もう一つは、私、同じような研究形態をとつておる、中身によっては違うという御答弁でしようけれども、例えは今回、科学技術振興事業団が独立行政法人で科学技術振興機構、別に、事業団から機構に変わったからといって、名前を変えただけじゃないですか、これは、それと、日本学術振興会、これは独立行政法人で日本学術振興会、こ

うな気がするんですね。これは、二つに分けてお同一テーマでも、だから、二重取りする可能性があるのです。これが一つの法人であれば一ヵ所しかわかりませんが、テーマによつては出てくるんですよ。そんなのだったら、これを一緒にした方がいいんじゃないですか。

これはなぜ、独立して独立行政法人二つにする理由は何なんですか。

○渡海副大臣 まず、この二つの法人は、時間がわざる学術振興事業団、これは、どちらかといふと、これから新しいものにチャレンジしていくといったような国の戦略目的に基づいて、総合科学技術会議がございますけれども、トップダウン式に上から目標を与えて、そのことによつていろいろな事業幅広く進めていく、そういう性格がございます。一方、学術振興会というのは、研究者の自由な発想、いわゆるボトムアップといいますか、そういう大学等の学問の支援を目的として設置をされた。これが経緯でございます。

○渡海副大臣 資金の配分の点について、ちょっと特徴的なところを申し上げただけでございますが、もつとほかの事業もいっぱいおののの法人は抱えておるわけでございます。むしろ大学の連携機関といいますか、いわゆる学術的な部分の組織としての部分が非常に強かろうというふうに私は考えております。

ただ、特殊法人については、これは実は、そのままの形態でもいいか悪いかというのは全体の議論でございますから、これをやると、私の意見もありません。されませんが、基本的にやはり、同じ助成事業であつてもやつていることは違うのだ。しかも、振興会の方は、どちらかというと、常に研究者と一体となつたような、そういう形でございますから、独立してこれを一つの組織にした方がいいだらうという判断をしたということでございます。

なお、業務の調整は行つて、例えば情報を管理する問題等につきましては、よりどちらで一元化する方がいいのかというふうなことについては、連携を深めてやつております。

○平野委員 しかし、今、渡海副大臣おつしやつたけれども、トップダウンで国が主導でやるのだったら、別に、では特殊法人でもいいんじゃないですか。それをわざわざ独立行政法人にする必要はないじゃないですか。まして、基礎研究、基礎的な部分、民間でできない、国がやる、特殊法人でいいじゃないですか。直轄でもいいと僕は思つているんですよ。特殊法人にしなくとも、なに、あえて独立行政法人にして、事業団から機構に名前を変えている。こちらはボトムアップだというのだったら、これはわかります。ボトムアップというけれども、ここは費用を割り振りしておるだけですよ。そういうのだったら、別にこれを一緒にしたからといって、一つの法人で、このボトムでやる部分、さらには中長期的にやる部分、分けたつていいのであって、なぜ二つに残しておく理由が、中身的に言うと、余りにも不透明だと私は思います。

一言だけ、言いたかつたらどうぞ。

ただ、特殊法人については、これは実は、そのままの形態でもいいか悪いかというのは全体の議論でございますから、これをやると、私の意見もありますけれども、長くなりますので。

○平野委員 時間が参りましたので、次に行きたいと思いますが、もう一つは、科学技術振興事業団、JSTという事業団があるのですが、文献情報の提供勘定について、産投特会から出資金を受け入れる形で予算化しているんですね。これは科

学技術振興事業団の一般勘定とは別の勘定になつていますが、今回、独立行政法人化になつた後も維持される、こういうふうに聞いておりますけれども、これはどういう根拠で維持するのですか。簡単で結構です。

○渡海副大臣 JSTがやつております文献情報の提供というのは、高い公益性を有しているという性格の情報である一方で、利用者から実は料金をいただいておる、収益性が見込める事業でもあります。その趣旨で、産投特別会計の出資を受けなじむ種類の事業であるというふうに考え、独立行政法人になりまして以降もその体制で行いました。いというふうに考えておるところでござります。

○平野委員 それは本末転倒しているんじゃないでしょうか。一般会計から出せばいいじゃないですか。ここがこういうことをすると、あと人件費についてつけかえをしたり、今回の特殊法人の改革のポイントは一体何だ、人件費が下がります、何ですか、これは、文献情報提供業務の効率化、平成十五年十八億円縮減します、一層効率化します。よくその裏を読んだら、今まで特会の部分を別のところに振りかえておるだけじゃないですか、この中身は。

こういうややこしい出資金のものを抱きかかえたような特殊法人は極めて問題だと私は思つてゐるのです、ふだんから。電源特会でもいろいろあります、今回また見たら、産投特会がここにひつひつとしているということですが、よく見て、今回改革のポイント、文献情報提供業務の効率化、もう大上段に書いてあるんですよ、削減しています。削減しているんじゃないですよ、どこかにそのあれを割り振つてあるだけなんですよ。ここはどうですか、本当に削減していますか。

○渡海副大臣 その問題の中身については、私申しわけありませんが、平野委員、細かい点について実は今承知いたしておりません。これは無責任に答えられないと思いますから、国会ですかね。ですから、きつちりと調べて、改めてお答ええます。

○平野委員 いや、二重のお金の出るところがあれば、使い方としては、一般会計予算についての仕組みとして監査は受ける。特会は特会として受けます。そうすると、使い方によって、あるときにはこちらに振つたり、あるときにはこちらに振る、こういう隠れみのをつくるシステムになるから、より透明性というのではなくて、こんな別の特に特会でやる必要がなくて、一般会計から出資金を廃止して、すべて補助金にすればいいんですよ。簡単なことなんです。今までやつて来たから継続してやつておるだけで、そのシステムに乗つて削減をいたしましたと言つておるだけなんですよ。

これは渡海さん、ぜひよく見てください。紛れもなく人件費をこちらに振つているだけですよ。こんなやり方で、改革をしましたと石原大臣が旗を振つて、そんなつけかえして改革しましたなんと言つたら、片腹、笑われますよ。

○遠山国務大臣 これが文献情報提供勘定になりますのは、この組織は、国内外の研究者がやりました科学技術情報を加工してデータベースをつくり、それを利用するときに利用者がちゃんとその料金を支払うという収益事業になつてまして、したがつて、これは特別勘定になつていいと思います。

○平野委員 時間が参りましたので終えますが、アクトソーシングした会社だけがもうかる仕組みにはしないようにチェックを入れてくださいね。よろしくお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○保利委員長 次に、中西續介君。

○中西委員 私は、独立行政法人、特に文部科学省所管の問題について中心にお答えをいただきました。

○石原国務大臣 多々留意する点はございましたが、今ここで中西委員の質問に改めて頭をめぐらせますと、外部からの評価、そして責任の明確化、この二点、やはりこれからも留意をしていかなければなりませんし、重要なポイントではない

をさせていただきます。

ただ、会計システムとしていわゆる別の会計を持つてはいるということそのものは、別にそのことによつて、それがいけないじやないかとは。もしそういうごまかしが行われていれば、それは問題だというふうには思います。きつちりと調べさせていただきたいというふうに思います。

○平野委員 いや、二重のお金の出るところがあれば、使い方としては、一般会計予算についての仕組みとして監査は受ける。特会は特会として受けます。そうすると、使い方によって、あるときにはこちらに振つたり、あるときにはこちらに振る、こういう隠れみのをつくるシステムになるから、より透明性というのではなくて、こんな別の特に特会でやる必要がなくて、一般会計から出資金を廃止して、すべて補助金にすればいいんですよ。簡単なことなんです。今までやつて来たから継続してやつておるだけで、そのシステムに乗つて削減をいたしましたと言つておるだけなんですよ。

○渡海副大臣 これまで同様アクトソーシングをできるだけ進めていきたいというふうに考えておられます。先ほど山元委員の質問でもお答えをさせましたので、この点についてお聞きをいたします。

○石原国務大臣 独立行政法人が特殊法人に比べて何の点がすぐれているのかというお尋ねであつたとりますが、國の関与というものが特殊法人とがございますので、この点についてお聞きをいたします。

そこで、特殊法人から行政法人化することのメリットは何があるのか、私、疑問視するようなことをございますので、この点についてお聞きをいたします。

○石原国務大臣 独立行政法人が特殊法人に比べて少なく、さらに自律性を高める一方で、経営責任を明確化し、そのことによりまして役員等々の報酬も業績主義で、低業績であるならば役員の方の解任ということもあります。目標管理と厳格な外部評価を行うことによりまして、組織自体の廃止も含め、三年から五年で見直すという新たな見直しの仕組みを入れさせていただきましてなどなど、特殊法人に比べて独立行政法人はメリットがあるものと考へております。

○中西委員 特殊法人については、いろいろ指摘されたところを今私、ここでは改めて申し上げます。

○中西委員 特殊法人について、いろいろ指摘されたところを今私、ここでは改めて申し上げます。

○中西委員 特殊法人について、いろいろ指摘されたところを今私、ここでは改めて申し上げます。

○中西委員 特殊法人について、いろいろ指摘されたところを今私、ここでは改めて申し上げます。

かと改めて感じております。

○中西委員　自己責任ということは、今までに日本本の社会問題として大きく浮上してきておる問題であります。すべてがだれかに責任をなすりつけてやつていけばその場しきができるものですから、そうした企業を始めとするモラルが荒廃しておるということは、もう私がここで申し上げるまでもありません。

したがつて、今言われた自己責任、外部からのそうした評価、こうした点が本格的にやられるといいたしますと、これから後、今までの法人のそうした具体的な問題を全部検証し直しまして明らかにし、そのことがある程度公表される、公開されることによって、今言われた外部から云々いう問題につながつていくと私は思います。

ですから、これからやはり民間企業にいたしましても、このような法人にいたしましても、すべてこうした問題が当たり前になる、通念的になるということが一番大事ではないかと思つています。その点は同感です。ですから、これらを中心にして物を考えるときには、よほど皆さんが御納得いただける、そうした内容についてはこの独法化するにおいても言えるんじゃないかと思つています。

そこで、もう一つ、このように改革するに当たつて講すべき措置としてその中に出てきておりました特別な組織形態として認められるものは、例えば、例は共済組合類型の法人四十七だとかいふうなことが言われておるようではありますけれども、どういうものをしてこのように特別組織形態を認めていくつもりなのか、この点についてお答えください。

○堀江政府参考人　御答弁申し上げます。

特殊法人等整理合理化計画におきましては、各法人につきまして徹底した事業の見直しを行つた後で、その組織形態を検討いたしました。その後、例は特殊会社等の民営化でありますとかいろいろな独立行政法人化等を打ち出したわけでございますが、これら以外のものを特別の組織形態等

ということで整理をいたしました。

この特別の組織形態等というのは三つございまして、一つが今おっしゃいました共済組合類型、二つ目が結果として現状の組織形態でいく、それから三つ目が国への直轄化という、その三類型の可能性でございます。

最初の共済組合類型ということでございますが、特殊法人はいろいろな業務をやってございましょうけれども、例は衆議院の共済組合でありますとか各府省の共済組合でありますとか、そういう共済組合がたくさんございます。これは一般の国民等を対象にいたしました普通の行政とまた違いまして、いわば各府省の政策実施機関とは性格が違うわけでございますから、他の特殊法人や認可法人と同列に扱うということではなくて、これらにつきましては特殊法人等の対象から除外して、いわば別くくりで共済組合という形で分類、整理をするということを行つたわけでございます。これが第一でございまして、繰り返しになりますが、具体的には、各府省の共済組合でありますとか、そういうものがこれに入るわけでございます。

それから二つ目は、現状の組織形態により存続ということでございまして、この中には、例は日本銀行でありますとか、あるいは时限を限つて設けられております預金保険機構とか、そういうものが当たるわけでございますけれども、政府から高度の自主性が認められている法人、あるいは国民生活に重大な影響が及ぶような業務を时限的に行つている法人、こういったようなものにつきまして、現在の組織形態を維持するという結論に達したものでございます。

それから三番目の、国への直轄化という類型でございますが、これは、国の関与の必要性が高く、また採算性が低い事業であつて、独立行政法人化など他の組織形態をとることが極めて困難というものでございますけれども、組織丸ごと国へ直轄化するというものは、この整理合理化計画の

中には入つてございません。しかし、事業といったことはあります。

議いたしました独立行政法人、これをするメリットについて先ほど言わされましたけれども、そうした点で、挙げられた、共済組合型のものだとありますのは現状維持型だと國直轄型だとか言いますけれども、その場合に、その区分けというのが非常に疑問視する点が出てくるんじやないかと私は思います。

したがつて、これらについてももう少し、この際ですから、改革をやることであればあるほど、やはり国民の理解を得るために、国の財政措置を依然としてしなきやならぬ部分が大部分でありますから、そういうことを考えてまいりますと、これらについてもやはり納得いただける体制を明らかにしていく必要があろうと思います。

次に、今度、独立行政法人についてお伺いをします。次に、今度、独立行政法人についてお伺いをします。

日本体育・学校健康センターを含む六法人、文部科学所管のものについては、解散して独立行政法人に移行いたしますけれども、その一切の権利義務は、国が承継する資産以外それぞれの独立行政法人が承継することは当然であると思いますが、この点については、法に規定されておるようになります。

日本体育・学校健康センターを含む六法人、文部科学所管のものについては、解散して独立行政法人に移行いたしますけれども、その一切の権利義務は、国が承継する資産以外それぞれの独立行政法人が承継することは当然であると思いますが、この点については、法に規定されておるようになります。

○近藤政府参考人　お答えをいたします。

これは委員御案内のとおりでございますが、現行の放送大学学園の職員は現在も公務員でないわけでございます。新しい法人に移行した後も、その点には変わりがないところでございます。

ただ、おっしゃるよう、現行の放送大学学園

を除いて新しい法人が承継することが規定されております。

今言いました日本私立学校振興・共済事業団につきましては、現行法人の組織形態を変更しないため、影響がないというふうに考えております。

○中西委員　ということになりますと、先ほど論議いたしました独立行政法人、これをするメリットについて先ほど言わされましたけれども、そうした点で、挙げられた、共済組合型のものだとありますのは現状維持型だと國直轄型だとか言いますけれども、その場合に、その区分けというのが非常に疑問視する点が出てくるんじやないかと私は思います。

したがつて、これらについてももう少し、この際ですから、改革をやることであればあるほど、やはり国民の理解を得るために、国の財政措置を依然としてしなきやならぬ部分が大部分でありますから、そういうことを考えてまいりますと、これらについてもやはり納得いただける体制を明らかにしていく必要があろうと思います。

次に、今度、独立行政法人についてお伺いをします。

日本体育・学校健康センターを含む六法人、文部科学所管のものについては、解散して独立行政法人に移行いたしますけれども、その一切の権利義務は、国が承継する資産以外それぞれの独立行政法人が承継することは当然であると思いますが、この点については、法に規定されておるようになります。

○中西委員　ちょっとお聞きするところでは、出入りをする人がおる場合には、この点については国家公務員並みの扱いをする、そして、今度はそれが帰つた場合には継続をするという身分上の問題と、それから共済関係だとかいろいろなところ、あるいは退職金の問題も含めまして、勤務年限とのかわりでそこいらが云々されておるよう

でありますけれども、この点はどうなんですか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

放送大学学園は、確かに、現在、文部科学省でありますとか総務省あるいは国立大学等との人事交流によりまして出向者を多く受け入れているわけでございます。新法人への移行後も、国、地方公共団体との人事交流は不可欠でございますので、こういったことから、出向者の退職手当ですか年金の支給の面で不利益をこうむらないよう所要の規定を置いているところでございます。

○中西委員 もう一点お聞きしますけれども、学校法人として規定づけられていくわけでありますけれども、その場合、この放送大学学園がこれから以降、私立大学並みに財政措置からすべてを処していくということになるかどうか。この点、どうでしよう。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。放送大学学園は、社会人等に対しまして広く大학교育を提供するために、放送局を有し、放送による授業を実施している、あるいは全国各地に習センターを設置し、直接による授業を行つてゐるわけでございまして、そういうたびにかんがみまして、今回、所要の法的措置等を講じつつ特別な学校法人とする、こういうふうにされているわけでございまして、この法律案におきましても、放送法上の特例措置でありますとか、現有資産の承継あるいは経費の補助に関する措置等を規定し、所要の事務事業が適切に遂行できるように対応しているところでございます。

○中西委員 次に、学校振興・共済事業団についてお伺いします。

特殊法人から民間法人化され、共済組合類型の法人になるということを言われておりますけれども、少し私、イメージできませんので、この点どうなっていくのか。さらに、先ほど申し上げた新しい放送大学そしてこの振興・共済事業団、新法人は、権利義務を一切継承するものとして独立行政法人同等に両事業が継続性を担保する自信が

あるや否や、この点についてお答えいただきたいと思います。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

事業団につきましては、既に先ほどの答弁がございましたように、特殊法人のあり方についてそれが組織形態の見直しがそれぞれの事業の性格等に応じて行われたわけでございまして、この中で、日本私立学校振興・共済事業団につきまして、この格等に応じて運営されていますので、これは社会保障制度の一環として運営されておりますので、共済業務を行う他の法人と同様に、共済組合類型の法人として整理をされたわけでございます。このため、共済業務は、従来と同様の方法によつて遂行されるわけでございま

一方、もう一つ主要な業務でございます助成業務でござりますけれども、これにつきましては、中期目標を定め評価を行うなどの、いわゆる独立行政法人に準じた管理手法を導入することが適當と判断されまして、これを踏まえた今回の法改正をお願いしているところでございます。これによりまして、経営責任の明確化や事業運営の効率化が図られ、事業の遂行に当たつての質の向上が一層図られる、かのように考えております。

既に、この事業団は、平成十年に今までの二つの法人を統合して出発しております、これは私たまた私立学校の経営から教職員の福利厚生に至るまでのさまざまな機能を同一の組織の中で密接に連携して行う、こういうことで、より強固な基盤を立つた私学振興が機能的、効果的に推進されるわけでございまして、これまでその効果はあらわれていると思つておりますので、今回の法改正によつてより機能的、効率的な事業が運営できるに立つた私学振興が機能的、効果的に推進されるものと思っております。

○中西委員 これに象徴されますように、中身の全く異なる事業二つを、今自信があるということをおつしやつておりますけれども、やはり本来的には、独法化するに当たつてこれほど論議をしておりませんが、近ごろのあり方、幾つか私はずつとこの特殊法人の統

てきた経過があるだけに、先ほどこれもある程度指摘された部分もありますけれども、本当に効果的に、そして皆さんから信頼できる体制づくり

ということになつてまいりますと、こうしたやり方が果たしてよろしいかどうかということでござりますけれども、きょうは私は時間の関係で申し上げませんが、一応自信があるということでありますから、きょうはこの分で終わりにしたいと思います。

もう一つは、独立行政法人あるいは新法人は、民間の組織機関になつておるわけでありますから、理事者と職員との間における確認、約束事について、従来どおり変更なくお互いに理解し合つた上で、信頼し合つた上でやつていただける条件が整備されておると思います。

特にこのことは、所管の文部科学省担当者あるいは関係法人の理事者側との間における積み上げの中でも確認をされていておると思ひますけれども、この点はどうなつておられるのか、この点についてお答えください。

○結城政府参考人 先ほど遠山大臣から御答弁しましたように、現行法人の一切の権利義務は、国が継承する資産を除いて新しい法人が継承することになつております。現行法人と職員の間の雇用契約についても、この一切の権利義務の中に入つております。それは新法人に継承されます。

ただし、新法人における具体的な勤務条件など、組織変更に伴う職員の問題につきましては、現行法人、新設される独立行政法人等と職員の間で調整され、決定されるものでございます。

今回の特殊法人改革に当たりましては、中央省庁等改革基本法において定められておりますように、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮されることが大切でございまして、法人と職員の間に十分な話し合いが行われ、引き続き行われたというふうに伺つておりますが、現在、民間企業の税関業務に対する不満というものは大変なものがござります。

○保利委員長 午後二時六分開議 質疑を続行いたします。河野太郎君。

○河野(太)委員 自民党的河野太郎でございます。

田中和徳政務官にお伺いをしたいと思います。政務官は先般、横浜ですか、税関の視察に行かれましたというふう伺つておりますが、現在、民間企業の税関業務に対する不満というものは大変なものがござります。

私も、今度のこの質問の前にいろいろな業者のお話を伺いましたが、税関業務というか、税関の人間に対する不満の強さというのはかなりのものがございます。何つては、どうも役所の方には、そういう不満があるという認識が余りない。役所の方が、いや、どうもうちの行政に不満があつて、うちの落ち度で困つていますというの

○河野(太)委員 財務省は、何だかワンストップサービスというのを勘違いされております。ワン

ストップサービスというのは別に、お客さんの方から見てワンストップであれば、裏のシステムがどう切り分けられているかというのをお客様には見えないんですね。システムがきちんと分かれていれば、それでいい話であります。それを、ワンストップだからシステムが国と民間と混然一体となつていなきやワンストップだと思つていいというのが今の財務省の説明で、これは明らかに間違つています。そういう人間が行政をやつているところに大きな問題があるわけでございます。

しかも、石原大臣もそこにお見えですかから聞くだけ聞いておいていただきたいんですが、この処理センターが払つてあるシステム利用料……(発言する者あり)両大臣いらっしゃいますので、お聞きいただければと思ひますが、この八十億円、年額にして八十億円というシステム使用料は、全く入札も何にもなく、随意契約で行われております。何で随意契約にせにやいかぬのか、そういう問い合わせて出てきたのは、A4一枚にわずか八行ぐらい書いてある、その書類一枚で、八十億円が随意契約になつていて。これでは、システム使用料を下げるインセンティブなんか、新しくできている独立行政法人には何もないじやないです。

あるいは、今、国が五十億円の支払いをこのセンターにしております。これも国が払つていますけれども、国は黙つていても払つてくれるわけですから、センター側に、こういう国の負担を下げよう、あるいは民間の業者の負担を下げようといふインセンティブは全く何もありません。黙つていて、手を出したら出してくれるわけですから、こんな楽な商売はないわけです。

少なくとも、今生懸命民間がコスト削減に努力をしているときに必ず通らなければいけないシステムを提供している人間がこんなあほなサービスをやつていたら、民間のコストダウンの努力

はあつという間にむだになつてしまつたわけでございます。

独立行政法人が新しくできたときに、こうしたコストを下げるインセンティブはどのような形でこの独立行政法人に与えるつもりなのか、財務省のお考えをお聞かせいただきます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

時間もありませんので、手短く述べます。すけれども、NACCSの利用料金でございますけれども、そのNACCSの運営に係る経費の総額を、システムの利用実績に基づきまして算出いたしました。お尋ねでございまして、国、民、それぞれ使用料はこれに基づいて適正に算定しております。

それで、引き下げるインセンティブはあるのかとお尋ねでございますけれども、センターは従来から独立採算、企業的運営を行つてきているところでございますけれども、今般の独立行政法人化によりまして、例えば第三者機関の評価を受けるということになるなど、さらなる業務の効率性の向上、質の向上を図ることが当然求められております。何で民間が払わなきやいかぬのですか。システムを下げるセントラルシステム業者が払うか、この情報などをつけて随契でシステム業者に丸投げをして、その業者のメンテがおかしいからシステムがダウソーンをして、その結果、民間でこれを利用している方が一時間業務ができなくなつて、一時間後ろに仕事がされた。一時間税関はあけておいてもらわなきやいけない。そのときには発生する手数料を何で民間が払わなきやいかぬのですか。システムをダウソーンさせたシステム業者が払うか、この情報処理センターが払つてかかるべきじゃないんですか。政務官、どうですか。

○田中大臣政務官 今の質問に対しても、先ほど御質問にありましたような、例えば国がセンターに支払うシステム利用料金の低廉化が図られていくものと期待されるところでございます。

あるいは、今、国が八十億円を随契で丸投げして、そのコストを国とどう分けるかという協議をやつているわけですよ。八十億を下げるなんて努力はだれもやつていないわけです。官と民でどうその八十億を分けるかというところに血眼になつて、またコストが上がつているわけです。こんなばかなことをいつまでもやつていて本当にいいのかと私は思つておきます。

このシステムあるいはセンターの運営がいかにおかしいかという一つの例を申し上げますと、例えば、このNACCSというシステムがダウンをして復旧するのに一時間かかってしまった。その

ために一時間分の作業が民間業者で行われなかつた。すると、当然、税関の業務は終わつてしまつたかもしませんけれども、その一時間の分はその日のうちに処理しなきゃいけませんから、税関をあけておいてもらうわけですね。そうすると、臨時開庁手数料というのが発生をいたします。そ

れで、今何が行われているかといふと、この情報センターが持つてあるシステムがダウソーンしたことによって臨時開庁手数料の支払いが発生しているのに、その手数料をだれが払つていて、このシステムを使つている利用者が払つているんですよ。

八十億円を、技術があるからとかなんとかいう理屈をつけて随契でシステム業者に丸投げをして、その業者のメンテがおかしいからシステムがダウソーンをして、その結果、民間でこれを利用している方が一時間業務ができなくなつて、一時間後ろに仕事がされた。一時間税関はあけておいてもらわなきやいけない。そのときには発生する手数料を何で民間が払わなきやいかぬのですか。システムをダウソーンさせたシステム業者が払うか、この情報処理センターが払つてかかるべきじゃないんですか。政務官、どうですか。

○田中大臣政務官 今の質問に対しても、先ほど御質問にありましたような、例えば国がセンターに支払うシステム利用料金の低廉化が図られていくものと期待されるところでございます。

これがそれらのことを負担するんだ、こういう御指摘であります。もちろん、原因者というものが責任をとるということも当然であります。私どもも今、河野委員の話について、今後独立法の中で、新しい時代を迎える業務でありますし、これは当然のことながらしっかりとチェックをして、正すところは正す、このようにしていかなければならぬと思っております。

ただ、私も実際に関係者の皆さんと会いましたし、Sea-NACCS、Air-NACCSの方のいろいろな御不満も聞いてまいりましたが、システムそのものは、我が国のシステムは非常に

優秀なんですね、評価は高いんです。ただ、そのことと、今河野委員の御質問されたことはやや違つて、私はもも対応について今後しっかりと努力をして、やはりいろいろとユーザーの皆さんにお伝えをする責任があると思つております。

○河野(太)委員 役所だけじゃなくて政務官も質問にお答えをいただけないのはまことに残念でございますが、手数料はだれが払うべきなんでしょうか。

○藤原政府参考人 先ほどの問い合わせでございましたが、一日の利用時間全部につきましてシステムの利用ができない場合に、センターのシステム利用規程に基づきまして、センターが利用者に対しまして損害を賠償することになります。

それから、そのセンターが賠償する額は、センターがシステム契約先から受ける賠償額を限度とすることになります。システム契約先がセントラルに行う賠償額につきましては、データ通信サービス契約に基づきまして、システム契約先の責めに帰すべき理由によりまして各種システムサービスの提供をしなかつた場合に、利用できませんが、セントラルに對して賠償することとなつております。

それで、先ほどのお尋ねの臨時開庁手数料でござりますけれども、ここには含まれておりませんので、臨時開庁の承認の申請をされまして承認を受けられた方がお支払いになるということでござります。

○河野(太)委員 要するに、システムが一日ダウソーンしたら面倒見てあげましょうというのが今のセンターなんですね。忙しいものを、早く届けないといふのが、わざわざ航空便で送つてくるんぢやないんですか。わざわざ紙で申請をしないように、電子申請をやつてもらっているんぢやないですか。紙の時代に一日だからといふのはわかるかも知れませんけれども、電子の時代に、一日ダウソーン

したら面倒見ます、一時間ダウンしたら利用者が金払え、こんなばかなセンターはないでしょ。

私は、委員長にお願いをしたいのは、この法案だけはぜひ一括の採決の枠から外していただきたい、私はこれに反対をさせていただきたいと思います。質疑、まだありますか、私は、この独法には断固反対でございます。

ありがとうございました。

○保利委員長 次に、佐藤謙一郎君。

○佐藤(謙)委員 民主党・無所属クラブの佐藤謙一郎でございます。

きょうは、税金のむだ遣いの象徴でありますダメ、とりわけ水資源開発公団の問題で質問したいと思うんですけども、単なる国民の税金のむだ遣いではなくて、そうしたダム建設のしわ寄せが、健全な、善良な住民に水道料金という形で寄せてきている。その論点からお話をしたいと思います。

まず、扇大臣は今、東京の渋谷にお住まいだということですけれども、毎日どこからの水を飲んでおられるのか、そして水道料金がどのぐらいなのか、御存じでしょうか。

○扇國務大臣 私は東京に住んでおりますので、群馬県等々、あらゆる県外、都外と言つた方がいいでしょうね、近隣のところから、利根川も含めいで、水をいただいているというのはわかつておりますし、また、私は少し高台ですので、水が不足しますと時々水圧が下げるということも経験しております。

水に関しては、一リッター幾らとかという計算は見ておりませんけれども、私、普通の世帯でございまますから、大体月五千円から六千円といふところが常識的な一ヶ月の水道料金です。

○佐藤(謙)委員 東京ですから、東村山浄水場、多摩川系と、それにブレンドして利根川水系が一部入っているということですが、ここで何も扇大臣の水道料金を知ろうと思っているわけではありません。この後、実はそれが非常に重要な意味を

持ちます。

石原大臣、今、東京都の水道料金が確実に一三〇%、このダムがつくられることによって上がります。だらうと言われているダムが計画、着工されようとしていますけれども、どこのダムか御存じですか。

○石原国務大臣 違つたら恐縮ですが、たしか群馬県のダムだと承知しております。

○佐藤(謙)委員 群馬県の吾妻渓谷を水没させ、川原湯温泉を水没させる。草津から水をとつてきます。酸性度の非常に高い、そこに石灰をぶち込んで中和をして、そしてそれが東京に引かれる。

実は、そのため、今でも負担金が東京都で千億、埼玉県が九百億円。これは確実に、大変大きな水道料金の値上げに結びつくことは必至だと思います。酸性度の非常に高い、そこに石灰をぶち込むで中和をして、そしてそれが東京に引かれる。これが東京に引かれる。

○佐藤(謙)委員

群馬県の吾妻渓谷を水没させ、川原湯温泉を水没させる。草津から水をとつてきます。酸性度の非常に高い、そこに石灰をぶち込んで中和をして、そしてそれが東京に引かれる。

われておりますけれども、東京都のいろいろな仲間に聞いても、知人に聞いても、ほとんどそのことが知られていない。

そこで扇大臣にお聞きしますけれども、三重県の亀山市というところ、ここで水道料金が一気に五倍にはね上がる、そういう議論がなされていました。トン当たり三百八十円が、長良川河口堰の建設によって一気に二千六十円にはね上がる、こうしたことから、実は、亀山市は、この長良川河口堰からの導水計画、受水を見直そうということです。トン当たり三百八十円が、長良川河口堰の建設によって、現実に、二十二・五トンのうち実際に使われて、今大きな問題になつておりますが、その件について御存じでしようか。

○小林政府参考人 お答えをいたします。

三重県が事業主体となつております北中勢水道

用水供給事業の一部であります北勢系第二次拡張事業の給水対象の亀山市が、当該事業からの受水に關しまして、自己水源の依存量を検討した上で、市民や議会の意見も参考にして検討を進めるために態度を保留しておられるということにつきましては、新聞報道等から承知をいたしておりました。この新聞報道等を踏まえますというと、亀山市では受水時期等についての検討を進めておられるところでありまして、御指摘のような受水拒否という状況にはないものと認識してございます。

○佐藤(謙)委員 受水拒否ということにはならないだろ、こう言われておりますけれども、私の知るところでは、確実にこれは受水を拒絶する流れになるだろ。三重県では、美杉村が一九九四年に受水拒否をして、それ以来、この亀山市が今問題になつております。現在の水道水源が鈴鹿川の流域の地下水を使って、それに対する反対運動がだそうですけれども、それに対して、今度長良川の河口堰の水を入れる、それに対する反対運動が実は近隣の鈴鹿市にも広がつて、この流れはとめられない流れになるんではないかなというふうに考えられます。

特に、三重県の北勢四市六町につきましては、まだその導水施設は未着工ということであります。塘から導水計画、受水を見直そうということです。トン当たり三百八十円が、長良川河口堰の建設によって、現実に、二十二・五トンのうち実際に使われて、今大きな問題になつておりますが、その件について御存じでしようか。

○小林政府参考人 お答えをいたします。

三重県が事業主体となつております北中勢水道

用水供給事業の一部であります北勢系第二次拡張事業の給水対象の亀山市が、当該事業からの受水に關しまして、自己水源の依存量を検討した上で、市民や議会の意見も参考にして検討を進めるために態度を保留しておられるということにつきましては、新聞報道等から承知をいたしておりました。この新聞報道等を踏まえますというと、亀山市では受水時期等についての検討を進めておられるところでありまして、御指摘のような受水拒否という状況にはないものと認識してございます。

事な考え、見方ではないだろかと考えます。

特に、水資源開発公団が批判をされているのは、どういう点かというと、ダムづくりがとまらない理由の一つとして、不要な水を買って周辺の自治体はその負担がどんどん膨らんでいても公団は一切腹が痛まない、そういうシステムがあるわけで、国土交通省が基本計画をつくりそれに従つてあります。

構図がここまで大きくダム建設を推進してしまつた原因ではないかなというふうに考えるわけであ

ります。

そこで、利水者、とりわけ住民への啓発という

のが大変大事だと思いませんけれども、ダム建設の是非を直接住民に問う仕組みというものが必ずしも十分にできていないんではないかなというふうに思ってます。

私は、実は厚生労働省の問題であろう、そ

ういうお話でありますけれども、実は日本全国

七水系で水資源開発公団がまさにむだなと思われるようなダムをあちこちでつくつてあるわけであ

りますけれども、その国土交通省が、一体どうい

う形で国民にその負担が強いられていくのか、あ

るいは住民にそうした問題が転嫁されていくのか

という、その辺をしっかりと把握しておくことと

いうのは、とりわけダムをつくる主体としては大

方に既に平成九年、佐藤議員も御存じのように河川法を改正いたしました。そして、その改正した中で、地域の住民の意見を反映させることを河川法に、これは規定してございます。

ですから、その規定どおりに、皆さん方に事前、そして説明をきちんとして、流域の皆さん方に住民参加となる委員会をつくりたいだいて、その委員会で皆さん方に公聴会あるいは説明会、そしてセミナー等の開催によって、少なくとも河川法に、いろいろな工夫をして皆さん方の、住民の声を取り入れようということが明記してございましたので、その実行を行うということを地方自治体に指導しているところでございますので、住民の声はそういう形でくみ入れているというのが事実でございます。

○佐藤(謙)委員 水資源開発公団では、四十九のダムや堰を既につくっておりますが、そのほかにも、今十八のダムや堰をつくろうとしております。この見直しといふものは非常に大事だろうと思いますが、実は河川法の規定では、そうした見直しについて住民の意見を聞く、そうした手続といふのは実は行われていはずであります。そういう、今、我々が問題にしなくちやいぬのは、公共事業の見直しといふものが全日本の行われて二百三十の公共事業が見直されたにもかかわらず、水資源開発公団が担っているダム、堰については一部中止を含めてたつた二つという段階でありますけれども、こうした住民参加というのが十分に反映されていない現場を私はあちこちで見てきているわけであります。

必ずしも水資源開発公団だけの問題ではありませんけれども、全国のダムの、そうした問題のあるところを見ますと、先ほど申し上げましたように、とりわけ水道料金に影響を与えるということをほとんど知らされていない、そういう住民の反対運動というのは大変多くなっているわけであります。先ほどの三重でも、津市では水道料金がここ数年で一九・七七%値上げをして、さらに二・七%というふうに大きく上がっておりますけれども、大体二割から四割の幅で水道料金が上がっているわけであります。こうした、ダムをつくると水道料金に影響があるということを事前に住民に示していく必要がある

うのは、これは水資源開発公団としてだけではなくて、特に扇大臣が今言われているわかりやすいこと、つまりそれを盛んに言わなければ当然そうしたことしかかりとやつていこう、そういう御見解がおありかどうか。

○扇国務大臣 私が担当させていただいてから、なるべく情報公開というのを私は基本にしております。そういう意味では、今佐藤議員がおっしゃいましたように、この地方はどこの水をいただきて、そして今後どうなるということを、さつき河野議員からNACC'Sの話を出ましたけれども、すべて国土交通省はNACC'Sもただで提供しております、財務省はお金を取っていたんですねから。

私たちには、そういう意味では、国土交通省のあらゆるインターネットを通じて開放して、なおかげで、地域と連携しておりますので、各地方整備局も通じて、私は、そういうどこからもらつてどうなるというのも、できれば情報公開していくことに努めたいと思いますし、今後そういうふうに指導していきたいと思っています。

○佐藤(謙)委員 その推進の方をよろしくお願ひしたいと思います。

このダムの問題では、今まで、特殊法人改革計画でも指摘されているように、水の需給と実績が乖離している、そういうことがあちこちで見受けられます。ウォータープラン二〇〇〇から、このたび、一九九五年から二〇一五年までの水源の開発必要量を定めましたウォータープラン21が策定されたわけでありますけれども、この中で、例え

三〇%から六〇%，工業用水に至つては二%から四八%しか實際には使用されていない、そういう数字が出てきているわけであります。計画達成度の中途点検というものが必要になつている時代だろうと思いますが、どうかその点について御見解をお示しください。

○小林政府参考人 お答えをいたします。
委員御承知のとおり、水資源開発基本計画は、おおむね十年から十五年程度の長期間を対象とする計画でございます。特殊法人等整理合理化計画を踏まえまして、今後、改定作業を行つた計画につきましては、おおむね五年を目途に計画の達成状況について点検を行ふとともに、その成果を公表し、必要があれば、目標とする年度以前におきまして、計画の全部もしくは一部を変更することとしてございます。

また、吉野川水系の水資源開発基本計画につきましては、平成十四年の二月に計画の改定を行つたわけですが、その際に、必要に応じて計画の見直しを行う旨の文章を計画の本文に明示した上で閣議決定を行つてございます。

○佐藤(謙)委員 こうした水の需給見通しという問題で、もう一つ国土交通省や水資源開発公団が頭に入れておいていただきたい問題に、節水という問題があります。

今まで、戦後、洪水調節から始まって、あるいは高度経済成長期には工業用水の必要性ということが言わされました。しかし、第一次オイルショックの後から、水道用水の開発が、だんだん

利水が必ずしも内發性を持たなくなつて、ここに来て大渴水時の対応ということを盛んに言われるようになりました。この水需要の増加がおさまったために、大渴水への対応、そうしつかりとやつていこう、そういう御見解がおありかどうか。

○小林政府参考人 お聞かせいただきたいと思います。
委員御指摘のとおり、これから我が国社会に対して安定して水を供給していく、そういう中におきまして、節水というものの重要性、これは申し上げるまでもありません。

御質問にありますような、水資源開発基本計画を策定する際にそういう節水という要素を加味していくべきではないかという御指摘でございまが、まず、我々、水資源開発基本計画の中で需水量を推定する作業がございます。それは、基本的に、過去のある何年間かの実績、これを踏まえまして将来の需要値を推計する、こういう手法をとつております。さつき委員の御指摘が有りますが、福岡市等々の節水に努力しておられる自治体、企業体、そういうところの成果は、そういった過去の実績の中において反映されてきていくというふうに考えてございます。

○扇国務大臣 今の節水に関しては、私自身も主婦でございますから、そういう意味でも、今、佐藤議員の、九州・福岡の、あのホテルまでお客様を断つてしまつた水不足というものは私も

よく知っていますので、我々一人ずつが気をつけなきやいけないとということは、もう身にしみて皆さん方御存じだと思います。

また、その水が汚水としてしかも再利用できる

ということも、今後は日本の環境問題ということ

からも、今、少なくとも、あらゆる面でその循環

というものをどうしていくかということも、佐藤

議員がおっしゃるように、私たちは、二十一世紀、この課題に対処していかなければいけないと

思つております。それも開発中でございます。

それから、先ほど私は水道料金のことを申し上げましたけれども、水道料金そのものは国土交通省ではなく厚生労働省の所管でございますから、これは水道法で、少なくとも料金というの

年に一回公表するということになつていますから、所管外でござりますけれども、私がお答えいたのは所管外であるということも一言つけ加えさせていただいておきます。

○佐藤謙委員 今度、水資源開発公団が、開発を抜かして水資源機構という形になるときに、事務局から盛んに言わわれるのは、多様性あるいは広域化、多目的化、そういうものを調整するために

はこの機構を生かさなければいけない、そういう指摘ありましたけれども、残念ながら、いろいろと質問について聞いていますと、どうも縦割り行政というものが目に見えてくる。

もちろん、水は厚生労働省といふことは私は百も承知ですけれども、例えば、そうした水道料金が上がる。それは、長良川河口堰の場合は、四日市コンビナートを中心とした工業用水に当て込んでいたそうした水需要が、結果として、高度経成長期が破綻したために企業からの水需要が要らなくなる。そうすると、取りつけがないよう

にどうしたらいいか。結局、弱いところにそのツケが行つてしまふ。実際には、千八百四十億円のうちに九百三十五億円が、結局、ツケとして受給者に押しつけられる。

工業用水はノーと。結果として、亀山市ですとかそうした近隣の、愛知県や三重県の小さな

市町村の、何も物を言えない、そうした善良な住民の水道料金に、それが結局、しわ寄せとして突きつけられてしまうということを考えれば、ダムをつくる側の水資源開発公団というものが、やはりそこまでしっかりと頭に入れた計画というものを反対運動の芽があるのでないかなというふうに思えてなりません。

そこで、最後に、二つ三つまとめて質問させていただきます。

この法案で、着手済みのダムについては、過渡的という形で十八本がそのまま継続というふうになつているわけですけれども、これは私、全国を回つてみて、徳山ダムですか、そのほか思川開発にしてもそうですし、全国、大変問題があるそ

うしたダムが幾つも見受けられるわけあります。こうしたものなぜ継続にしたのかという国民からの疑問にどういうふうにお答えになろうと

しているのか、その辺についてお答えをお願いしたいと思います。

○扇国務大臣 公共工事というものを見直しましようというのは、もう佐藤謙委員も、民主党も

おつしやるとおりでございまして、我々もその声に呼応して、私たちは、ダムのみならず公共工事の見直しということに本格的に対処し、そして評価制度というものを取り入れて、今佐藤謙委員がおつしやったように、計画したときは利水、治水でこれだけの工事を予定したけれども、利水面が減つたからこれを見直しなさいということも、時代が変わったんだといふことも含めて、当然ある

最後に、水資源開発公団の目的というのは、基

本計画に基づいてダムをつくるわけでありますけれども、現在、木曽川水系の基本計画は、二〇〇〇

〇年度を目標年次とする、こうした期限切れになつている。それにもかかわらず、徳山ダムなど

のダム建設が進められているわけでありますけれども、基本計画がないまま進められているといふことについて、最後に、この状況をどういうふうに認識されているのか、御見解をお示しください。

の総事業費も、平川ダム及び栗原川ダムで二千三百億円ですし、また同じく残事業で二千一百億円というのもこれは中止するべきであるというところで、改めて公共工事、特にダムに関しては、皆さん方の治水、利水の見直しを含めて、評価制度を導入して見直していくという姿勢だけはぜひ御認識賜りたい。ただ、中止するときも、私たちではなく地方公共団体の委員会等々の御論議を経て中止するという手段も配慮しながらとつております。

○佐藤謙委員 先ほどお話ししましたように、水資源開発公団は一切腹が痛まないということ

で、結果として、ブレーキのない自動車のように突っ走つていったわけでありますけれども、こうした地元住民の真摯な声をぜひとも聞き入れていただけるような仕組みをこれからも重層的につくっていただければ、例えば、全国百九ある、水系流域委員会がつくられなければいけないそつし

た流域の中で、現実に今、流域委員会がつくられているのは十五、その中で、一般の市民が委員会の委員の中に公募で入っているのはたった三つ、淀川水系と紀ノ川水系と九頭竜川の三つの水系しかないわけであります。そうした住民参加とはほど遠い現実というものをぜひとも認識をしておいていただきたいと思います。

一方、徳山ダムの建設事業は、洪水調節、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持等といった複数の目的を達成するため実施される事業でござります。徳山ダムが建設されております木曽川水系の揖斐川では、過去四十年間に十二回もの大きな洪水が発生してございます。徳山ダムは、揖斐川周辺に住む約四十七万人の方々の生命財産を守るために必要不可欠な事業でございます。

また、木曽川水系では、過去三十年間に三十回の取水制限が行われております。近年の少雨傾向に伴う厳しい渴水にも対応し得る安定的な水供給の確保が求められています。徳山ダムの利水の必要性に関しましては、平成十三年度に、国土交通省中部地方整備局事業評価監視委員会におきまして議論され、将来の水需要増に備えておくとともに、渴水時の安定性確保等の観点から、引き続き必要であるとの関係県市の意向が確認されております。

徳山ダムについては、治水及び利水の必要性に加えまして、岐阜県、愛知県、揖斐川流域二十五市町村等、地元から事業推進の強い要望が出されています。これを踏まえまして、事業を着実に進め

る必要があるといふに認識してございます。

○佐藤謙委員 時間が来たので終わりますけれども、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画というものが作成されることになつてますけ

ることを通しまして、ダム事業の利水の目的から見た必要性を明確にしているものでございます。水資源開発公団は、御指摘のように、この基本計画に基づきまして、施設の新築あるいは改築を行つてございます。

御指摘の、木曽川水系の水資源開発基本計画につきましては、平成十二年をもつて効力を失つたものではございません。ございませんが、近年の

ものではございません。ございませんが、近年の

の総事業費も、平川ダム及び栗原川ダムで二千三百億円ですし、また同じく残事業で二千一百億円というのもこれは中止するべきであるというところで、改めて公共工事、特にダムに関しては、皆さん方の治水、利水の見直しを含めて、評価制度を導入して見直していくという姿勢だけはぜひ御認識賜りたい。ただ、中止するときも、私たちではなく地方公共団体の委員会等々の御論議を経て中止するという手段も配慮しながらとつております。

一方、徳山ダムの建設事業は、洪水調節、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持等といった複数の目的を達成するため実施される事業でござります。徳山ダムが建設されております木曽川水系の揖斐川では、過去四十年間に十二回もの大きな洪水が発生してございます。徳山ダムは、揖斐川周辺に住む約四十七万人の方々の生命財産を守るために必要不可欠な事業でございます。

また、木曽川水系では、過去三十年間に三十回の取水制限が行われております。近年の少雨傾向に伴う厳しい渴水にも対応し得る安定的な水供給の確保が求められています。徳山ダムの利水の必要性に関しましては、平成十三年度に、国土交通省中部地方整備局事業評価監視委員会におきまして議論され、将来の水需要増に備えておくとともに、渴水時の安定性確保等の観点から、引き続き必要であるとの関係県市の意向が確認されております。

徳山ダムについては、治水及び利水の必要性に加えまして、岐阜県、愛知県、揖斐川流域二十五市町村等、地元から事業推進の強い要望が出されています。これを踏まえまして、事業を着実に進める必要があるといふに認識してございます。

○佐藤謙委員 時間が来たので終わりますけれども、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画というものが作成されることになつてますけれども、七水系のうち、吉野川水系を除いて、ま

だそれができない。当初の計画期間が終了していないので、新たな計画を早急に策定するべきだということを最後に申し上げ、質問を終わります。

○保利委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員 民主党的な細川律夫でございます。

私は、東京地下鉄株式会社法案、そして鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、これらについて質問をいたします。

まず、東京地下鉄株式会社法案について伺います。

これまでの民営化法案、例えばJRあるいはJ-Tなどと比べまして、今回のこの法案につきましては、民営化ということについての度合いは大変強いものになつております。例えば、関連事業等の認可とか、あるいは社債の募集などにつきましては監督官庁の規制もほとんどないわけでござります。したがつて、この法案につきましては問題にするような向きはほとんどなくて、むしろこの法案の成立に期待をしているところでございま

す。
そこで、お聞きいたしますけれども、現在の當團地下鉄はとりあえず特殊会社にいたしまして、そして、その後完全民営化、こういうことになる予定と理解をしておりますけれども、まず、今回、この當團を特殊会社にするという趣旨はどういうものなのか、お伺いしたいと思います。

○吉村副大臣 御存じのように、當團は、昭和十六年に、當團法に基づいて設立されております。最初の地下鉄は浅草—渋谷間、十四・三キロと言われておりますが、以後、今日まで、當々として八線を運営してきたわけでございます。そして、現在都営も含めまして十一線、十号線、いわゆる半蔵門線が、今、水天宮まで通じております。それで、それを押上まで延伸しよう、それが平成十五年の三月に完成する。それによつて、一応、地下鉄のシステムといいますものが、當團設立の趣旨に沿つた形にはばなつてくる次第でございます。

そこで、今申されましたように、特殊法人の合理化計画に基づいてまず特殊会社にするということでおざいます。それで、もう委員御存じのとおりでございません。それに、一気に民営化にする前に、申します。でもなく、体质を改善いたしまして、株式の公開に十分にたえ得る体制に持つていきたいという、一つの過渡期的な段階として特殊会社にする。それでもう一つ、平成十九年度に十三号線が開通する予定になつておりますが、それはそれとしまして、特殊会社後、体质を改善し、また、今日の株式市場、御存じのよう、必ずしも今はよろしいとは言えないわけでございまして、もちろんの、背景となりますが、経済状況などを踏まえて民営化に進んでいきたい、このように思つておる次第でござります。

○細川委員 再来年の四月一日に特殊会社を発足させ、そして、その完全民営化については、この法案によりますと、できるだけ速やかに、こういうことになつておるんですけども、それはいつも完全民営化にする予定ですか。

○吉村副大臣 これは、あくまでも、背景となります経済状況等々ございまして、有利な背景の中では、有利な条件で民営化していくというのが適当ではないかな、このように思つております。

○細川委員 今度新しくできる、法律の廃止をして、あるいはまた株の放出などの時期については明確にちょっと答えられないようありますけれども、完全民営化に向けては、この特殊会社ができる、完全民営化に向けては、この特殊会社ができるだけ速やかというふうに聞いております。

○吉村副大臣 御存じのように、當團は、昭和十六年に、當團法に基づいて設立されております。最初の地下鉄は浅草—渋谷間、十四・三キロと言われておりますが、以後、今日まで、當々として八線を運営してきたわけでございます。そして、現在都営も含めまして十一線、十号線、いわゆる半蔵門線が、今、水天宮まで通じております。それで、それを押上まで延伸しよう、それが平成十五年の三月に完成する。それによつて、一応、地下鉄のシステムといいますものが、當團設立の趣旨に沿つた形にはばなつてくる次第でございます。

そこで、次にお聞きしますけれども、今、當團の方では約一兆円の長期債務を負つておるというふうに聞いております。そもそもこの一兆円といふいうことで進めていただきたいと思います。

○細川委員 そこで、先ほども副大臣の方からお話をありました、現在、當團の方では、着工中の路線が十一号線、十三号線ござります。十一号線は来年一応完成というふうですけれども、十三号線、池袋—渋谷間についてはまだまだ時間がかかるようあります。特殊会社になつたその後、この建設に対する補助金のようなものはどう

うことになつてはいけないというふうに思いました。今は金利が安いからまだ安心だというふうに思えるかもわかりませんけれども、しかし、一%上昇でこれは百億円も違つてくるわけですから、そういう意味で、當團のこれからの財務状況の見通しについてどのように考えておるのか、これが、特殊会社、民営化されることによって問題にならぬのかどうか、この点はいかがでしようか。

○石川政府参考人 営團の平成十三年度末の実績でございますが、先生御指摘のように、長期債務が九千五百四十一億円でござります。一方、當團の営業収入でございますが、三千百六十九億円といふことございまして、この當團の長期債務残高と営業収入の比というものは、約三・〇倍といふことでござります。

一般的に、現在、我が国経済の低迷によりまして、全国的に鉄道輸送需要が低迷してございます。各鉄道事業者は厳しい経営をやつてゐるわけですが、こういう中で、この當團は、平成七年度以降、継続して税引き後当期利益といふものを計上しております。平成十三年度には六十一億円という数字を当期利益として計上してござります。また、累積欠損金といふのもございません。さらには、東京の都心部といふところをネットワークとしているすぐれた営業基盤というのもござります。

したがいまして、このよくな重要な路線でござります。先生御指摘のとおり、平成十九年度の開業に向けまして現在建設を進めておりまして、これに對しましては、地下鉄補助等を行つて、これに混雑緩和、それから明治通りの渋滞緩和というものに寄与するというふうな重要な路線でござります。先生御指摘のとおり、平成十九年度の開業にわたる広域的なネットワークを形成するというものでござります。さらに、現在のJR山手線の混雑緩和、それから明治通りの渋滞緩和というものに寄与するというふうな重要な路線でござります。

○細川委員 そこで、先ほども副大臣の方からお話をありました、現在、當團の方では、着工中の路線が十一号線、十三号線ござります。平成十九年度の開業に向けて、平成十六年四月の特殊会社化以後も円滑かつ着実にこの工事を進めていく必要があると思つてますので、必要な助成は行うべきものと考えております。したがいまして、今後の予算編成の中等で適切に対処してまいりたいと考えております。

○細川委員 扇大臣にお尋ねをいたします。

一週間ほど前の新聞報道などによりますと、大臣は道路特定財源を地下鉄の建設にも充てる方針のような報道がなされておりました。私は、道路特定財源といふものは、これはいずれ一般財源化すべきだというふうに考えておりますけれども、次善の策としては、さまざま交通施設の整備にこの用途を広げていくということは、これは評価

したいと考えているんですけれども、ここでも一度、大臣のこの点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○扇国務大臣 大変財政が逼迫しておりますところから、道路特定財源を一般財源化したらどうだという意見も多々出てまいりましたけれども、これは小泉内閣として、一般財源化するには、暫定税率の二倍というものを皆さん方に負担していただいておりますので、その暫定税率を、利用者負担ということであえて道路に使うということで御了解をいただいているものを、一般財源にして何とぞ、私は、それなれば、皆さん方に二倍の暫定税率を負担していただいているのであれば、できる限り車を利用する皆さん方の利便性あるいは環境等々も今後加味しながら、一般財源化するといふ意味ではなくて、特定財源の幅を広げるということです。十四年度も立体交差ですかあるいはボトルネック等々にも利用しましたけれども、今は、今念頭に置いていることは、十三号線という意味も含めてお尋ねだろうと思いませんけれども、私は、十一月八日の経済財政諮問会議において、小泉総理に、まだ特定はいたしませんけれども、私は、十一月八日の経済財政諮問会議において、小泉総理に、これは地下鉄にも利用させていただきたいと。そうすると、今の地上の混乱ぶりが、地下鉄を通すことによって一人でも二人でも多く地下鉄に乗りかえていただけ、そういうことが地上の車のスムーズな運行にも利するということですし、また、今回東京の裁判でもいろいろ問題が出ました、我々も環境というものを加味しなければいけませんので、地上のCO₂の排出量を少しでも減らすという意味で、地下鉄に使うということを乗用車の皆さん方に御理解いただきたいことで、御理解が得られるものと私は確信して、地下鉄に投入するということを申し上げました。

○細川委員 次に、現在の當團の役員の構成についてちょっと申し上げますと、當團の総裁は旧運輸省、副總裁も旧運輸省、理事が十名のうち、旧運輸省が一名、大蔵省一名、建設省一名、都庁が二名、プロパーは半分の五名、こういうことにあります。監事につきましても、常勤が都庁の一名、そして非常勤二名はそれぞれ國の方から来ております。これはまさに、今の當團が官房、とりわけ国土交通省、そして都庁からの天下り先になつてゐると言つても過言ではないというふうに思います。

そこで、この法案が成立をして再来年には特殊会社になつた場合、こういう役員の構成は当然変わるべきだ、とりわけプロパーの人などが多く役員にもならなければいけないと思うんですねけれども、この点についてはどういうふうになるんでしょうか。

○石川政府参考人 営團の特殊会社化における新しい会社の役員の人選ということにつきましては、新しい会社の設立の過程において、会社の經營を託すにふさわしい人物を創立総会で選任するということになるわけでございます。したがいまして、現時点では確たることを申し上げるわけにまいりませんけれども、そういう創立総会で選任するという段階において、今御指摘の當團の出身者も含めまして、広く、人物、能力、識見等を考慮して適切に選定されるものと考えております。

○細川委員 どうもそれではちょっと、そんなことでは本当の民営化という意味が達成できしないのではないか。

大臣、この点、どのようにお考えですか。今、ほとんどこの役員は国交省あるいは都庁からのいわば天下りになつておりますけれども、民営化した場合には、役員などについてはこういう天下り先にならないようにするのが私は民営化だと思うんですけども、この点、いかがでしょうか。

○扇国務大臣 少なくとも、設立総会のときにどういう方をお選びになるかというのは、それは今回、特に民間ということから考えれば、適宜適切、能力のある方をお選びになるというのが私は民間だと思っておりますので、そういう意味では

今までとがらつと変わるかもわかりませんし、あるいは能力があつてどうしてもこの人と、これ

は、その自由があるというのが民間でござりますので、私は適宜適切な人選が設立総会で選ばれる

ぶことこそが民間の特徴だと思っております。

○細川委員 時間が参りましたからこれで質問を終わりたいと思いますが、こういう民間にすると

いう一番最初の趣旨を踏まえた役員の構成にぜひしていただきたいと思います。

一応、質問通告では、鉄道建設などの支援の機構につきましても質問をする予定でありますけれども、後の質問の方にお任せしたいと思いま

す。

私はこれで終わります。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、伴野豊君。

○伴野委員 本日は、特殊法人等改革に関する特別委員会での質問ということで、特に私の場合は國土交通委員会に属させていただいておりま

して、扇大臣とはいつもお顔を拝見させていただいているところでございますが、そちらの立場を踏まえながら、我が党の委員が余り触れていないなかつた四つの組織、この改革をすることによってどういったメリットがあるんでしょうか。あるいは、

ただきたいわけでございますが、先ほど申し上げた四つの組織、この改革をすることによってどういったメリットがあるんでしょうか。あるいは、

いません、一言ずつ端的にお答えいただければ。

○吉村副大臣 今おっしゃいましたように、今までの組織がすべて悪いということは当然ございませんし、いいものはいいものとして残して引き継ぐべきでいかなければならないのは当然だ、このよう

いです。そういう中で、時間がないと云うことでございまして、時間がないと云うことでございま

ますので簡単にさせていただきますが、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の統合、これは、

鉄道と船舶の両分野において、基礎的研究から助

成、施設整備、事業債の譲渡に至る業務を一貫して行なうことができるようになるため、両分野でのノウハウや知見を融合することによって、業務執行能力の充実が期待できるものと考えております。

また、組織の面においても、共通管理部門を統合すること、事業部門を可能な限り業務特性に応じた横割り型に再編することにより、業務執行体制の効率化はもとより、施設管理、債権管理、

技術開発等においてノウハウの共有や経括ができるというメリットがあろうか、このように思つております。

その前に、総論として、ちょっと幾つか質問をさせていただければと思うわけでございますが、

私も、特殊法人、国鉄にいたわけでございますけれども、ちょうど私が入った昭和六十年というの

は国鉄のまさに改革期でございまして、あのときはもう本当に、赤字のすべてが国鉄が悪いというような言われ方もして、職員の身として非常に心寂しい思いをしていました。

今回の特殊法人改革に当たりましても、当然多くの職員の皆さんには士気も高いであろうし、ある

いは頑張つていらっしゃるであろう、そう期待して

次に、国際観光振興会については、独法化によりまして中期的計画の策定ができるということございまして、複数年にわたる事業管理体制が導入されるということ等のメリット、それから、民間の事業手法や経営戦略立案の活用等の改革を進めることにより、より戦略的な、かつ効果的な、旅行者の増大に向けた活動の展開ができるということございます。

また、帝都高速公団につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、自主的かつ効率的な經營が図られるということ、サービスの一層の向上が図られるということ等、また、関連事業の自由な事業展開も可能であり、社債の発行が自由になることによって資金調達が非常に機動的になるというメリットがあるうか、このように思つております。

最後に、日本下水道事業團について、これは御存じの如く國の出資の廃止でございまして、役員の自主的な選任、また、國の関与を極力縮減し、地方共同法人化することによって、事業團の經營の自律化が図られるということと同時に、知事会が推薦する評議員会によりまして、定款の変更、重要事項に関する評議員会の権限を強化することにより、地方公共團体が主導的に事業團の運営に参加していくというようなメリットがあろうか、このように思つておる次第でございます。

○伴野委員 今、副大臣からお話をございました、そういうものを見れば大目標とするならば、ぜひ、そういう大目標を達成するために、役員の皆さん方、職員の皆さん方の士気を高めていただいて、きちっとした評価に基づく運営をしていかなければ、そんなふうに思うわけでございます。

それで、そういった大目標を達成するにしても、いろいろな、中目標といいますか、小目標もあると思いますし、先ほど申し上げた職員なりのモチベーションを高めていくためには、やはり厳正な、きちっとした評価をしていくことだろうと

思います。例えば研究成果とか何かでも、田中さんは例じゃないですが、やはり見る人は見ていてノーベル賞というようなことがあるわけでございますし、こういった職員さんの中でもきちんとやっている人、あるいは役員さんの中でもきち

りやっている人とやつてない人、これを分ける

ことによつて、多分、モチベーション、一生懸命やれば認めてもらえるんだ、これはもう政治家も一緒だと思うんですけれどもね。

そうした中で、今回の独立行政法人の評価委員会というのがあるわけでござりますけれども、や

はりここはポイントじゃないかなと思うんです。ここがきちっとした評価をしていただく、さらには、委員の構成の客觀性が担保されるということは非常に重要なかなと思う

ます。

例えば、民間会社に例えてみれば、この評価委員会での評価というのは株主総会における評価ではないかなと思うわけです。民間会社と違うのは、業務実績あるいは営業成績というけれども、かなり定量的に、あるいは株価とか、数字で把握できるもので、非常にわかりやすい、だれが見て非常にわかりやすいわけでございますが、この独立行政法人の評価というのはどの程度のものになら、このように思つておる次第でございます。

○河崎政府参考人 国土交通省所管の独立行政法人の業績評価でございますが、独立行政法人通則法の定めによりまして、外部の有識者から成ります第三者機関でございます国土交通省独立行政法人評価委員会において、その中で専門性及び実践的な意見に基づいて、客觀的かつ中立公正の見地から評価をいたしているところでございま

す。ただいま先生からも御指摘がありましたが、十三年四月に発足した十一の独立行政法人、この中に土木研究所も入っておりますが、十三年

度の業務実績の評価を行いまして、この九月にその結果を公表したところでございます。

先ほど、委員の構成というものは非常に大事だということを言われたわけでございますが、評価委員会の委員につきましては、こうした委員会の位

置づけ等を踏まえまして、評価の客觀性、それから中立公正性を確保するという観点から、経済、法律、経営、財務などの一般的な分野の有識者、それから各独立行政法人固有の業務に関する専門的知識を有する有識者など、総合的にできるだけバランスよく人選をしているところでございま

す。

それから、評価の仕方ににつきましても評価委員会で決定をするという仕組みになつておりますし、その中で、たゞいま御指摘のありましたよ

うなことか、お尋ねでございますが、御案内のこと、独立行政法人など国が資本金の二分の一以

るわけでございます。

今後とも、評価委員会において厳正な評価をい

た

だけますように、委員の人選を含めて適切に対応してまいりたい、かように考えているところでございます。

○伴野委員 そういう方向で、ぜひ、厳格な評価及び委員の構成の客觀性を担保すべく御検討いただければ、そんなふうに思うわけでございます。

さらには、できるだけその評価項目を定量的、わかりやすく挙げていただいて検討していただければ、そう思うわけでございます。さらには、中期目標ということで、三年から五年というのが一つの目標になつているわけでございますが、ドッグ

イヤーと言われているぐらいのかなりスピ

ディーな時代に入っています。最低でもらつてもいいぐらいじゃないかな、タイムリーな評価をしていただければ、そんなふうに希望いたします。

統いて、いわゆる独立行政法人の評価委員会といふのが一つの評価をするところであり、いま一つ、今まで特に特殊法人、特に國の金が入るということで会計検査院のお働きがあつたわけでございます。会計検査院法第二十条でそれは的確に示してあるかと思うわけでございますが、今後、独立行政法人になつていく中で、かつ独立行政法人評価委員会との関係で、会計検査院の仕事等に何らかの変化があるのか、このあたりのことをお聞かせいただければと思います。

○関本会計検査院当局者 お答え申し上げます。独立行政法人に評価委員会が設けられたということに関連いたしまして、会計検査院の検査はどうなるかというお尋ねでございますが、御案内によるとおり、会計検査院は國の財政監督機関といたしまして内閣から独立した立場から検査を行つて、その中でございまして、國の機関はもとよりのところ

こと、独立行政法人など国が資本金の二分の一以上を出資した法人につきましては、必ず検査しな

ければならないということになつてござります。

る場合には、非常にメンテナンスがいろいろあるとかですね。

ノウハウを活用いたしまして、例えば地方自治体あるいは第三セクターなどが鉄道建設をやる中で、皮っぽんだ。一つ一个の支店を置いて、よ

ものがございます。これは愛知県の南方貨物線の話でございます。

正研がどうかといふ正研性の觀点、あるいは事業者側の觀点からいへば、事業者が法令等に基づいて適正になされてゐるかと、いう規格性の觀点、さらには経済性、効率性、また事業の効果が発現しているかという有効性の觀点等々から検査を行うこととされておりますが、独立行政法人に対しましても、評価委員会の評価

きちっと評価されるべきであると思うわけで”ござります。

ものにつきまして、四線につきまして受託工事を実施してございます。

いつた、南方貨物線跡地、更地にするのは二百億円かかるが、売却しても四十億円にしかならない

は、今申し上げたような観点から今後も検査をするところになるということでござります。

○伴野委員 いずれにしましても、そういうった会計検査における一つの評価というのもこの独立行政法人評価委員会に反映されるような、しかも、それがタイムリーに反映されるような仕組みといいますか働きぐあいをぜひお願ひしたいな、そんなふうに思うわけでございます。

総論につきまして以上にさせていただきまし

て、ちょっと各論に入らせていただきたいわけでございます。

実は、これも本当に偶然なんですけれども、きょう十一月十四日、三十一年前の十一月十四日といいますと、青函トンネルの起工式だったんです、大臣御案内がどうかあれですが。御案内のようには、これは鉄道建設公団、そのときの中心的な人は持田豊ということで、豊という名前はいいなあと、私、伴野豊というんですけれども、そんなふうに勝手に思っていたわけですが、この方が五月に亡くなられたということで、非常に御冥福を祈るわけでございます。

私自身、土木技術者を目指した一つのきっかけが、「海峡」という高倉健さんが主役で、たしかに吉永小百合さんが支える女性ということで非常によく、トンネルを掘るとこんないい女性と結婚できるのか、そんなふうな錯覚をしていたわけですが、それどころか、その余談は別として、ただ、今いろいろな評価がこの青函トンネルというのはありますけれども、その余談は別として、ただ、今いるわけでございます。例えば、メンテナンスをす

いれども
それだけではなべてこれの

めのあやういがたが、そもながわい黙のじだ

後、その利用方法につきまして関係方面とるる協

第二類第七号 特殊法人等改革に関する特別委員会議録第六号 平成十四年十一月十四日

効利用の方法については関係者の合意が得られず、そのまま放置しておきますと問題があるということで、これを撤去した上で売却をするということになります。その部分について言いますと、先生がおっしゃるように、差し引き約百五十億円ぐらいの赤字が出てしまうということがござります。

しかしながら、この清算事業団あるいは鉄建公団の用地売却というものについてちょっとと御報告させていただきたいのであります。承継した土地が約九千二百ヘクタールでございます。このうち、平成十三年度までにその九五%に当たる約八千八百ヘクタールを売却しております。これまでに、この売却収入というのは約六・八兆円ございます。この売却をするために、更地であるとかさまざまな工事の必要なものがありました。この工事費等は約七千三百億円でございますので、そういう意味では、差し引き約六兆円の売却益を上げてきましたということをごぞいます。いずれにしましても、まだ残っている土地がござります。なかなか売りにくい土地ばかりが残つています。なにか売りにくい土地ばかりが残つているという感じでござりますけれども、引き続き、関係機関と密接な協議をするなどして適切な処分に努力をしていきたい、そのためにも鉄道建設公団を指導していきたいと考えております。

○伴野委員 不良債権という言い過ぎかもしれないが、いわゆる負の遺産、今までガンになってしまったという見方もあれなんでしようが、ぜひ、そのあたりもクリーニングアップしていただけるようお願いしたいなと思うわけでござります。ちょっと通告の順番が違つて申しけけないので、先ほど鉄道局長にもお話をいたしました、関係関連としまして、東京地下鉄株式会社法案の関係でございまして、今後のこの団体のいわゆる完全民営化までの見通し、スケジュール、民営化の見きわめについていかがかなということを伺いたいわけでござります。

一つは、完全民営化の基準や、特に債務と収益の割合をどこで見きわめて、今、非常に株価が厳

しい状況の中で、例えばどこで上場目標をするか。例えば、JR東日本さんですと二・七倍、東海、四・四倍、西日本、一・六倍というようなことがあります。その部分について言いますと、先生がおっしゃるように、差し引き約百五十億円にむだなものに、むだではないんですけれども、すぐ目に見えないものにお金をかけるということをしなくなる傾向はやはり出てくると思うんであります。そういうときの技術・継承等々、先般の中目黒での事故等もあったわけでござりますので、そういうところを踏まえて、どういうスケジュールをお考えになつているのか、お聞かせいただければと思います。

○石川政府参考人 東京地下鉄株式会社の完全民営化の時期その他についてのお尋ねでございますが、先ほど副大臣の方からも一部お答えしてございましたけれども、会社の安定的な経営基盤の確立がされた段階で、株式市場等の社会経済情勢等も総合的に勘案して行つていくということになると思ひます。

それで、具体的にどうかということになりますと、これも不透明なところがござりますけれども、少なくとも、現在建設中の當宮十三号線の開業が平成十九年度でござります。こういう時期も一つの判断の時期、タイミングではないかなとも思つておりますが、御承知のとおり、国鉄がJRになり完全民営化していく中で、十何年以上かかるかつているというようなこともござります。できるだけ早くやるということも必要でござりますが、いろいろな要件を勘案しながら見ていかなきやいかぬというふうに考えております。

そういうときに、少なくとも、会社の経営状況の見通し、つまり、経営収支の安定的な推移、あるいは、株式を上場した場合に、市場がどう反応しますとか、安定的な配当が可能かどうかというふうなさまざまのことについて、総合的に見きわめていく必要があると考えております。

○伴野委員 いずれにしましても、利用者の方々本位のスケジューリング、民営化の見きわめをお願いしたいな、そういうふうに思うわけでござります。

○日森委員 次に、日森文尋君。

では、時間も来ているようでございますので、以上で終わらせていただければと思います。ありがとうございます。

最初に、先ほど扇大臣がおっしゃいました、道

路特定財源、一般財源化ということよりも、少しづを広げて使つた方がいいだろうと。私も全くそのとおりというふうに思つていまして、再三再四そのお話は国土交通委員会で申し上げているんです。特に環境という意味では、モーダルシフト、数値目標まで決めたわけですから、それをしっかりと確保していく、もう少し公共交通全体を維持発展させるというところで活用していけたらいいのではないかというふうに思つて、大変感動いたしました、これは総理の言葉でのではないかというふうに思つて、大変感動いたしました。これは総理の言葉で失礼しました。

ちょっと時間がないものですから、簡潔に、要点だけ質問していきたいと思います。

最初に、鉄道建設・運輸施設整備支援機構についてなんですが、附則の中では、公団は機構の成立のときにおいて解散するものとし、一切の権利及び義務はそのときにおいて機構が承継するというふうに書かれているわけですが、この段階で、雇用、大変重要な課題なんですが、これとすべての労働条件が新法人に継承されるというふうに理解してよろしいのか。

それと関連して、今度の役員の任期が、理事長、副理事長が一年延びて四年になつた、それから、理事、監事は逆に二年に短縮された。これは一体、経営責任や、これから出すことになつて中期目標、これらと関係があるのかどうなのかも。そして、それに関連して、独立行政法人の役員の責任体制、当事者能力、それほどどのように確保されているのか。

また、非公務員型の法人になるわけですからどこの目安もあるわけでござります。そういつた民営化の目標と基準、さらには、別に民営化したから安全確保が難しくなるとは思いませんが、非常にむだなものに、むだではないんですけれども、すぐ目に見えないものにお金をかけるということをしなくなる傾向はやはり出てくると思うんであります。そういうときの技術・継承等々、先般の中目黒での事故等もあったわけでござりますので、そういうところを踏まえて、どういうスケジュールをお考えになつているのか、お聞かせいただければと思います。

○保利委員長 次に、日森文尋君。

○石川政府参考人 御質問の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における雇用と労働条件の問題でござりますが、まず第一に、先生お話を伺つたところがおっしゃいました。最初に確認をしておきたいと思います。

○保利委員長 次に、日森文尋君。

私も、週二回は扇大臣のお顔を拝見しておりますので、きょうはまた御苦労さまでございます。

最初に、先ほど扇大臣がおっしゃいました、道

員の責任体制、当事者能力、それほどどのように確保されているのか。

がいまして、この機構におきましても、この原則に基づきまして、理事長、副理事長を任期を四年、その他の理事を任期を二年、こういう形にしたところでございまして、そういうことによつて、理事長、副理事長と理事の経営責任ということを明確にする方策の一つであると位置づけておられます。

○日系委員 ぜひ、当該の機構と労働組合との間でしつかりと協議ができるように、もちろん監督権限は少なくなるんですが、見守つていだきたいたいと思っています。

で、活力のある都市基盤の確保として、IT等を活用した交通渋滞や交通事故対策、あるいはボトルネック踏切や渋滞ポイントの解消、民間投資誘発効果の高い都市計画道路等の優先整備、通勤通学混雑解消等々が盛り込まれているわけです。

この機構は、都市鉄道の新規建設は行わない、
これはそう明言していないんだというふうに
ちょっと事務方から聞いたんですが、そういうふ
うにされているんですが、政府の都市再生方針を
進める上で、都市における鉄道建設、これには前

向きに取り組んでいく必要があるのではないかと
いうふうに思うんです。その辺の決意についてお
聞かせをいただきたいと思います。

○石川政府参考人 先生今御指摘の都市鉄道線事
業というのは事業の名前でございまして、現在

無利子貸付制度を使って鉄建公団が施設の整備を行っているところでございます。これは常磐新線を建設中ということで、この制度については、常磐新線を最後に新規採択をしない、こういう意味でござります。したがって、この新しい法人機構

が、およそ都市鉄道の整備をしないという意味ではございません。

御指摘のとおり、大都市の鉄道の整備というのは極めて重要だらうと思つております。そういう意味で、都市鉄道の整備について、新しい機構は鉄道整備を行う公的主体として今後とも一定の役割を担つていく必要があると私どもも考えております。

○日森委員 これは、都市鉄道の建設について具體的にどういう施策をお持ちいただけるかというのは、これから時間がかかる問題ですから、これます。

からもお互い議論していきたいと思つています。
それから、東京地下鉄株式会社について、引き
続^きき御質問申し上げたいと思います。

これは、最初の話。先ほどの話と同じなんですが、経営形態が変更になります。この雇用労働条件の変更については、特段の理由がなければないに、うふうに判断してよろしくつかづうか、お聞

○石川政府参考人 現在の當団の職員数は平成十三年度末で九千五百六十八名でござりますが、御きをしたいと思います。

質問のように、當団の一切の権利及び義務は、東京地下鉄株式会社法附則第十三条によりまして、新会社に承継されることになつております。

したがいまして、この規定に基づきまして、職員と営団との雇用契約につきましても、新会社にそのまま承継されるということになる。したがい

まして、経営形態の変更に伴う雇用労働条件の変更はないものと考えております。

も、先ほど細川先生からもお話をありました、二〇〇八年の開業予定で當団十三号線の建設が今蕭々と進んでいるというふうに聞いています。当

初、特殊会社化するのはこの十三号線の建設が終わった後というふうに聞き及んでいたんですが、前倒しになりました。

そうしますと、相当お金がかかるって、キロ三百億円かかるとか、地下鉄は物すごい莫大な金がかかることは皆さん御存じのとおりで、そういう

と、再来年の段階で特殊会社になることによつて、資金が大変巨額であるために、財政状況が大変心配されます。この辺について一点お聞きをし

たいい。
それから、特殊会社になつた場合、もちろん社債などを発行して自前の資金を調達していくといふことになると思うんですが、そうなると、かな

第二類第七号 特殊法人等改革に関する特別委員会議録第六号

手済みのダム以外は、新規の開発事業は行いません。それでいいですか。事情は説明していると長くなるので、三つありますから。

二つ目の、小石原川ダムの中止についてもお尋ねがございましたけれども、これは、御存じのところ、昨年の十二月に、特殊法人の整理合理化計画におきまして、新規利水の見込みが明快でない、そういう実施計画調査中の事業の中止が決定されたこと、それを踏まえまして、私たちは、実施計画調査中の栗原川ダム及び小石原川ダムについても新規利水の見込みを確認いたしました。

そこで、その結果、栗原川ダムについては、早期には利水参画の見込みがない、そういうことが明らかになりましたので、これを踏まえて、ことしの十月の二十五日に中止を決定いたしました。

けれども、一方、小石原川ダムにつきましては、福岡県県南の広域の水系というものが、御存じのとおり、先ほども御論議になりましたけれども、本年の五月十五日に、利水者として少なくとも参加する意思を表明されました。そういうことで、地元の皆さん的新規利水の見込みが明確になつたということによって、この地区は過去たびたび洪水が生じたという事例もございますので、二年に一回程度の渴水がございまして、その渴水も含めて慢性的な水不足に見舞われているというのも、先ほどこの委員会で御論議になりましたので、最近では、平成六、七年の渴水では三百三十日の渴水という大変大きな迷惑をこうむつておりますので、ここでは取水の制限が今日までは百日以上にわたって継続しております。そのために、福岡県の知事あるいは地元の市町村、そして利水参加予定者から、繰り返して事業促進の強い要請がございましたので、これは事業を着実に実施していくということで決定をしたのがその事情でございます。

三点目。三点目の徳山ダムの建設事業に関するところ、は、洪水節水あるいは都市用の供給、利水の正常な機能の維持等といった複数の目的を達成するためには実施される事業であることはおわかりいただ

いてると思います。御存じのとおり、揖斐川で

は過去四十四年間に十二回の大きな洪水があつたことは原議員もきっと御存じなんだろうと思いま

す。そういう意味で、揖斐川の沿川では少なくとも四十七万人の生命財産が脅かされている、そういうことで、必要な事業であるというのは御存じのとおりでございまして、ことし七月の台風六号では、大垣周辺では、浸水面積約二百十ヘクタール、そして床上、床下浸水が約四百五十戸、この浸水の被害として出ております。

そういう意味で、徳山ダムは最大一メートル四十センチの揖斐川の水位を下げられることから、これは徳山ダムが達成していなければ被害がなかつたという地元からの強い御意見もございました。そういう意味では、この木曽川水系では過去三十年間に三十回の取水制限が実施されておりますし、近年の少雨傾向に伴つて、厳しい渴水にも対応し得る安定的な水供給の確保が求められております。そういう意味で、徳山ダムの利水者である岐阜県、愛知県、名古屋市では、徳山ダムによる水資源の確保を前提に水道用水あるいは工業用水等の将来計画を立て、徳山ダムが利水上も必要不可欠であるという地元の御要請と結果が出ております。

私どもは、これは十二年度よりダムの全体工事を鋭意実施しているところですけれども、岐阜県、愛知県あるいは揖斐川流域の二十五市町村長から事業推進の強い要請がおされていて、これら事業推進の強い要請がおされていて、このように踏まえて、現在引き続いて事業を、より早く、より皆さん方に安全、安心を確保すべく努力して事業をしているところでございます。

○扇国務大臣 原議員にお答えさせてい

ます。私は、せひ扇大臣に再度お聞き

をしたいんですが、この折れ線グラフ、この三角

のものが需要です。実際に使われている水の量で

す。この四角でなつてある直線のものが需要予測です。実際に、実際の需要と需要予測というものがやはりこれだけ今現在でもかけ離れている。い

いかげんなと言うとちょっと乱暴ですが、余り当

たらない需要予測によつてダムがつくられていく

ということが行われているということに関して、私は、需要予測という観点からダムをつくつてい

くことをやはりもう一度考え直すべきだと思うん

ですが、その点、一点だけもう一度お答えを聞かせてください。

○扇国務大臣 原議員がおっしゃいますこともよ

くわかります。それは利水という面での需要予測が狂つたということは当然あり得ることでけれ

ども、利水という面から私は先ほど御説明したよ

うでござりますので、それは御理解いただけます。また、高速交通網の整備等による企業立地に伴う工業用水需要量

の増加、現在は地下水から取水をしております

水の工業用水への転換等の理由から、中部圏地域の将来の発展に必要とされているものでございま

して、今後とも水資源機構による水の安定的な供

給の確保への取り組みがなされることが重要と考

えているところでございます。

○原委員 ありがとうございます。両大臣から将

来計画を立てた中の水の安定的な供給という、お

二方からの御答弁に共通する点があつたと思う

です。

それで、私がきょうこのグラフを配らせていた

だいたところで、これはぜひ扇大臣に再度お聞き

をしたいんですが、この折れ線グラフ、この三角

のものが需要です。実際に使われている水の量で

す。この四角でなつてある直線のものが需要予測

です。実際に、実際の需要と需要予測というものがやはりこれだけ今現在でもかけ離れている。い

いかげんなと言うとちょっと乱暴ですが、余り当

たらない需要予測によつてダムがつくられていく

ということが行われているということに関して、私は、需要予測という観点からダムをつくつてい

くことをやはりもう一度考え直すべきだと思うん

ですが、その点、一点だけもう一度お答えを聞かせてください。

○扇国務大臣 原議員がおっしゃいますこともよ

くわかります。それは利水という面での需要予測が狂つたということは当然あり得ることでけれ

ども、利水という面から私は先ほど御説明したよ

いきたいと思っています。

○原委員 それでは、最後に石原大臣にお聞きを

したいんですが、今回、こうした各特殊法人改

革の中でも、詳細が見落とされている部分も多々ある

と思います。公団から機構は看板がかけかわるだ

けの改革では全く意味がないものになつてしま

ますし、一度組織を改編したら、次にまた改革す

るにはなかなかやはり時間がかかるものだ

と思いますし、今回本当に日本を大きく変える

大切なチャンスを逃さないためにも、全体の審議

の中でも問題点が指摘されたような法人について

は、私は、ぜひ継続審議をして再検討していくと

いうような姿勢が求められると思うのですが、最

後に石原大臣の御見解をお聞きして、質問を終

りたいと思います。

○石原国務大臣 原委員の御指摘はごもつともで

ござりますので、独法という新しい組織形態は、三年から五年に、事業がやはり適切でなければ組織の廃止も含めて見直すということを明記させていただいております。

ただいま御議論になりました水資源公団から水

資源機構への独法化、これは扇大臣がる述べられましたように、例えばもう新規の開発事業はや

めるとはつきり大臣申しましたし、栗原川ダムで

すか、このダムの建設もしないということを決めたそうですし、すなわち事業のスリム化をした上

で、残る事業の効率化、利水者が負担金を前払いする方式の導入等々、効率化を図りながら運営を

いたしますので、独法にまさに変わるということだと思つております。

○原委員 その他の法人でこぼれるようなことがあります

たら、御指摘をいただき、三年から五年の見直し

で、十分行革の立場からチエックをさせていただ

きたいと考えております。

○保利委員長 ゼひ、こうした、日本を大きく変える

チャンスだというこの機会を逃さないように、こ

の審議を続けていひつていただきたいと思います。

○保利委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 自由党の一川保夫でございます。

私の方から、もう既にこの委員会である程度議論されている部分があるかもしれませんけれども、確認の意味を込めて、基本的なところをちょっとお伺いしたい、そのように思つております。

ちょっと通告の順番が変わるかもしれませんけれども、まず石原行革担当大臣にお聞きするわけですが、今回のこういった特殊法人等を独立行政法人に移行させるという、既にそういうふうに移行されたところもあるわけですから、我々、こういった国会の場にいても、このそれぞれの特殊法人がどういう業務をやっているかということが非常にわからないケースもあるわけです。一般的の国民の皆さん方が、こういった特殊法人をこういうふうに一応政府側は改革するというふうにおっしゃっていますけれども、こういう独立行政法人の組織に切りかえていくと、この理解がどの程度進んでいるというふうに認識をされておられるのか。

特に大臣、何か具体的に、ああ、こういう反応があるから、こういうふうに理解されているなど、国民の皆さん方の理解がどの程度進んでいるというふうに認識をされておられるのか。

○石原国務大臣 ただいま一川委員は、特殊法人から独法化の点に言及されてお話をされたわけでございますが、そのほか、廃止や民営化等々、今回の特殊法人改革は、事務事業をゼロベースから見直して法人の組織形態を決定する、そしてまた、なかなかれも言い出すことのなかつた道路公団の民営化、あるいは住宅金融公庫の廃止等々、かなり国民の皆様方に今回の改革というものは浸透していると私は理解をしております。

行革断行評議会、私の個人的な、私的な諮問機関でございますが、この会でも全国四カ所で公聴会も開かせていただきましたし、道路の民営化推進委員会等々でも全国五カ所で公聴会を開くなど、また、私もできる限りメディアに露出をさせていただきまして、今行われている改革の意義等々を説明させていただいているところでござります。

○一川委員 そこで、次に経済産業大臣にお聞きするわけですが、お二方のほかの大臣にも基本的にお聞きしたいわけだけれども、こういう特殊法人等、我が国の今日までの経済社会活動の中で果たしてきたそれなりの、そのときのいろいろな役割はそれなりに意味があつたというふうに私も思います。

今日の我が国のいろいろな経済状況、社会的ないろいろな背景等を踏まえて見た場合に、従来と同じような業務をやっている限りにおいては、非常に民間活動が活発化してきた今日においては、いろいろな企業を圧迫してきているんではないかとか、あるいはまた地方公共団体もそれなりに力をつけてきてるときに、もつと地方に任せてもいいじやないかとか、それから俗に言ういろいろな天下り的な現象の中でそういういろいろな癒着現象が起こっているんじやないかとか、あるいはまた、特殊法人には相当の職員等が張りついていますから、その人たちのために不要不急の仕事を無理やりつくっているんではないかといふのが余りされないんじゃないかなと私は思いますが、それでも、その点、大臣はどういう御認識を持つていらっしゃいますか。

○石原国務大臣 ただいま一川委員は、特殊法人の組織形態を決定する、そしてまた、なかなかれも言い出すことのなかつた道路公団の民営化、あるいは住宅金融公庫の廃止等々、かなり国民の皆様方に今回の改革というものは浸透していると私は理解をしております。

○一川委員 自从から中小企業総合事業団、ここを中心にお話をしていただければと思います。

我が国の経済を取り巻く環境というのは、景気の低迷が続く中で、国際的な競争が一層激化するなど、一層厳しい状況にあります。このため、日々々を説明させていただいているところでござっていただきまして、今行われている改革の意義本経済の活力を取り戻しまして再生することが喫緊の課題、こういうふうに考えております。また、地球温暖化などの環境問題もその重要性が高まっておりまして、これに対する取り組みも進めなければなりません。

○一川委員 これらの問題を克服するためには、産業技術政策とエネルギー政策の分野ではNEDO、新エネルギー・産業技術総合開発機構、そして中小企業政策の分野では中小企業総合事業団の役割がこれまでにも増して重要な、このように考えいるところでございます。

NEDOにつきましては、経済産業省といたしましては、産業技術とエネルギー政策の中核的な実施機関として位置づけておりまして、産学官の能力を活用して研究開発を実施するとともに、新技術の開発と利用を促進するための補助金を交付することを主たる業務としているところであります。

したがいまして、両法人は、産業技術政策、エネルギー政策、中小企業政策という将来の我が国経済の発展にとって重要な政策分野を担う機関でございまして、今後、その役割は一層大きなものとなると考えております。

○平沼国務大臣 これらの業務といいますのは、民間ベースでの自主的な取り組みに任せていては開発の成功や普及が困難なものを対象としていることから、民営化にはなじまない、このように思つております。独立行政法人として国が財政上の措置を講じていくことが必要と認識しております。

したがいまして、両法人は、産業技術政策、エネルギー政策、中小企業政策という将来の我が国経済の発展にとって重要な政策分野を担う機関でございまして、今後、その役割は一層大きなものとなると考えております。

○一川委員 独立行政法人化後は、産学官を活用した研究開発をこれまでよりも一層効果的、効率的に推進すること等により、我が国の産業技術力の抜本的な強化を図つてまいらなければならないと思つています。

また、エネルギー政策においては、地球環境対策が重要な課題となってきております。エネルギー関連技術の開発とその導入の促進を強力に推進していく、こういう必要があるわけでありま

す。

○一川委員 次に国土交通大臣。

私は、国土交通委員会にいるものですから、別な案件で毎日やりとりしているわけですが、例えば、国土交通省としましても、今回、独立行政法人化ということで六法案、それから民間法人化等で三法案を提出されております。私は、この特殊法人、先ほどもちょっと触れましたように、いろいろな時代経過の中でも今日に来ておるわけですが、お聞かせ願いたいと思います。

○平沼国務大臣 一川先生にお答えをさせていたしました。

具体的に、私どもいたしましては、NEDO

に移すとかあるいは民間に移すとかという機械的なことじやなくて、今日の課題とか将来を見通したときに、場合によつては、業務によつては、國みずからもう一回責任を持つてそれを受け持つといふ業務が中にあるつていいといふうに思ひますし、また、それ以外の部分については、先ほど言いましたように、できるだけ計画的に地方公共団体に移していく、あるいはまた計画的に廃止するなり民間に移していくといふうに私たちは考えておるわけです。

扇大臣は、今所管のこの九つの法案、一応そういうふうに六つと三つに分けて、やや民間化に近いようなところに三つの法案を持っていますけれども、こういうふうに、将来、いろいろな業務のあたりを確認したいと思います。

○扇国務大臣 今一川議員がおっしゃいましたように、私たちは、戦後から今日まで行つてきた日本の基本的な政策の中では、それぞれの分野において努力してきたことで日本の今日があるということは、私は認めざるを得ないと思つていています。けれども、その中で、余りにも偏り過ぎているのではないか、民間にゆだねられるものになるべく民間にゆだねられることが多いと、地元にゆだねるといふことは、私たちには是としない。私たちには今、その基本的な転換期に来てゐる。二十一世紀でござりますから、二十世紀に行つたことのメリット、それを私たちは是としながらも、二十一世紀にデメリットで残る部分はないかといふ、そのデメリットの部分をいかに今度は二十一世紀型のメリットにしていくかといふ、今その転換期にあるのだと認識しております。

その中で、特に、国土交通省は四省庁を統合いたしましたので、旧運輸省、旧建設省といつて全く競争しておりました、相反すると言つたら言い過ぎですけれども、お互ひの壁を競り合つております。またものが、四省庁統合いたしましたので、全

部体質を入れかえて、四省庁統合したメリットというものをいかに出していくか。

ですから、今度の法人の統合でも、我々は単独だけではなくて、治水なんかも考えてみますと、農林水産省との共管でございますけれども、それもというような長期計画も含めて見直していくところに来ておりますので、私たちはこれだけで済むとは思つておりますけれども、少なくとも私は、スリムな政府といふことをつくっていく上に、何としても、今回ることは第一歩であると何とぞ、何とぞ、今回が現実でござります。

○一川委員 私自身も、国土交通省の現在の特殊法人等の抱えている業務を見ているときに、例えば観光に関するような施策とか、こういったところは割と今、今日的な大きな課題だつたと私は思います。大臣もよく言われますように、日本から海外へ出る観光客は一千六百万とか七百万とか言わわれていますね。逆に、入つてくるのはその四分の一ぐらいだと。そういうような実態の中で、しかも今こういう経済、不況の長期化の中では、それぞれの地方も、経済の活性化という中では、観光に対する関心といふのは非常に強いですね。そういつたときに、本当に観光というものに対してもと本腰を入れてやるんであれば、その部分、政府がみずから責任を持つて直轄的に抱つかれていたものもこの官主導の運営の中で自己増殖し、経営の責任の所在が不明確になつてきました。さまざま弊害が指摘されている中、それでは民間に任せることは民間に、地方にゆだねることは地方に、そういう基本原則のもと、それでも外に出すことのできないものを独立行政法人といふ新しい法人形態で、事業を引き続いて行つていただく。

○一川委員 では次に、これは石原大臣と扇大臣にお聞きしますけれども、こういう特殊法人等の改革ということですから、改革をすれば業務が効率化される、国民に対するいろいろなサービスが向上するということを当然ながら期待するわけだ

し、またその改革に伴つていろいろなコストが減される、当然ながら、国民の税金もそういうことによつて非常に節約されるという期待があつて、その改革を言つておられます。

業務が余り効率化されないで、何か予算がふえていくだけだつたら、何のための改革かといふことに当然なりますので、どうもそのあたりが、今回の連この独立行政法人化といつ流れの中では余り具体的に説明されていないのではなかつた。また、一般の国民の皆さん方にそういう話題を出しますと、ではそういうことによつて職員はどれだけ計画的に減らすんだとか、あるい

基盤ということを考えていった場合の業務の内容を見たときに、ただ機械的に業務を移していくことじやないと思ひますけれども、国全体の業務を見直す中で、それぞれの分野の役割といふものをしっかりと点検していく非常に大事な時代だなというふうに思います。

石原大臣はそのあたり、一般論でござりますけれども、基本的にどういうお考えでしようか。私も、スリムな政府といふことをつくっていく上に、何としても、今回ることは第一歩であると何とぞ、何とぞ、今回が現実でござります。

○石原国務大臣 ただいま委員のお話は、いわゆる観光に着目されまして、海外に一千六百万人出していくのに日本には四百万人の観光客しか来ませんので、このよくな分野は国が率先して、観光立国としてやっていくことが必要ではないかといることを例に出されて、官と民の役割分担についてどのように考えるかという質問だつたと私は理解をさせていただいたんでございますが。

今回の特殊法人改革は、言うまでもなく、委員がこの御質疑の冒頭申されましたように、特殊法人は、やはり民間が担うことのできない仕事を、同僚議員の言葉をかりますと、行政サービスの代理というものをアウトソーシングの形でやつていいだ。それなりの意義というものはありませんけれども、時代の変遷とともにその役割の意義が終わつたものもこの官主導の運営の中で自己増殖し、経営の責任の所在が不明確になつてきました。さまざま弊害が指摘されている中、それでは民間に任せることは民間に、地方にゆだねることは地方に、そういう基本原則のもと、それでも外に出すことのできないものを独立行政法人といふ新しい法人形態で、事業を引き続いて行つていただく。

○一川委員 では次に、これは石原大臣と扇大臣にお聞きしますけれども、こういう特殊法人等の改革ということですから、改革をすれば業務が効率化される、国民に対するいろいろなサービスが向上するということを当然ながら期待するわけだ

し、またその改革に伴つていろいろなコストが減される、当然ながら、国民の税金もそういうことによつて非常に節約されるという期待があつて、その改革を言つておられます。

業務が余り効率化されないで、何か予算がふえていくだけだつたら、何のための改革かといふことに当然なりますので、どうもそのあたりが、今回の連この独立行政法人化といつ流れの中では余り具体的に説明されていないのではなかつた。また、一般の国民の皆さん方にそういう話題を出しますと、ではそういうことによつて職員はどれだけ計画的に減らすんだとか、あるい

法人、我々自由党も民営化ということを提案させてもらつていてますけれども、今特殊法人等が抱えているような業務、今の日本の民間の力からすれば十分やつていいける、また今の特殊法人等のスタッフをそれなりに使いこなして民間の力で十分こなしていくけるんじやないかという見方も当りは現段階でどういう所見をお持ちですか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。小堀内閣の基本方針というのは、民にできることは極力民間に、それから地方にできることは極力地方に任せる、こういう基本方針がござります。そういう意味ですから、民にできることは、私は積極的に民に任せるべきだと思っております。

先ほど御答弁をいたしました。例えばNEDOでございますとか中小企業の事業団、こういったものはどうしても、いろいろな観点から、ある意味では国が財政措置等をしなければならない。そういった場合を除いては、私は、基本的に民間ができるることは、民間の活力を伸ばすことが日本の経済にとってその活性化につながる、このように思つております。

○一川委員 では次に、これは石原大臣と扇大臣にお聞きしますけれども、こういう特殊法人等の改革ということですから、改革をすれば業務が効率化される、国民に対するいろいろなサービスが向上するということを当然ながら期待するわけだ

し、またその改革に伴つていろいろなコストが減される、当然ながら、国民の税金もそういうことによつて非常に節約されるという期待があつて、その改革を言つておられます。

業務が余り効率化されないで、何か予算がふえていくだけだつたら、何のための改革かといふことに当然なりますので、どうもそのあたりが、今回の連この独立行政法人化といつ流れの中では余り具体的に説明されていないのではなかつた。また、一般の国民の皆さん方にそういう話題を出しますと、ではそういうことによつて職員はどれだけ計画的に減らすんだとか、あるい

は予算がどれだけ減っていくんだとか、では我々は対してどういうサービスがプラスされるんだということを聞かれた場合に、何か答えるべき感じがするわけですから、お二方の大臣に、何かそのあたり、考え方を教えていただきたいと思います。

○石原国務大臣　ただいまの一川委員がお示しされました点は、私は非常に重要なことだと考えております。

すなわち、今、組織形態が変わるとときは、事務事業の見直しをして事務量というものは減つておりますし、独法になつた法人も効率化をいろいろな面で図るというような取り組みをしておりますが、では将来的にどうなるのか、そういうところは、実は通則法上に、業務運営の効率化に関する事項及び財務内容に関する事項という二つの項目等々で、主務大臣が定める中期目標の必須項目に業務の効率化や、今委員が御指摘になりましたように、財政支出が効率化したと言つておきながらふえていくようなことのないよう、節減を着実に実施するために、この中期目標というものをしつかりと管理していくことが肝要であると考えておりますし、総理も昨日、特殊法人に関する参画会議の飯田座長との懇談の中で、私も同席させていただきましたのでございますが、委員の御指摘と同趣旨な、官業が行っている仕事というものは、後から後から自分たちで仕事を見つけてくるし、改革するということを言つておきながら予算の要求というのも大変多くなつていて、こういふものには、厳に、必要なものはやるけれども必要なものは切つていくという不斷的努力が必要であるというお話をされておりまして、まさにその考えにおきましては、御党の考え方と申しますか、一川委員の考え方と私どもの考え方内に相違はないのではないかと考えております。(一川委員「簡潔にどうぞ」と呼ぶ)

○扇国務大臣　簡潔にとります

少なくとも今回の独立法人というものに関しては、私たちは、新たな時代にふさわしいといふものをつくつていかなきやいけないし、法人の業務のあり方はどうなんだ、今一川議員がおっしゃいましたように、少なくとも、必要な業務の効率化はあるいは国費の節減、そういうものをどうしていくかということが大きな国民の目に見えたものにならなければ私は意味がないと、一川議員がおっしゃることと同等のことを考えております。

そういう意味では、少なくとも十四年度において、私どもは、役員の給与の平均一割削減、それから退職金の平均の三割削減等々、目に見えた改革はやりつつありますけれども、それを完全に目に見えたものにするという意味でも、前年度予算に比べまして私たちは平均二割減ということにしておりますので、少なくともスリム化というものが国民に評価されるようなものを、今回の法案成り立後、来年の予算に向けての我々の努力というものが世の中にわかるようにしていくことが一番大事なことだというので、今一川議員がおっしゃった、國民にわかりやすく、どう変わるんだというふうなことを私たちも今後努力していきたいと思つております。

○一川委員　今両大臣からお話をございましたように、これについては当然、そういう考え方で取り組むということをございますので、我々もその成績に十分関心を持つて眺めていきたいと思いますし、また、タイミングを見ていろいろな提言をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○田中(慶)委員　次に、田中慶秋君。

○田中(慶)委員　民主党的田中慶秋です。石原大臣に最初にお伺いいたします。

今度の特殊法人の問題、少なくともこの問題で、何回となくあなたが言われているように、あ

るは総理が言つているように、ゼロベースを含めながら、必要なもの、見直しをするもの、そして民間にゆだねること、あるいはまた地方にでき

ること、そして独立行政法人、こういう形になっているわけでありますけれども、その前提とするのは、やはりわかりやすく、なおかつスリムで、業務のあり方はどうなんだ、今一川議員がおつしやいましたように、少なくとも、必要な業務の効率化とあるいは国費の節減、そういうものをどうしていくかということが大きな国民の目に見えたものにならなければ私は意味がないと、一川議員がおっしゃることと同等のことを考えております。

○%になつていています。この辺はどう思いましたか。

(委員長退席、山本(幸)委員長代理着席)

○石原国務大臣　ただいま委員の御指摘は、特殊法人の役人のOBの方の役員に対する割合と今回の独法の役員の割合、これをどういうふうに考えるかという御質問だったと思うんですが、細かい数字は事務方に聞いていただきたいと思うんです

が、七十四特殊法人ペースで、八百人弱の役員のうち、たしかおよそ三百五十人ぐらいが役人OBということで、委員御指摘のとおり、四十数%、割合を占める。今回どういうふうな独法の仕組みになつていて申しますと、法定定数で四〇%減、常勤数で二五%減、現行の法人の役員数から減少をしていくというふうに仕組ませていただきております。

○田中(慶)委員　先ほど、従来の独立行政法人は、少なくとも役員数が九百十二人、そしてOBが三百七十九人、結果として四二%になります。

私は、対象になつているところが、役員総数が四百九十六人、そしてOBが三百七十人、六〇・二七%になつております。こういう点で、ただ数字だけでは一概に言えないかもわかりませんけれども、基本となつてゐるこの問題について、私は、ある面では少なくとも官僚の天下りを容認している、こういうふうに指摘をせざるを得ない、

ですから、今回の独法ではどこまでこれらの問題についてメスを入れられるのか、この辺をまず大臣の考え方をお伺いします。

○石原国務大臣　公務員の方が特殊法人にあるいは独立法人に、また地方でも、委員御承知のとおり、地方の第三セクターあるいは協議会等々の公益法人等々にも天下つてゐるこの実態というものは、やはりその数を今委員がお示しになりますたように、地方公務員のOBの方含めてたしか四十一万人ぐらい、公益法人白書をのぞいてしまつたら、役員がいて、二万人強ですね、この数字は五%と、かなりの数であるなど。

今御議論いたしております法人でいうならば、四十六本の法案で、三十八法人に、合併等も

ございままでの数が減るわけですけれども、法定数で見て三百三十八から二百四、先ほど言いましたように四割減。常勤数で二百八十一から二百四、二五%減。まあ割合でいえばこんなものかなという感じはするんですが、今委員御指摘のよう

その勤務実態というものは、一休あなたは非常勤の方は週何回来て、ボードがあるわけですか、それ、そのボードは必ず出しているんですか、出でていませんですかというような調査までは残念ながら当方でも把握しておりませんし、その実態というものは必ずしも明確になつていません。

御議論になつておりますように、國民の皆様方から批判のあるこの点につきましては、公務員の皆さん方もしつかりと自覺して、やはり役所の人事の延長線上で安易に独法に天下るというようなことは厳に慎んでいかなければなりませんし、その方向でしっかりとフォローアップをしてまいりたいと考えております。

○田中(慶委員) 大臣、これは、ある面では本當

に一つ一つの独法にメスを入れて、この独法が本当に必要なのかどうか。おととい申し上げたように、最初、まず第一ラウンドが省の中で検討されるんですから。そして行革の方に上がつてくる。評価委員会なり外部、ここで議論をされて、これはどうしてもこの国のために必要だ、この議論をしていなかつたんですよ、はつきり申し上げて。だから、数合わせだとか、看板のかけかえだと言われているんですよ。現実にそうなんですかね。ぜひその辺を、石原大臣は担当大臣としてどのように指導していくのか、指導されてきたのか、もう一度聞かせてください。

○石原国務大臣　ただいま田中委員が御指摘の点は、私も昨年来の議論の中で、所管しておりますのは省庁ごとでござりますので、当方の考え方を取りまとめ、その考え方を省庁と話をする、そういう中で、おたくのやっている事業と似たような法人のやっている事業、どうも同じじゃないか、それなら一本にした方がいい、あるいは端的な例を申

しますと、旅行代理店をやつていたり、旅館をやつっていたり、ホテルをやつったり、レストランをやつたり、日に余るようなものも大分あつたわけですけれども、こんなものはもうあなた方、やめた方がいいじゃないですか、研修施設を中心とした、特殊法人から独立行政法人に組織を変える、業務内容をもちろんスリム化した上で法案を取りまとめてさせていただきました。そこで、やはり委員が御指摘になりましたように、冒頭申しましたように、要らないんじゃないとかこちら側が言うと、いや要るんだ、そういうものがあつたことは事実でございます。

そしてもう一つ、さまざまなか内閣委員会等々の審議の中で、要らないんだと組織をなくす。そうしますと、そこで働いている方もいらっしゃる、雇用の面には十分に配慮をしていかなければなりません。今はこういう時代でございますので、何百人、何千人の方が新しい職場に移るということはなかなか大変なこともあります。そういうことも國会の決議の中でも、法人なりが変わると同時に十分配慮をしろという決議もちようだいしておられますし、そんな点も注意して今回の整理合理化計画を取りまとめて、今回は独法化的法案を提出させていただいているところでございます。

来ているわけであります。ですから、その問題についてはやはりいま少しダイナミックにやる必要があるだろう、このように思つております。そこで、大臣、先ほど公益法人の問題がありましたでしよう。これから出資しないということに決まつておりますけれども、今まで出資したものをおどういう形で回収するかということについての議論はされていますか。

○石原国務大臣 出資金の話は、実は公益法人に限らず特殊法人もかなりな部分、出資しております。それを今返せと言えば運営がままならなくななる会社がたくさんありますし、本四に代表されるよう、国の出資部分をふやしていくような企業もある。この問題は長いスパンをかかつて、国が出したということは国民の皆さん方の財産でありますし、その財産を持つている会社が火事の車になつて発散をしてしまうような事態は防がなければならないかもしれませんし、ましてや天下りの温床となり国民の皆様方の批判の対象となることのないよう、厳しく見詰めていかなければならぬ重要な点だと考えております。

○田中(慶)委員 やはりいろいろな諸問題がありますけれども、納税者が困つてはつきり申上げて。このベースをどう考えておられるのか。国だけがいい、出資したところだけがいいと、いうわけじゃないと思うんです。ですから、ある面では、何も今すぐと言わなくて、長期プランを出して、いつまでにどういう形で、こういうスキームがあつていいと思うんです。しかし、現実にはそういうスキームが何も見られていない。これが現実なんですから。いつまでもぬるま湯に入つて、その厳しさを現実に何も考えていない。ある面では生産性がないわけでありますから、そういうことを含めて、そういうスキームを検討されたらどうなんでしょうか。

○石原国務大臣 先ほど本四の出資金の話をしました。これは割と衆人の目にさらされておりますのでわかりやすい例なんですが、実は特殊法人等々はこれまで公会計でディスクロージャーされ

ております。しかし、この公会計というものは、今委員御指摘のような問題を明らかにしていく上では非常に不透明であります。

そこで、独法に特殊法人等々が組織の形態を変えますと、企業会計が原則となつてまいります。すなはち B.S., P.L. というものが年度ごとに明らかになります。さらに監査というものを外部の監査人が行います。そうしますと、個々の独法が抱えている財務の状況や、今御指摘された出資金のありよう、そして出資金を返済することができないのか、あるいはその前にその企業が債務超過であるのかないのか、こういうものも初めてそこで明らかになるわけであります。

予断を持つて言うことは、現在残念ながら私もわかりませんが、ふたを開いてみたら実はもつと大変なのかもしれませんし、思つたよりいいのかもしれない。この点は、委員の御指摘のところ、企業会計で見たものの中で本来あるべき解決策をまとめなければなりませんし、まとめた後には国民の皆さん方の前に現実をお示しして、国会等々の場で真摯に御議論をしていただき、解決に当たらなければならぬと考えております。

○田中(慶)委員 いすれにしても、やはり、日本の国全体の体力がおつこつて国全体がおかしいときには、国の出資をされている、そういうところも厳しくちゃんとしていかなければいけないんだろうと私は思つておりますから、少なくともその点を明確にした上でこれから取り組んではいいと思うし、独法自体がそういう趣旨ではしっかりとなければいけない。必ずこの独法が必要なんだということなんですから。私は、これから経済産業とやりますけれども、むしろ必要じやないということをこれから始めますから。

それじゃ、最初に平沼経済大臣にお伺いします。ジエトロの問題、いいですね。

せつかくこんな立派なパンフレットをつくつているんですよ。一番最初を開きますと、ジエトロは輸入拡大を目指してと書いてあるんですよ。今、日本は輸入拡大を目指す時期ですか。そういう

う時期じゃないと思うんですよ。こういうことを平気で書いて、また独立行政法人として残そうとしている。そればかりじゃない。海外投資を目指してと書いてあります、この中に。これはどういう意味ですか。

○平沼国務大臣 最新のジェトロのパンフレット、これは、確かにジェトロの業務というのは、現状及び今後の進むべき方向としては、御指摘のように、現下の社会情勢にかんがみまして、輸入促進というのは縮小しなければならないと私は思っています。対日直接投資の課題でございますとか、それから今喫緊の課題でございます中企業の輸出振興、こういったことにシフトをびしつとしてやつていかなきやならないと思つています。

田中先生も御承知だと思いますけれども、ジェトロがみずから策定をしました今後の重点指針の中では、重点項目の第一として、我が国の雇用創出に寄与する対内直接投資、それから中堅・中小企業の輸出促進等への支援、こういうのを挙げておられるわけであります。また実態的には、輸入促進につきましても、ここ数年、輸入促進関係の予算は大幅に削減をしているところでございまして、また来年度予算も今年度に比べて半減する、こういうことに相なつております。

そして、そのパンフレットの件でございますけれども、私は、輸入促進ということが入っているということは非常に言語道断だ、こういうふうに思つておまして、私は、輸入促進を位置づけとしては変更して、そしてそれは削除する、こういふことで指導をしていたわけですが、そういうことは言語道断で、何かの行き違いで、最新の版では輸入拡大がおつしやったように一番に掲げられたままになつた、こういうことですから、厳重にそれは担当大臣として注意をし、そしてそれは回収するようさせていただきます。

○田中(慶)委員 実は、今回の独法の関係で、ジェトロから一番最初、これは資料として提出し

ていただいた。これは古いものを持ってきましたんじゃないですよ。今回、ジェトロの問題をきょう質問するので。そうしたら、開いたら輸入拡大と書いてある。輸入の拡大と書いてあるから、今まで経済産業省で言つてきたことと全然違うじゃないか。

だから、もう役割は終わつたんです。これは昭和三十三年から始まつて、今まで一定の役割は果たしてきたと思うんです。そのときはまだ、昔は民間企業が海外にこれだけいろいろな形で出でない状態だったから。しかし、今はすべての大手を含めて、商社を含めて、世界じゅうネットワークをしているわけですから、私は、そういうことを含めて、ジェトロの役割はもう終わった、こういうふうに思つております。

まして、ここに国の政策と全然反対のようになるとを平気で書いて、こんなパンフレットを全部配つてることを含めて、ジェトロの役割はもう終らざれどおりまして、今、内外のマーケットで生き残りをかけて、そういう闘いを強いられていて、それでござりますから、諸外国と同様、我が国にわざりおかしいことを見直しをしないと、今、日本の国民が望んでいる、また日本が厳しく対応しようとされたら、そういうふうに思つております。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

重ねて私申し上げますけれども、本当にそのパンフレットというのは私の指導に反する形になつておりますので、これは私も早速改めるよう強く指導したいと思つております。

資源に乏しい我が国にとっては、貿易の振興によつて国富を拡大していくことは、時代を問わず政府の使命だと私は思つております。

今お触れになりましたけれども、一九五八年に

ジェトロを設立して以降、一九六〇年代から七〇

年代に關しては、おっしゃるとおり、輸出の振興でどんどん経済を伸ばしてまいりました。しかし、日本がひとり勝ち、こういうようなことにちやつたんです。きのう、おどとい発表されたこのジェトロのあり方というものを、ある外務省の大使館の大使ですね、ジェトロの役割はもう終わつたと。同じ外国で仕事をしている人がそういうふうに言つてゐるわけですから、やはりそういうことを含めて、しっかりとさせないと、何のためにこれがあるのか。まして、ウイーンなんどいう何もないところに、何もそこに出張所なんて置く必要ない。やはり全部、そういう点ではあることを、これを百歩譲つて残すといったつて、あらゆることを見直しをしないと、今、日本

も、輸入促進ということを一生懸命やってまいりました。

しかし、一九九〇年代の後半以降、これは、我が国が、バブルの崩壊後、長期低迷化をしまして、そして我が国企業が激しい国際競争の場にさまでござつたんじやないかと思つておりますけれども、輸入促進ということを含めて、一生懸命やつてしまひました。

が、国が、バブルの崩壊後、長期低迷化をしまして、そして我が国企業が激しい国際競争の場にさまでござつたんじやないかと思つておりますけれども、輸入促進ということを含めて、一生懸命やつてしまひました。

本はもつと世界から物を買え、こういう形で、こ

れも御承知のように、八〇年代から九〇年代前半にかけては、そのパンフレットはその流れの中で

できちやつたんじやないかと思つておりますけれども、輸入促進ということを一生懸命やつてしまひました。

しかし、一九九〇年代の後半以降、これは、我

が国が、バブルの崩壊後、長期低迷化をしまし

て、そして我が国企業が激しい国際競争の場にさ

までござつたんじやないかと思つております。

が、国が、バブルの崩壊後、長期低迷化をしまし

て、そして我が国企業が激しい国際競争の場にさ

までござつたんじやないかと思つております。

が、国が、バ

もうジエトロの役割は終わった、こういうふうに。いま少しマークエットリサーチをちゃんとして、そして日本の輸出が拡大できるようなそういう仕事をちゃんとすればいいんですから。ところが、現実問題としてそれをしてないんですから。

この問題は、また山田君が、次、詰めますから。もう一つは、情報処理振興機構というものが今度出でおりますけれども、これも民間で、むしろこれはもう民間でやつた方がよっぽどいい。いいですか。役所というものは役所仕事と言われるようになります。スピードがないんですよ。IT関係なんというと、三年過ぎたらもう古いんですから。そういうことを含めてこの情報処理、一步間違えたら、違ったデータが来たら本当にこの国の大好きな損害になつてくるわけですよ。そういうことを含めながら、このITの問題については、むしろ私は、もはやその役割は終わった、とつくに終わつたと思っています。

例えば、今までこの協会の財務状況を見ても、開発ソフトに対する投資、償還金、収入と支出のバランスを見ても、今、当からすると七百四十八億の赤字を出しているんですよ、はつきり申し上げて。それからもう一つは、今度これと一緒になる技術事業の問題についても同じようなことがあります。百六十億の赤字を出しております。

こういう形で、財務処理その他について、大変、私はこれら問題について、もはやこの情報処理というのは、民間企業がソフトも含めて、いろいろなことを含めてあらゆる知恵を出ししながら日本的情報産業というものが大きく躍進をしているときに、役所があるために、はつきり申し上げて。それからもう一つは、今度これと一緒になる技術事業の問題についても同じようなことがあります。百六十億の赤字を出しております。

○平沼國務大臣 経済社会における情報化の進展に伴いまして、ソフトウエアが産業や生活のあらゆる局面で活用されておりまして、今後、ソフト

ウエアが産業分野を超えて経済社会全体の効率性と競争力を、さらには安全性、信頼性を与えるインフラ的機能を持つている、このように私どもは認識をしているところであります。

このような状況下の中で、我が国のIT戦略としましては、次世代をにらんだ戦略的なソフトウェアの開発をしなきゃいけない。それからセキュリティ対策、ソフトウェアの信頼性、安全性の向上、それからIT社会を支える人材の育成、こういった施策を重点的に推進していくことが必要不可欠だと思っておりまして、IPAでは、これらの三つの施策を柱として、独立行政法人としてより公共性の高い、そしてかつ、真に必要な事業を実施しているところでございます。

長くなりますが、ソフトウェア開発に関しては、従来から量的拡大を目指して実施してきた財務や会計などの汎用的な業務に使用されるプログラムの開発をやめまして、例えば、情報家電でございますとか携帯電話のオペレーティングシステムとして広く普及をしておりますトロンのよう、次世代を担うオペレーティングシステムのそういうプログラミング言語などの基盤的な役割を果たす、そういう開発を一生懸命やつております。

そういう意味で、セキュリティでございますとかプログラミングですとか、公的な面がやはりこれからやっていかなければいけぬ、そういう観点に立って、民間に任せればいい、こういうお話をございましたけれども、私どもとしては、そういう公的な関与を国的基本的な戦略の一環としてやはりやつていかなければならない、こういう観点で立派行政法人化、こういうことでお願いをしていります。

○田中(慶)委員 今の大臣の発想でいくと、すべて、特殊法人も認可法人も全部残さなきやいけない。まして大臣、あなたがつくつていてるペーパーを見てくださいよ。一生懸命、それは残すために必死になつて書いてあるんだから。そんなの棒読みされただって、僕なんてはつきり言つて全然納得し

ません、我々一生懸命調べてきましたから。

ですから、むしろ、この今回の独立法人、経産四法案ありますけれども、やはり国家戦略として本当に考えていくのであれば、私はこういうことはもう終わりだと思っています。むしろ、民間にゆだねた方が機動力もスピードも、いろいろな形で、そういうことを含めて効果が出る、私はこのように思っていますよ。これも山田君にまた詰めもらいます。

私は次、中小企業の基盤整備の問題でいきます。これは大臣、今大変なことですよ。今まで工業団地を整備しておられますでしょう、これが、売れ残りが二千一百二十二億円もあるんですね、はつきり言つて。そしてもう一つ、これは一部国土省にも関係ある部分でありますけれども、ここでも二千六百億あるんですよ。

こういう形で、今までの債務処理を、はつきり申し上げて、これは今回の独法にそのツケを回すような形になつているんじゃないですか。もし本気でこれを処理するんであれば、それこそJRの清算事業団みたいな形でしっかりとその分を処理しないと、いつまでたつても、この価格を見てくださいよ、従来の簿価から、全部造成をしてやつても、今買う人なんていませんよ、こんな高いもの。これが現実なんですよ。こういうことを含めて、この地域振興公団の売れ残り団地をどうするんですか。

○平沼國務大臣 これは九〇年代景気が非常に低迷をいたしまして、それまでは日本の各地の要求で工業団地というのをつくつていこう、こういう形で造成が進みました。しかし現状の中、こういうことは事実であります。

しかし、私どもとしましては、やはりこれは、そういう地方の都道府県や市町村、そういうたとえことによく連携をとりながら、そして理解と協力を得つつ、やはりある工業団地ですから、そういう意味では、この譲渡業務というのを完遂するた

めには、総合的な分譲促進策を早急に策定していかなければならぬと思つておりますし、また既に、もう廃止をする、こういったところも幾つか出てきております。

そういう意味では、確かに今は厳しい状況になつてきておりますけれども、しかしこれから先行き、そういう形で努力をすれば、まだそぞういう形で利用ができる、そういう観点に立つて、今回、独立行政法人ぞいう形の中で、私どもは、徹底的な合理化も図りながら、さらにこの利用といふものを見つけていかなきゃいけない、こういう考え方であります。

○田中(慶)委員 むしろ、これは金利はかさむ一方だし、まして、こういう形で処理をしていかないと、より高いものになつて買う人なんてだれもいませんよ。見てください。あなたは経済産業大臣として中小企業をいろいろな形で面倒見ていて下さい。

あの金融見たつてわかるじゃないですか。担保一つ、昔の担保と、土地担保自体、土地が十分の一になつてしまつたじゃないですか。それではお金貸してくれないでしょ。ましてこれが、この土地そのものを政策的にちゃんとしていかないといふと、金利が膨らんで高くなる一方で売れっこなんて絶対ありませんよ。

あなた、これからもずっと努力をしてなんといふようなことを言つておりますけれども、これだけまた赤字が余計ふえる一方だと思いますよ。こんなこと放置しててはだめだと思います。独立法人じやなくして、むしろこれは清算事業団的な仕事をして、ちゃんとしないとだめだと思うのですよ。どうですか。

○平沼國務大臣 今の現状では、日本の経済というのは非常に厳しい。そういう観点で見ればそういう見方もできると思いますけれども、やはり、日本がこれから経済活性化をし、みんなが努力をして、そして、これだけのポテンシャルティーガーがあるわけですから、日本がまた経済安定軌道に乗れば、こういった形で地方の公共団体とも協力を

してやつていけばさらに活用する道がある、そういうふうに私は認識をしております。

○田中(慶)委員

大臣のそのことは非常に期待をしておりますけれども、そんなにボテンシャル上がるのですか。右肩上がりなんという時代は終わつたと思いますよ、はつきり申し上げて。

それはやはり真剣に、国民の財産と同じなんですから、考へていかないと、今のような、もうこれだけでも、あなたのところの在庫が少なくても五千億ぐらいあるんですよ、五千億。そして、いや、いま少し、右肩上がりの時代なんて、金利ばかりかかる一方で、おかしくなってしまう。

こんなことを考へたときに、私は、この問題については、やはり清算事業団、こういう形でちゃんと処理をしない限りツケがふえていくばかりですから、その辺で、むしろ独立行政法人とするの警報を申し上げて、私の質問は終わりにさせていただきます。

また、これ、石原大臣、よく私ずっと調べておきましたから、見ておいてください。

○保利委員長 次に、山田敏雅君。

○山田(敏)委員 民主党の山田敏雅でござります。田中委員に引き続きまして、御質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、石原大臣それから平沼大臣にお伺いしたいのですが、今回の特殊法人の改革、中身をよく一つ見みると、ほとんど普通の常識からかけ離れて、こんなものは要らないのに、こんな改革では全然改革にならない、あるいは看板だけかけかえているという内容がいっぱい出てくるんですね。それでお聞きしました、どうしてこうできのうやりました。

そうしますと、まず、この特殊法人の改革の案、原案はどこから出でてきたかというと、省庁の中で議論して出てきましたというお答えですね。

こういう改革のやり方で、本当に国民のために、あるいは貴重な国民の税金を正しく使える、こういう改革ができるのでしょうか。石原大臣、ちょっとお答えいただけますか。

○石原国務大臣

質問の趣旨を若干取り違えました恐縮に存じますが、特殊法人整理合理化計画でございますが、社会的な意義があつたからこそ設立もされ、存在もし、きょう今日まで生き長らえてきたと思います。

しかし、その間、見直し規定が何も入っていない、その一方で、補助金等々の税金に、言葉をかえますと、國に寄り添う法人の姿勢、また國の側は、手とり足とり、OBの人事のはけ口として子会社のように使つよう形でやつてきたという負の側面、両面持つていてると思います。今回、そのような弊害を除去して、独立行政法人という外部の評価があり、さらに、責任が明確化する。

ですから、今、御同僚の田中議員がおっしゃられたいたような法人の抱える負の資産の問題、これは、事業を行つてゐるキャッシュフローに対して、一体どれだけの資産の割合があり、どれだけ負債があるのか、企業会計原則にのつとつて示せば明らかなわけであります。ですから、債務超過の企業は発散する可能性が極めて高い。そういうことが、これから間もなく、法人が変われば明らかになつてまいります。そのときに、その法人、存続することが可能なのか不可能なのか、初めて法人の廃止も含めて議論をされる。そういう意味では、これまでの特殊法人とは全く違う組織なりだと考へております。

○山田(敏)委員 また質問の意図がわかつていて御理解をいただきたいと思います。

○山田(敏)委員 まだ質問の意図がわかつていて御理解をいただきたいと思います。

まず最初に、石原大臣それから平沼大臣にお伺いしたいのですが、今回の特殊法人の改革、中身をよく一つ見ると、ほとんど普通の常識からかけ離れて、こんなものは要らないのに、こんな改革では全然改革にならない、あるいは看板だけかけかえているという内容がいっぱい出てくっていますね。それでお聞きしました、どうしてこうできのうやりました。

そうしますと、まず、この特殊法人の改革の案、原案はどこから出でてきたかというと、省庁の中で議論して出てきましたというお答えですね。

と、それを聞いているのですよ。それを答えてください。

○石原国務大臣

質問の趣旨を若干取り違えました恐縮に存じますが、特殊法人整理合理化計画でございますが、社会的な意義があつたからこそ設立もされ、存在もし、きょう今日まで生き長らえていたとしたら、これは全然、設立意図とは全く逆でありますし、その点については経産大臣が善処すると明確に御答弁をされておりまし、既に実施した事業については、事後評価の結果を踏まえ、真に必要なものに限定する。当たり前といえますし、その点については経産大臣が善処

されただけであります。そして、受益者の負担を引き上げる。これも、民間法人に近い運営をなさ

れていますし、その上であるならば、同じであります。

そういうことをしろと、これは一部でありますけれども、言つて、それを所管する省庁が法案の形で提出してきたのがこの四十六本の法律であると御理解をいただきたいと思います。

○山田(敏)委員 また質問の意図がわかつていて御理解をいただきたいと思います。

○山田(敏)委員 まだ質問の意図がわかつていて御理解をいただきたいと思います。

まず最初に、石原大臣それから平沼大臣にお伺いしたいのですが、今回の特殊法人の改革、中身をよく一つ見ると、ほとんど普通の常識からかけ離れて、こんなものは要らないのに、こんな改革では全然改革にならない、あるいは看板だけかけかえているという内容がいっぱい出てくっていますね。それでお聞きしました、どうしてこうできのうやりました。

そうしますと、まず、この特殊法人の改革の案、原案はどこから出でてきたかというと、省庁の中で議論して出てきましたというお答えですね。

の促進をやりましよう、そんなものは全然必要ない。やつてきたわけですよ。そんなものは国民の目から見たらおかしいから、では貿易振興協会としてはどうすればいいのか。それは視点が違うということを言つてゐるのですよ。

○石原国務大臣

質問に沿つてお答えを申し上げておりますが、ジエトロという組織が今の時代に合つたものになつてほしい、そういうことを行革の立場から申し上げ、経産省の方でジエトロの改革案というものが今回出てきたと御理解をいただきたいと思います。その中で、委員が御指摘されたような批判にこたえるには十分ではないようなものもあるということは、私も承知しております。

○石原国務大臣 質問に沿つてお答えを申し上げておりますが、ジエトロという組織が今の時代に合つたものになつてほしい、そういうことを行革の立場から申し上げ、経産省の方でジエトロの改革案というものが今回出てきたと御理解をいただきたいと思います。その中で、委員が御指摘されたような批判にこたえるには十分ではないようなものもあるということは、私も承知しております。

○山田(敏)委員 平沼大臣にお伺いします。

今私が言つてゐることは、今回の特殊法人の改革案、例えばジエトロは輸入業務の一部をやめますというようなことが出てきたのですが、これは委員会でちょっとお伺いしました。これは省内で議論して原案をつくつて出てきた。ほかの特殊法人も全部そんなんですけれども、行政の長としてというよりは、國民の代表として、政治家として、このやり方はよかつたのか悪かったのか、どういうふうにお考へですか。

○平沼国務大臣 これは、一連の行革の中で、国としての基本方針が出ました。そういう中で、その衝に当たつて、そして日夜努力をしている、そ

ういう役所の担当者、それから責任者、それが現状の問題点についていろいろ議論をしました。ですから、ジエトロのことをおつしやいましたけれども、確かに、七〇年代、八〇年代とは状況が違つた。そしてこれからは、輸入促進だったのが、バブルがはじけてこういう世界の状況になつてしまつた。ですから、おのずとやはりジエトロのあり方も変えていかなきやいけない。そういう中で、その衝に当たつていた者が、やはり独善的じやなく

今出でているのは、例えば貿易振興協会でしたら、省内で議論してこの改革案を出しましたと、それについて、そのやり方は国

たら、今まで輸入住宅の展示会をやつて莫大なお金を使つたが、輸入住宅は売れない。輸入自動車

て、いろいろ、議論をする過程においては周りの方々の意見も聞きながらまとめていった、私はそう思います。

しかし、御指摘のように、やはり衆知を集め、そして公の場でやるという手法も、それはとれればよかつたかな、こういうふうに思っています。

○山田(敏)委員 平沼大臣、よく言つていただきました。私は、このような改革は、第三者、経営的なセンスのある人、あるいは国民、納税者としての感覚を持つた人がこれをまず第一に議論するべきだと思います。

例えば、今の貿易振興会のことをお話しますけれども、世界に百十六の事業所があつて、これは在外公館とほぼ同じ条件で皆さん働いていらっしゃいますね。非常に大きな人件費がかかるわけですね。家賃も五十万円とか百万円のところに住んでいらっしゃる。

先日、ウイーンに行きました。ウイーンは音楽の都でございます。このウイーンにジエトロの事務所がござります。大臣、いかがお考えですか。ウイーンに音楽の都なんですが、貿易振興のための何か重要な情報があると。これは百十六もあれば、もととひどいところはたくさんあると思うんですけども、普通に考えたら、ちょっともうこれはやめた方がいいなというふうに思いますが、普通の感覚、これは大事だと思うんですが、いかがですか。

○平沼国務大臣 ちょっと訂正をさせていただきますけれども、ジエトロの海外事務所というのには、五十九カ国、八十事務所、そういうふうに認識があるわけでございます。

○平沼国務大臣 ちょっと訂正をさせていただきますけれども、ジエトロの海外事務所については、從前から、その必要性を十分に吟味して隨時見直しを行っています。だから、九〇年代に入りましてジエトロの海外事務所の配置については、従前から、その必要性を十分に吟味して隨時見直しを行っています。だから、九〇年代に入りましたが、東西冷戦下において、旧ソ連、東欧の情報の窓口として長年機能してきました。現在も、中東欧に関する情報の集積地となつていて、非常に重要な役割を担つております。今後、中東欧の諸国がEUに加盟が見込まれるわけでございまして、欧洲に拠点を有する日本の企業等にとって、ウィーンのセンターの必要性は、私どもは依然として大きいものがあると。しかし、確かにいろいろな拡大をしてきましたから、隨時見直しをしていく、こういうことは必要なことだと思います。

○山田(敏)委員 先ほど平沼大臣の話で、非常に専門的な調査をやつているので喜ばれるということだとつたんですが、私どもは、ジエトロを全部廃止してなくしてしまえという議論もあるんです

が、もう四十五年前に貿易振興のためにできた組織を、この際、今の時代に合ったものに抜本的に変えるべきだと思います。

今、時代、大きな問題が今日日本の企業の中に外的にいろいろあるんですが、例えば、今の在外公館は邦人保護、邦人企業の保護というものが正しく機能されていない。要するに、海外で、特に

今中国、アジア地区が多いわけですから、投資をやつた場合、特に中小企業の方が、今何千社といふいう方が出でていらっしゃいますけれども、大変

なトラブルが起つた、あるいは被害を受けた、

こういう話がいろいろな中小企業の団体の方に聞きました。恐らく、何百社、何千社という方が

トトラブルに巻き込まれて、相談するところがありますから、それから、これから一体何をすべき

のかということをちょっと御提案したいと思う

んです。

そして、上海にある貿易振興会の事務所が一体何をしたのか、それから、これから一体何をすべき

のかということをちょっと御提案したいと思う

んです。

○平沼国務大臣 上海の事例をお出しになつて、トラブルが一件だというお話をされども、私は

各国に出張して、そしてジエトロの駐在員ともいろいろ話をしますけれども、非常に日本から進出

している企業とは緊密な連携をとつてやつてゐる

わけであります。私は、非常にそういう機能は十分果たしている、こういうふうに認識をしております。

そして、御指摘のように、やはりグローバルの時代でございまして、日本から海外に進出をして

いる企業もたくさんあります。ですから、従前以上にそういう機能を高めていくといふことも必要でございますし、また、法律も御審議いただい

ておりますけれども、これからはいわゆる知的財産等もいろいろ大きな、国際的なそういう問題が

出てきますから、そういう機能を高めていくといふことも対応できるようになります。

○山田(敏)委員 大臣、ぜひその方向で、抜本的な機能の改革、そして必要ないところはどんどん

事務所を閉めるということを、これは役所の中からそういう発想は絶対出てきませんから、國民の代表である政治家としての大臣の見識がなけれ

たところでございます。

ウイーンについての御指摘がございました。こ

れは、東西冷戦下において、旧ソ連、東欧の情報

窓口として長年機能してきました。現在も、中

東欧に関する情報の集積地となつていて、非常に

重要な役割を担つております。今後、中東欧の

諸国がEUに加盟が見込まれるわけでございま

す。

がたくさんニューヨークにいらっしゃつたんです

が、空港がすべて閉鎖されました。飛行機は一便

も飛ばない。もちろん、旅行ですから帰ることは

できない。その方たちがニューヨーク総領事に行

かれました。何とかしてください、泊まるところ

がありません、行くところもありません。普通

の在外公館であれば、日本以外の国、これは総領

事館を開放すればいいわけです。

それは普通りますよ、戦争状態なんですから。

日本の総領事は門を閉じたんですね、一人も中

に入れなど。そして、何をやつたかというと、

ホテルのリストの一枚の紙を、助けてくれと來た

人に渡したんです。そんなホテルはとつくる昔に

満杯で行くところがないからみんな来ているんで

す。こういうことがあつたんですね。これは世界

じゅうの在外公館で行われています。

中国もそうなんです。中国は今、上海だけでも

二千社に近い日本と中国の合併企業が操業してい

るんです。それ以上にたくさんの方が行かれ

るんですね。それでいろいろなトラブルに巻き込まれてい

て、そしていろいろなトラブルに巻き込まれてい

るんです。そして、失敗して帰られた話も大臣もたくさ

ん聞かれると思うんですけれども。

では、上海にある貿易振興会の事務所が一体何

をしたのか、それから、これから一体何をすべき

のかということをちょっと御提案したいと思う

んです。

きのうの夜、上海の事務所長に電話をしていた

だきました。恐らく、何百社、何千社という方が

トラブルに巻き込まれて、相談するところがあり

ますから、ジエトロの方に行かれて、これほど

これは機能しております。これは実例を挙げ

うんです。

たから切りがありません。

ちょっと簡単に一つだけ申し上げますけれど

も、九月十一日のテロのときにニューヨークで起

しました。何とかしてください、泊まるところ

がたくさん来られたと思

うんですね。その問い合わせあるいは相談に来ら

れた方のリストを出してください、何件ありまし

たか、そしてこれからどうすればいいか教えてく

ださいと。きのうの夜です。

返事がありました。中国進出の中

小企業の相談の事例、トラブルがあつたというふ

うに報告をいたいたのはたつたの一件です。と

いうことは、ジエトロという組織は、日本の会

社、企業を守る、邦人企業の保護ということです

けれども、こういう機能を全く果たしていないと

いうことですね。

私はこれは、今後のジエトロの機能として、今

大臣が調査、情報が大事だとおっしゃるんですけ

れども、そんなものより、今、中国と日本の関

係、特に中国ですね、こういう役目をジエトロに

大きく負わすべきではないかと思うんですが、い

かがでしようか。

○平沼国務大臣 上海の事例をお出しになつて、

トラブルが一件だというお話をされども、私は

各国に出張して、そしてジエトロの駐在員ともい

ろいろ話をしますけれども、非常に日本から進出

している企業とは緊密な連携をとつてやつてゐる

わけであります。私は、非常にそういう機能は

十分果たしている、こういうふうに認識をしてお

ります。

そして、御指摘のように、やはりグローバルの

時代でございまして、日本から海外に進出をして

いる企業もたくさんあります。ですから、従前以

上にそいつた機能を高めていくといふことも必

要でございますし、また、法律も御審議いただい

ておりますけれども、これからはいわゆる知的財

産等もいろいろ大きな、国際的なそういう問題が

出てきますから、そういう機能を高めていくといふことも対応できるようになります。

○山田(敏)委員 大臣、ぜひその方向で、抜本的

な機能の改革、そして必要なところはどんどん

事務所を閉めるということを、これは役所の中か

らそういう発想は絶対出てきませんから、國民

の代表である政治家としての大臣の見識がなけれ

はできない」とだんと思ひますので、よろしくお願ひします。

次の議題でござりますけれども、地域振興整備公団、今回統合されるわけです。

先日、北海道の旭川に行つてまいりました。これが旭川のパンフレットです。非常に緑が多くて、ごらんになつたらわかる、ほとんど緑でですね。どういう意味かといふと、ここに工場が建つていないとということです。ほとんど緑の公園みたいになつてゐるんですね。

それで、先ほどの田中委員の質問にもあります。一体全体、日本全国でどうなっているのかとた。一件事情で、出していただきました。平成の後半

から分譲を開始された工業団地、いろいろな、リサーチパークとか、テクノパークとか言われた団

地ですね。ほとんど、五%とか一〇%とか、分譲が全く進んでおりません。

この実態は、何でこんなことになつたかというと、もちろん需要予測を誤つた。これだけ来る予定でお金をかけたけれども、全然来なかつた。そ

が非常に甘かつたんですね。それから、もつと厳密に言いますと、営業をやらなかつた、こうい

うふうにおっしゃいました、ちょっと意見をお聞
きしたんですけども。売りに行くとか、売れ

残つたら、普通の会社でしたら、お客様が来た
ら値引きしてくれと言いますから、値引きします

と、これをやらなかつた。それからありそうなところに営業を行つて、どうですかと。これもやらなかつた。これは、そういう努力を何もしな

かつたということですから、当然こういうことになる。

こういうことを次から次に莫大な費用をかけてやつていくと、国民の税金は幾らあつても足りない

い、こういうことになりますが、今までやつてき
たことについて、御所見をお願いいたします。

○平治國務大臣 地域振興整備公団は、地域振興整備公団法と地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律、それから地方拠点

都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進

第二類第七号 特殊法人等改革に関する特別委員会議録第六号 平成十四年十月十四日

に関する法律に基づきまして、昭和三十七年以來、全国で百九十一の団地、これは総面積が六千三百六十五ヘクタール、大変膨大な工業用地や業務用地を造成しまして、分譲を開始してきました。平成十四年三月末までに五千七十五ヘクタールが既に分譲されて、分譲率は八〇%に達しております。

ですから、一定の分譲実績を上げていることは事実だと思っています。こうした取り組みの結果、二千九十企業が新規に地域に立地をしまして、地域の雇用の創出、地域経済の発展に大きく貢献したとは考えております。

しかしながら、ここからなんですが、山田先生御指摘のとおり、近年分譲実績が伸び悩んでいることは事実でございまして、私どもはこれは大変厳しく受けとめております。

したがいまして、こういった状況の中で、私どもはさらに努力をしなければならない、こういうふうに思っておりますが、今御指摘のように、商業をほとんどしていないなかったということは、私はちょっとと信じられないことでございます。これがそういうことで事実であれば、私としてはこれは非常に大きな問題だと思っておりまして、やはり、そういう形で国民の皆様方の税金を使いながら、そして国民の皆様方の御期待におこたえするためにこういう事業をやらせていただいたわけですから、これは、当事者としてさらなる努力をしていかなきゃいけない。

いずれにいたしましても、今厳しい中で、私どもは、工場用地ですとか業務団地の分譲を促進するために一層の努力をしていかなきゃいけない、こういうふうに思っております。

○山田(敏)委員 これもちょっと私の提案をしたんですが、この旭川リサーチパーク、これは、数字からいきますと、分譲率が四六%ということになつてゐるんですね。ところが、よく中身を見ると、分譲率を上げるために、何か細工というんですか、仕掛けがしてあるんですね。

どういうことかといいますと、ここに進出した

株式会社、純粹の民間企業というのはたったの二社しかないんです。あの分譲はどうなったかといいますと、北海道立の研究所をつくったんですね。北海道、道がお金を出してつくった。もう一つは、リサーチセンターという第三セクターをつくっていました。要するに、純粹に民間が買った分譲地というのはたったの二ヵ所しかないということで、数字を見ると分譲率が上がった、こういうことを数字を合わせるためにやられたんじゃないかなというふうに思います。こういうこともあって、近年の分譲率というのは、もうほとんど一〇〇%とか二〇%になつてていることはよく御存じだと思います。

ただ、私が提案したいのは、今、田中議員も申し上げましたように、これだけ膨大な土地を分譲して、もう企業のニーズがほとんどない、幾ら値下げしても幾ら営業努力をやつても、私は大変難しいと思うんですね。ですから、抜本的に考え方を全く変えてしまわないと、この土地を利用するすることはできない。

この旭川リサーチで唯一成功しているのは、リサーチセンターというのを第三セクターでつくって、アメリカでやるインキュベーター、これを第三セクターは一生懸命営業したわけですね。だから、この中だけは一〇〇%近い分譲になつているんです。第三セクターがこれは営業をやつたんですね。そして、机と小さな部屋を月々わずか五万円で貸して、企業を起こしたい、あるいは一人で会社をつくりたいという人にいろいろなサービスを提供している。これはうまくいっていますね。

ですから、こういうことを全国で一生懸命やらないと、今のまま独立行政法人になりましたといふことであつたら、営業はやらない、センスとかそういうものも全く民間と違うことをやつていたら、ますますこれは金利がかかるんでいくばかりだと思いますが、そういう点を一つ申し上げたいと思います。

もう一つは、土地を売るということはもうできないわけですから、ぜひ、リースを導入すると

か、もつと抜本的にこれが活用できる方法、団地だけには限らないで。そういう議論の場をもう一回持つていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。
非常にいい御提案をいただいたと思っておりま
す。今、経済産業省も、例えば、地域の産業クラ
スター計画というのを全国の十九の拠点で展開し
て、いろいろな企業も四千社参画する、これがど
んどん育つてくる。こういったこととも、やはり
できたら、せっかくあるところですから、リース
をするだとかいろいろな知恵を出して、せっかく
あるものを積極的に利用し、それを拡大する、こ
ういったことは私ども取り組んでいきたい、こ
ういうふうに思います。

○山田(敏)委員 時間も参りましたが、最初の私
の質問ですね、だれの見方でこの改革をやるのか
という根本的なところが間違っていると私は思
います。石原大臣、その質問には答えていただけま
せんでしたが、ぜひ、もう一回これをやる
のであれば、根本的に見方を変えてやっていただ
きたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 今はそういう形でスタートをい
たしました。したがって、御指摘のそういう点も
私どもは今後の中に十分取り入れながら、やはり
よりよいものをつくつていかなければいけない、
こういうふうに思います。

○山田(敏)委員 では、時間が参りましたので、
質問を終ります。

○保利委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党的塩川鉄也です。

きょうは、新エネルギー・産業技術総合開発機
構、いわゆるNEDOについてお聞きします。
このNEDOについて、経済産業省は、研究開
発から実用化支援までを包括的に支援マネジメ
ントする中核的研究開発実施機関として創設する
と、このいわゆる新NEDOをうたつておられる
のを拝見しているわけなんです。
そこで、研究開発予算についてですけれども、

委員長、大臣に参考資料でお渡ししたいんですけどれども。

○保利委員長 はい、どうぞ。

ここにグラフでお示しした中身ですけれども、三本のグラフを立ててあります。一番高いものが経済産業省の技術開発予算の総額であります。一九九一年度一千五百五十九億円が、来年度の二〇〇三年度では六千五百九十一億円となっています。次のグラフがNEDOのいわゆる研究開発、技術開発予算の推移ですけれども、二〇〇三年度を見ていだきますと、三千百十五億円ということです。全体の技術開発予算の半分がNEDOから支出をされているということになります。その上で、中小企業庁が実施をしている中小企業向けの技術開発予算、これは人件費の中で大きな役割を占める中小企業、これに非常に小さい割合になつて、これを改める必要があるんじやないか、そういう点でNEDOの組織のあり方ということが問われているんじやないかと思うんです。

研究開発予算についてお聞きしたいわ

けであります。そこで、NEDOが実施しております。されども、まずそのこと

○塩川(鉄)委員 ここにグラフをお示しした中身ですけれども、三本のグラフを立ててあります。一番高いものが経済産業省の技術開発予算の総額であります。一九九一年度一千五百五十九億円が、来年度の二〇〇三年度では六千五百九十一億円となっています。次のグラフがNEDOのいわゆる研究開発、技術開発予算の推移ですけれども、二〇〇三年度を見ていだきますと、三千百十五億円ということです。全体の技術開発予算の半分がNEDOから支出をされているということになります。その上で、中小企業庁が実施をしている中小企業向けの技術開発予算、これは人件費の中で大きな役割を占める中小企業、これに非常に小さい割合になつて、これを改める必要があるんじやないか、そういう点でNEDOの組織のあり方ということが問われているんじやないかと思うんです。

研究開発予算についてお聞きしたいわけですが、これは経済産業省の研究開発課からいだいた資料ですけれども、研究開発プロジェクトの一覧であります。これだけの量をやつておられるということです。準備をしていただきました。なかなか手間がかかつたようで、きのうの遅い時間でいたいたものですから、今後改めて精査をしていきたいと思うんですが、拝見をしますと、それのプロジェクトで名前が並んでいる企業というのが、本当にどなたも御存じのような大手のメーカーが列記をされている状況です。私は、こういつた研究開発予算がNEDOを通じて大きくこういった大手のメーカーに流れている、これが実態だと思うんです。そういう点でも、何で中小企業が見てとれないのか、NEDOから支出される技術開発予算というのは大企業向

け

の点を率直に思うんですけれども、まずそのことをお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 NEDOが実施しております重

点四分野を中心とした研究開発というのは、先端

技術というものが対象でございまして、一つは、リ

スクが高いことから、研究開発を効率的かつ効果

的に実施し、すぐれた成果を得るために、大企

業だけではなくて、すぐれた技術力や経験を有す

る中小企業や地場産業、柔軟な発想で研究を行

う大学の活力を活用する、いわゆる産学官の英知を

結集して実施されているところでございます。

この採択基準についてござりますけれども、

NEDOの研究開発資金の配分に当たりまして

は、原則として一般に広く公募する方式を採用し

ておりますして、その審査に当たりましては、大学

や産業界の専門家等から成る外部審査委員会を設

置して、公正かつ透明な審査を確保すべく努めて

いるところであります。

具体的に申し上げますと、当該技術または関連

技術についての研究開発実績があること、研究開

発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な人員等

を有していること、研究開発事業から得られた研

究開発成果の実用化を図る計画及びその実現につ

いて十分な能力を有していること、こういったこ

とを勘案しつつ、中小企業を含む民間企業や大学

などの研究機関の中から最も効率的かつ効果的に

研究開発が実施できる実施体制を選定して、研究

開発事業を行つているところでござります。

○保利委員長 塩川議員に申し上げます。

資料の配付につきましては、理事会に諮つて、各委員に全部配付ができるような手だてを講じて配付する取り決めになつております。

したがいまして、今回、委員長において許可をいたしましたけれども、全員が皆審議に参加をし

ておられることにかんがみまして、今後は理事会においてお詫びになりますように御注意を申し上げておきます。

どうぞ質問をお続けください。

○塩川(鉄)委員 失礼いたしました。今後そのよ

うに対応していきたいと思っております。

その上で、私、中小企業向けの予算ということ

で経済産業省にお話を聞きましたと、SBIR

という事業につきまして、スマート・ビジネス・

イノベーション・リサーチ、これに取り組まれて

いるというふうにお聞きしているわけですけれども、この実績というのはどういう形であらわれて

いるものでしょうか。

○中村政府参考人 お答えいたします。

ちょっと今手元に正確な資料はございません

が、NEDOのプロジェクトをちなみにとつてみ

ると、NEDOの福祉機器の開発補助金、それか

ら産業技術重要補助金、これらのものについては

SBIRに指定されておりまして、それぞれ実績

を見てみると、福祉機器については八割が中小企

業、それから重要な技術につきましても三割が中小

企業という実績になっております。

○塩川(鉄)委員 それぞれのSBIRに該当する

補助事業につきまして、八割とか三割という数字

をいただきました。SBIRの指定の補助金、そ

れが大きな枠で、そのうち中小企業に向けられる

というのが八割とか三割となつておられるわけです

ね。ですから、全省庁合わせますと一千二百億円

ぐらいあるこのSBIRの対象補助金のうち、実

際には中小企業向けに出されていると言われている

ことはこの目標でも二百五十億というのが実態

だと思います。

○保利委員長 塩川議員に申し上げます。

研究開発が実施できる実施体制を選定して、研究開発事業を行つているところでございます。

したがいまして、今回、委員長において許可をいたしましたけれども、全員が皆審議に参加をし

ておられることにかんがみまして、今後は理事会

においてお詫びになりますように御注意を申し上げておきます。

十二年度、上からごらんいただきますと、例え

ば二番、中小企業向けと言われている事業とい

のが実施者はどこかと見ると、日本鋼管テクノ

サービス株式会社、これは日本鋼管グループの企

業であります。それから、三番の株式会社日鉄技

術情報センター、これは新日鐵の一〇〇%の子会

社であります。さらにめくらべていただきまして、

二十一番の日本鋼管テクノサービス株式会社とい

うのも先ほど紹介した日本鋼管のグループ企業。

二十四番の日鉄技術情報センターというのも先ほ

ど紹介した新日鐵の一〇〇%子会社。それ以外

に、二十五番に地熱エンジニアリング、三十番に

原田電子工業、これが私たちが率直にいつも思つ

ているいわゆる中小企業であります。

つまり、十二年度を見ましても、六つの企業が

中小企業向けとすることで補助金を受けているわ

けですけれども、そのうちの四つまでが実際には

大手企業の子会社になっている。

十三年度も同様であります。十三年度も同じよ

うに、新日鐵の日鉄技術情報センターですとか、

九州電力のグループ企業、十番がそうですけれども、

九州電力のグループ企業、十番がそうですけれども、

九電産業株式会社、こういうのがずっと並ん

でいる。

つまり、中小企業向けと言われていますけれども、実際にはその大半が大手企業の子会社ばかり

になっています。何でこれが中小企業なのか。経済

産業省の言う中小企業というのは、こういう大企

業の一〇〇%子会社のことをいうんでしょうか。

大臣、いかがでしよう。

○平沼国務大臣 今、具体的な表でお示しをいた

しました。しかし、範疇としては中小企業には

間違いないわけでありまして、大企業があつて、

その中で中小企業がたくさんあるというのがある

意味では日本の産業界の実態、こういうこともあ

るわけですから、そういう意味では、それを反映

しているということも私は言えるかも知れない。

ですから、大企業の中の一つの中小企業だから全

部大企業、こういう見方は私は妥当ではない、こ

のようにも思っています。

○塩川(鉄)委員 経済の過半数の役割を占め、雇

用の七割を支える中小企業、それこそ身近な、地

元で、地域で頑張っておられる中小企業というのを大いに支援してもらいたいというのが国民の声であるわけで、SBIRを大いに進めるのであるれば、実際にはそういう中小企業の支援であるべきであつて、大手企業の一〇〇%子会社、まさに大企業と一緒にところにこういった形で中小企業向けの名で補助金を出すというのは、これは逆立ちしているんじやないかと私は率直に思うわけです。

経済産業省の技術開発補助金も、全体として私は特定の大手企業に偏っていると思うんですね。例えば、二〇〇〇年度の予算分で見ても、日立一社で五十八億円の補助金が出されている。三菱電機にも四十八億円、東芝は四十七億円、三井重工機の二社の合計だけで中小企業の分を上回るようなのが実態だと思うんです。

ですから、私、中小企業を本当に支援して、日本を振興するという立場に立つのであれば、何でこの技術開発予算が中小企業向けにもっと行かないのかと率直に思つんすけれども、改めて、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 先ほどの答弁でお答えをさせていただきましたけれども、これは審査に当たりましては、そういう意味では非常に公正で、有識者も入れて厳正な形で審査をしています。その結果として御指摘のような形に相なつて、こういうふうに思つておられるわけであります、やはり日本の一の産業構造として、全国で企業が五百社ございまして、そのうちの九九・七は中小企業、こういうふうに言われておりますけれども、しかし、主体的に日本の経済を引っ張つている、そういうた技術力だと、新しく新技术を起こすというその比率というのは、やはり構造上、大企業に連なるそういう中小企業というものが持つて、いる、そういう実態も私はあると思っています。

しかし、御指摘のように、やはり中小企業の中

でも本当に新しい技術開発で頑張つておられるところはございまして、そういったところをなるべくピックアップでくるような、そういう体制は私はとつていく必要がある、このように思います。

○塙川(鉄)委員 私は、率直に、中小企業に向けての視野が狭いんじゃないかと思うんです。

今申しましたように、十二年度、十三年度のこの事業を紹介しました。どちらも提案公募型ですよ。広く募るということでやつておきながら、合わせて十二の事業のうち八つまでが大企業の子会社でしょう。私は、大企業がわざわざ中小向けのSBIRの予算をとるために子会社に話を回して補助金をもらうようにしたんじゃないか、こういうことも率直に思わざるを得ないような状況じゃないですか。もつとしっかりと中小企業に目を向けて、その技術開発を光らせるような、そういうところにこそ全力を擧げるべきだというふうに率直に思うわけです。

そういう点で、例えば大田区に行つて、熱心な中小企業の方にお話を聞きました。大学の教官の方とも共同研究をされているような熱心な中小企業の経営者の方のお話を伺いましたけれども、NEDOについてどうですか、NEDOで利用できるような仕組みがありますかというふうにお聞きしましたら、私たちにとってはNEDOは遠い存在だと。これが率直な実態じゃないですか。

従来型の、それこそ護送船団方式の大手メーカーに重点的に支援をしていく、そういう枠といふのがずっと引きずられて今でも行われている、これがこのNEDOの組織の現状じゃないかということを、先ほどの提案公募型の補助金の支出の内容を見ても率直に言わざるを得ないわけです。中小企業に顔を向ける、その気そのものがないんじゃないかなとかということを疑わざるを得ない。

というのも、例えば、去年経済産業委員会でもバイ・ドール制度について議論させていただきました。これは、日本版のバイ・ドール制度はアメリカのバイ・ドール制度と違うところがある。それは、アメリカのバイ・ドール制度というのは、

日本のバイ・ドール制度には、こういった中小企業優先というのはあるんですか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

米国において一九八〇年に制定されましたいわゆるバイ・ドール法の当初の目的というのは、連邦政府の支援を受けた研究開発から生じた特許権等を大学や中小企業等に帰属させることにより、その利用を促進することであつたと承知をしております。

しかしながら、一九八三年には、大統領スマロンダムによりまして、バイ・ドール法の対象を大企業も含めてすべての企業に拡大していることから、結果的に、日本のバイ・ドール制度間には本質的な差異はないものと考えております。

経済産業省といたしましては、中小企業向けの委託研究開発制度につきましても日本版バイ・ドールを適用するとともに、例えば十三年度実績で、地域新生コンソーシアム研究開発事業、これは百億、二百七件、また、課題対応技術革新促進事業、これは二十一億円、二百八十件など、各省ににおいてその徹底を図るべく、中小企業技術革新制度、先ほど来出ておりますSBIRに係る関係省庁連絡会議において、日本版バイ・ドールを適用するように働きかけて、こういう現状でございます。

○塙川(鉄)委員 八三年からアメリカでは大企業にも拡大した、だから日本のバイ・ドールも同じだというわけですけれども、でも、アメリカの場合には、スタートから中小企業優先というのをはつきりうたっているわけです。日本には、そもそもつくったときにはそういうものもないわけでしょう。

アメリカのこのバイ・ドール制度については、

その法律の制定時に、中小企業優先というのを明確にしているんですよ。八〇年制定のこのバイ・ドール法の第一の目的には、連邦政府の支援を受けた研究開発から生じた特許権などを中小企業と大学に帰属をさせて利用促進を図るあるわけですね。

日本のバイ・ドール制度には、こういった中小企業優先というのはあるんですか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

米国において一九八〇年に制定されましたいわゆるバイ・ドール法の当初の目的というのは、連邦政府の支援を受けた研究開発から生じた特許権等を大学や中小企業等に帰属させることにより、その利用を促進することであつたと承知をしております。

しかしながら、一九八三年には、大統領スマロンダムによりまして、バイ・ドール法の対象を大企業も含めてすべての企業に拡大していることから、結果的に、日本のバイ・ドール制度間には本質的な差異はないものと考えております。

経済産業省といたしましては、中小企業向けの委託研究開発制度につきましても日本版バイ・ドールを適用するとともに、例えば十三年度実績で、地域新生コンソーシアム研究開発事業、これは百億、二百七件、また、課題対応技術革新促進事業、これは二十一億円、二百八十件など、各省ににおいてその徹底を図るべく、中小企業技術革新制度、先ほど来出ておりますSBIRに係る関係省庁連絡会議において、日本版バイ・ドールを適用するように働きかけて、こういう現状でございます。

○塙川(鉄)委員 八三年からアメリカでは大企業にも拡大した、だから日本のバイ・ドールも同じだというわけですけれども、でも、アメリカの場合には、スタートから中小企業優先というのをはつきりうたっているわけです。日本には、そもそもつくったときにはそういうものもないわけでしょう。

アメリカのこのバイ・ドール制度については、

出に直結するような研究開発プロジェクト、フォーカス21の創設をいたしました。それからもう一つは、産学官連携の強化や研究開発型ベンチャーの創出等を通じたイノベーションの加速化等を実施して、我が国産業の競争力強化を図ることにしております。

このうち、いわゆるフォーカス21については、市場化に向けた産業界の具体的取り組みが示されること、企業が資金、人材等を負担すること等を前提として、短期間で実用化、事業化に直結するプロジェクトを厳選して、予算を重点四分野で、御指摘のとおり三十テーマでございますけれども、投入を図ったところでございます。

いろいろ御指摘がございましたけれども、私どもとしては、今の日本経済にとつては、やはりすぐ活性化に結びつく、そういうことが喫緊の課題だ、こう思つておりますので、厳選をして、御指摘のような国民に過度な負担が生じないよう、そういうことを厳に私どもはしっかりと踏まえてやつていかなければならぬ、このように思つています。

○塙川(鉄)委員 ディーゼルの排ガス規制が今大問題になつていてますけれども、こういった技術開発について、これはメーカー負担でやつていてるというふうに経済産業省も説明しているわけですよ、目先のもうけにつながるということで。そういう点でも、私、メーカー負担できちんと行きだすことを改めて求めて、質問を終わりにします。

○保利委員長 次回は、明十五日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会